

国分寺市子育て・子育ちいきいき計画

(第二期国分寺市次世代育成支援対策地域行動計画)

平成 22 年 3 月

国分寺市

はじめに

国分寺市は、平成 13 年 2 月に地域保健福祉計画の分野別計画として、児童育成計画と母子保健計画を定め、児童に関する施策の実現に取り組んできました。

その後、国は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法を制定し、各自治体に対し子育て支援施策の体系化を図る「次世代育成支援対策地域行動計画」の策定を義務付けました。これを受け国分寺市でも、平成 17 年 3 月に、10 か年計画である児童育成計画・母子保健計画の中間見直しを行った際、その後期 5 か年を国分寺市次世代育成支援対策地域行動計画として位置づけ、策定してきました。本計画は、この国分寺市児童育成計画・母子保健計画を引き継ぐ 10 か年の計画であるとともに、その前期 5 か年を国分寺市次世代育成支援対策地域行動計画第二期計画として位置づけるものです。

今回、この計画を策定するにあたり、国分寺市らしい計画の策定と実効性のある次世代育成支援としていくため、市民アンケート調査を実施し、公募により選出された市民、識見者、関係機関・団体の代表、市職員あわせて 24 人の委員で構成される「(仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画検討委員会」を平成 21 年 6 月に設置して検討を開始し、平成 22 年 2 月に検討結果の報告を受けました。その報告書を基に、市の計画とするための検討を行い、パブリック・コメントの実施を経て、「国分寺市子育て・子育ていきいき計画」としてまとめたものです。

今後、この計画を着実に推進し、計画の基本理念である「一人ひとりを大切に みんながみんなの中で心豊かに育ち合い、支え合う」国分寺市の実現をめざし努力してまいります。

最後に、アンケート調査やパブリック・コメント等にご協力いただきました市民の皆様には感謝申し上げます。また、本計画の策定にあたり、精力的に取り組んでいただきました検討委員会の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

国分寺市長 星野 信夫

目 次

国分寺市子育て・子育ていきいき計画 (第二期国分寺市次世代育成支援対策地域行動計画)

第 部 本編

第1章 国分寺市子育て・子育ていきいき計画策定の趣旨

- 1. 計画策定の目的 P 1
- 2. 計画の性格 P 1
- 3. 計画の期間 P 2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念 P 3
- 2. 基本目標 P 3
- 3. 施策の全体像 P 5
- 4. 重点施策 P 7

第3章 児童を取り巻く状況

- 1. 児童人口等の推移 P 8
- 2. 児童に係わる施設及びサービスの状況 P 10

第4章 施策・事業の展開

- 1. 子どもの権利に対する理解を広め、深める P 13
- 2. 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する P 22
- 3. 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす P 29
- 4. 健康に過ごすことができるまちをつくる P 35
- 5. 仕事と生活との調和を実現する P 44
- 6. 親や家族も支援する P 49
- 7. 確かな学力と豊かな心を育む P 61
- 8. 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす P 67
- 9. 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる P 74
- 10. 市民の共助による子育て・子育て支援を進める P 80
- 11. 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める P 84

第5章 計画の推進のために

- 1. P・D・C・Aマネジメントシステムの確立 P 87
- 2. 計画の推進体制 P 88

第 部 資料編

資料 1	(仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画検討委員会	設置要綱	・・・・・・	P 8 9
資料 2	(仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画検討委員会	委員名簿	・・・・・・	P 9 1
資料 3	(仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画検討委員会	審議経過	・・・・・・	P 9 2
参考資料 1	国の行動計画策定指針(市町村行動計画の内容に関する事項)と国分寺市子育て・子育ていきいき計画(事業)の対応表	・・・・・・	・・・・・・	P 9 3
参考資料 2	次世代育成支援対策地域行動計画第一期計画「国分寺市児童育成計画」(後期計画)(策定期間:平成 17 年度~21 年度)と第二期計画「国分寺市子育て・子育ていきいき計画」(前期計画)(策定期間:平成 22 年度~26 年度)の対比表	・・・・・・	・・・・・・	P 9 6
参考資料 3	国及び東京都へ報告した特定事業の数値目標	・・・・・・	・・・・・・	P 1 0 0
参考資料 4	計画の掲載事業一覧	・・・・・・	・・・・・・	P 1 0 2
参考資料 5	計画の事業カレンダー	・・・・・・	・・・・・・	P 1 6 0

第 部 本編

第1章 国分寺市子育て・子育ていきいき計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

国分寺市子育て・子育ていきいき計画は、行政と、子育て家庭、地域で住み活動する市民等による協力・協働・連携によって、子ども自身の成長やすべての子育て家庭を支援するとともに、家庭や地域において育つ喜び、子育ての喜びが実感でき、地域社会が、子どもが健やかに成長していける場（＝居場所）となることを目指して、市の今後の子育て・子育て施策の具体的な方向や取り組む内容について定めることを目的としています。

本計画は、国分寺市児童育成計画・母子保健計画に基づく計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法で策定が義務付けられている市町村行動計画としての役割ももっています。市町村行動計画の策定に先がけ、国は「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立と、家庭における子育てを包括的に支援するための『新たな次世代育成支援の枠組み』の構築」の二つの取り組みを進め、これの実現のために「新待機児童ゼロ作戦（待機児童の解消）」（平成20年2月27日厚生労働省）を展開していくこととしています。

本計画では、新たな取組を含め200以上におよぶ施策・事業を含む計画として策定しました。

2. 計画の性格

(1) 国分寺市児童育成計画・母子保健計画に基づく国分寺市子育て・子育ていきいき計画

本計画は、国分寺市児童育成計画・母子保健計画（平成12～21年度）の10年間の施策の展開状況、市の子育て・子育ての状況を踏まえ、すべての子どもとすべての子育て家庭を対象に、平成22年度から平成31年度までに取り組むべき施策の方向性や具体的な事業内容・数値目標を定めています。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を、国分寺市の次世代育成支援対策地域行動計画第二期計画として位置づけ、取り組むべき具体的な施策・事業内容・数値目標を明らかにするものです。

(3) 市の関連する計画との関係

本計画は、市の上位計画である「長期総合計画」との整合を図りました。

(4) 全庁的に取り組む計画

本計画の各施策・事業の展開にあたっては、庁内の関係する課が連携し、全庁的に取り組むことで、推進していくものです。

(5) 市民参画により策定する計画

本計画は、国分寺市らしい計画の策定と次世代育成対策を着実に推進するために、学識経験者、一般公募の市民、学校関係者、保護者代表、福祉関係者で構成する検討委員会（(仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画検討委員会）を設置し、策定されました。

また、検討に先がけて、就学前児童の保護者 1,000 名、小学生児童の保護者（一部本人回答項目あり）2,000 名、中学生本人 200 名を対象としてアンケートを実施しました。回収率は平均 36.1%となっています。この結果を参考に、検討を行いました。

(6) 具体的な事業内容

全体 212 事業のうち、子育て支援課 50 事業、子育て相談室 20 事業、保育課 15 事業、健康推進課 24 事業と直接子どもにかかる施策が多くを占めています。基本理念の実現のためには、これらの事業の充実だけでなく、全庁的な、各課の連携が必要であることも盛り込んでいます。

3. 計画の期間

国分寺市子育て・子育ていきいき計画の期間は平成 22 年度から平成 31 年度の 10 年間です。

なお、次世代育成支援対策地域行動計画第二期計画に該当する部分は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間です。

	平成 12～16 年度	平成 17～21 年度	平成 22～26 年度	平成 27～31 年度
市の計画	児童育成計画 前期計画	児童育成計画 後期計画	子育て・子育て いきいき計画 前期計画	子育て・子育て いきいき計画 後期計画
	母子保健計画 前期計画	母子保健計画 後期計画		
市次世代育成 支援対策 地域行動計画		第一期計画	第二期計画	

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

計画の基本理念は、現在の子育てや、子育ての置かれている環境や、国分寺市の状況を踏まえ、

一人ひとりを大切に
みんながみんなの中で心豊かに
育ち合い、支え合う

としました。

すべての子どもと大人の「一人ひとりを大切に」、子どもだけでなく親も含めた、ほっとできる居場所づくりをみんなで進めていくことを大切にします。

子育ては、いろいろな人が見守っている中で、子どもも大人も「みんなが、みんなの中で」、楽しい支え合いにより進められることが必要です。それにより、子どもたちは、「心豊かに」育つものです。

「みんなで」すべての子どもと一緒に育ち合うことが可能となるよう、「みんなで」支え合っ
て子育てを進めていきます。

2. 基本目標

基本理念を実現するため、つぎの3つの基本目標を定めます。

基本目標 - 1

一人ひとりの子どもとていねいに向き合う

基本目標 - 2

子どもの育ち・子育てを支援する環境をつくる

基本目標 - 3

子どもの育ち・子育てを支援するつながりを広げる

(1)一人ひとりの子どもとていねいに向き合う(基本目標1)

一人ひとりの子どもが自分らしく、また安心して生きる子どもの権利の尊重が大切です。子どもは、愛情と理解をもって育てられ、その成長段階に応じて、遊び、学び、社会参加できることや、安全安心な生活環境が保たれた中で、成長していく必要があります。

子育て支援は、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮することが重要です。子どもの生存権や発達する権利を奪う行為（児童虐待など）を防ぐとともに、子どもの主体性を尊重し、自分の気持ちを様々な形で表現する子どもに対し、誠意をもって、一人ひとりの子どもとていねいに向き合い、具体的な支援を行うための諸条件を整備していきます。

(2)子どもの育ち・子育てを支援する環境をつくる(基本目標2)

子どもは、次代を担い、社会を支えていく原動力です。地域にとっても、子どもの健やかな成長は、活力あるまちづくりを支えるものとなります。

子どもたちの豊かな人間性を形成し、生きる力を育むためには、家庭、学校、地域が連携し、社会全体で次代の親づくりを視点に、子育て・子育てに取り組む必要があります。

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、急速に多様化しています。子育て家庭がゆとりを持って、喜びを感じながら子育てができるように、各々の家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

子育てと仕事の両立支援や経済的な支援、すべての子育て中の保護者が孤立化することがないように、相談事業の充実や心のケア、保護者同士が相互に相談し合えるような機会の提供などを行い、子どもの育ち、子育てを支援する環境をつくります。

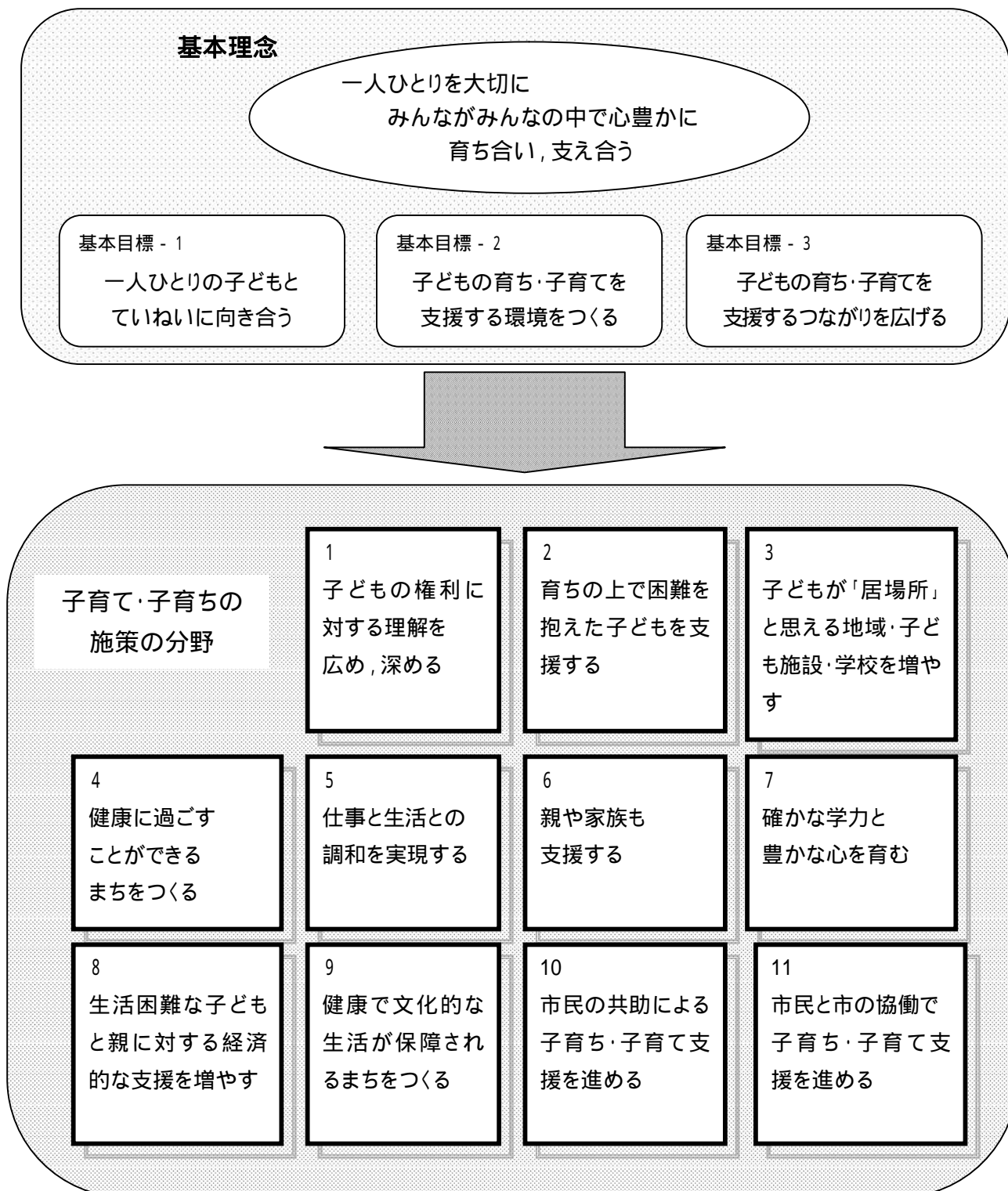
(3)子どもの育ち・子育てを支援するつながりを広げる(基本目標3)

次代を担う子どもを育むためには、子育て家庭のみならず、行政、地域、企業、職場など地域社会全体が協力して子育て支援に取り組む必要があります。

それぞれが立場に応じた役割を果たし、地域の社会資源を効果的に活用し、子育てにかかわる地域の活動団体、地域に住む市民等と連携して、それぞれの役割を果たしながら、子どもの育ち、子育てを支援するつながりを広げていきます。

3. 施策の全体像

基本目標を踏まえ、次のとおり 11 の子育て・子育ての施策の分野を定めました。また、それぞれに具体的な取組みの方向を定めます。



基本理念 基本目標

一人ひとりを大切に

みんながみんなの中で心豊かに育ち合い

支え合う

一人ひとりの子どもと
ていねいに向き合う

子どもの育ち・子育てを
支援する環境をつくる

子どもの育ち・子育てを
支援するつながりを広げる

施策の分野

施策の取り組みの方向

1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	子どもの権利と「(仮称)子どもの権利と未来を守る条例」の普及啓発の取り組み
	子どもの権利に関する相談及び救済の充実
	子どもの居場所づくりの充実
	児童虐待防止・予防対策の充実
	子どもの自立支援
	子ども自身の組織や活動の支援
	子どもの発言・参画の機会の拡充
子どもの権利に基づく子育て支援の充実	
国分寺子ども白書の刊行	
2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	早期発見と一貫した支援の充実
	日常生活への支援の充実
	障害のある子どもがいる家庭への経済的負担の軽減
3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	児童館の充実
	子どもの遊び場・公園等の整備
	公共施設等の中高生の利用機会の拡大
4 健康に過ごすことができるまちをつくる	子どもと親の健康の確保
	食育の推進
	思春期の保健対策の充実
	小児医療の充実
5 仕事と生活との調和を実現する	子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し
	仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援
6 親や家族も支援する	地域における子育て支援サービスの充実
	保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充
	多様な保育サービスの展開
	学童保育所の充実
7 確かな学力と豊かな心を育む	体験学習の充実
	環境学習の充実
	中高生が乳幼児とふれあう機会の拡充
	不登校児童・生徒への施策の充実
	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進
特別支援教育の充実	
8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	医療費補助の充実
	児童手当等の充実
	ひとり親家庭等の支援
9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	バリアフリーとユニバーサルデザインのみちづくり
	安全な道路交通環境の整備
	交通安全学習
	安全なまちづくり
	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
被害にあった子どもの保護	
10 市民の共助による子育て支援を進める	地域社会における子どものための活動援助
	地域の住民が参画した世代間交流の推進
11 市民と市の協働で子育て支援を進める	市と市民との協働による協働事業等の取り組み

4．重点施策

施策の全体像（前頁）では，1～11の施策の分野ごとに複数の「施策の取り組みの方向」を定めました。

それぞれの中から，課題等の重要性を勘案して，今後，市として優先的・重点的に推進する施策を「重点施策」としました。

市の事業は，所管課でそれぞれの目的のもと，事業の推進を図っていくものですが，特に市として，全庁的な視点で力を入れるべき施策を，重点施策としました。

重点施策の事業としては，新規事業の設置や，既存の事業を拡充していく方向です。

施策分野別の重点施策

施策の分野	重点施策(重点的に推進する「施策の取り組みの方向」)
1 子どもの権利に対する理解を広め，深める	子どもの居場所づくりの充実
	児童虐待防止・予防対策の充実
2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	早期発見と一貫した支援の充実
3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	児童館の充実
	子どもの遊び場・公園等の整備
	公共施設等の中高生の利用機会の拡大
4 健康に過ごすことができるまちをつくる	子どもと親の健康の確保
	小児医療の充実
5 仕事と生活との調和を実現する	子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し
	仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援
6 親や家族も支援する	地域における子育て支援サービスの充実
	保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充
7 確かな学力と豊かな心を育む	体験学習の充実
	不登校児童・生徒への施策の充実
	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進
9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり
10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	地域の住民が参画した世代間交流の推進
11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める	市と市民との協働による協働事業等の取り組み

第3章 児童を取り巻く状況

1. 児童人口等の推移

(1) 総人口の推移

近年の市の総人口は、各年齢層において毎年微増している傾向にあり、平成21年1月1日現在では、115,863人となっています。

住民基本台帳による年齢(3区分)別人口の推移

単位:人

年次	年少人口	生産年齢人口	老年人口	総人口
	(0歳～14歳)	(15歳～64歳)	(65歳以上)	
平成12年	12,865	77,133	15,383	105,381
平成13年	13,267	78,631	16,226	108,124
平成14年	13,506	79,302	17,066	109,874
平成15年	13,668	79,523	17,930	111,121
平成16年	13,764	79,194	18,450	111,408
平成17年	13,842	79,429	19,050	112,321
平成18年	14,243	79,956	19,695	113,894
平成19年	14,206	79,639	20,425	114,270
平成20年	14,240	79,668	20,998	114,906
平成21年	14,337	79,833	21,693	115,863

国分寺市統計からの抜粋。外国人登録者を含みません。

(2) 児童人口の推移と予測

就学前児童の人口については、平成17年から平成21年までの推移と、それに基づいた平成26年までの予測(コホート変化率法による人口推計)を行いました。下表のとおり、5歳児は平成25年度をピークとして減少傾向を示しております。それ以降の年齢については、1年ごとに純減すると予測されています。また、小学生児童の人口は、やはり下表のとおり、たとえば、10歳児については平成25年度においてピークを示し、それ以降の年齢についても、1年ごとに純減すると予測されます。

就学前児童人口の推移と予測(0～5歳児)

単位:人

年齢	実績					推計				
	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
0歳児	932	939	916	1,007	975	952	949	946	938	933
1歳児	943	935	920	947	952	922	900	897	894	886
2歳児	967	940	913	910	959	964	934	912	909	906
3歳児	966	984	920	911	920	970	975	945	923	920
4歳児	961	967	956	939	900	910	959	964	934	912
5歳児	999	965	973	977	952	912	923	973	978	948
0歳～5歳 合計	5,768	5,730	5,598	5,691	5,658	5,630	5,640	5,637	5,576	5,505

小学生児童人口の推移と予測(6～11歳)

単位:人

年齢	実績					推計				
	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
6歳児	940	994	952	978	980	955	914	926	976	981
7歳児	895	963	1,001	965	994	996	971	930	941	992
8歳児	957	907	963	1,006	971	1,000	1,002	977	936	947
9歳児	936	979	925	950	1,008	973	1,002	1,004	979	938
10歳児	968	946	977	957	968	1,025	990	1,019	1,021	996
11歳児	936	985	957	980	943	954	1,010	975	1,004	1,006
6歳～11歳 合計	5,632	5,774	5,775	5,836	5,864	5,903	5,889	5,831	5,857	5,860

太字は、各年齢における人口のピークを示しています。

児童人口は、各年4月1日現在とし、外国人登録者を含んでいます。

コーホート変化率法とは、コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4歳の子ども人口は、15～49歳女子人口との比率により推計する方法です。

2. 児童に係わる施設及びサービスの状況

(1) 小学校・中学校

施設の種類	概要	備考
小学校 公立が 10 校 私立が 1 校	児童数：公立 5,293 人 私立 644 人 教員数：公立 236 人 私立 27 人	平成 20 年 5 月 1 日現在
中学校 公立が 5 校 私立が 1 校	児童数：公立 2,145 人 私立 680 人 教員数：公立 126 人 私立 25 人	平成 20 年 5 月 1 日現在

(2) 保育所関連及び保健・福祉サービス

施設の種類	概要	備考
認可保育所 公設公営が 6 箇所 公設民営が 2 箇所 民設民営が 6 箇所	保護者の就労や病気などにより、家庭内で保育ができない児童をお預かりし、保護者に代わって、保育する施設。児童福祉法に基づき市が設置を届け出た、又は社会福祉法人等が認可を受けて設置した児童福祉施設をいう。	平成 21 年 12 月現在の定員の合計は、1,343 名
認証保育所 5 箇所	東京都が多様な保育需要に対応するため、創設した保育施設。駅前に設置することを基本とした A 型と、小規模で家庭的保育所の B 型がある。	平成 21 年 12 月現在の定員の合計は、174 名
保育室 1 箇所	保育を必要とする生後 57 日以上 3 歳未満の児童を対象にした定員 30 名未満の小規模な保育施設。	平成 21 年 12 月現在の定員の合計は、24 名
家庭福祉員 4 箇所	保育を必要とする生後 57 日以上 3 歳未満の児童を対象に、保育士、教員、看護師などの資格を持った者が、長年の子育て経験を活かして、家庭福祉員の自宅で子どもを預かるもので、定員は 3～5 名。	平成 21 年 12 月現在の定員の合計は、20 名
病後児保育 3 箇所	保育施設に入所している病気の回復期にある児童を対象とし、保育所併設等の保育室で一定時間の保育を実施する。	平成 21 年 12 月現在の定員の合計は、12 名
子ども家庭支援センター 1 箇所	18 歳未満の子どもと子どもを育てる家庭を支援するため、相談事業、サービス調整事業、地域ネットワーク事業、子ども家庭在宅サービス、親子スペース事業、広報活動を行う施設。	
こどもの発達センターつくしんぼ 1 箇所	育児の悩みなどの相談から、医療・心理・言語・運動機能など、専門的な相談まで幅広い相談を実施。それぞれに応じた子育てと発達の援助を実施する。	
保健センター 2 箇所	健診、両親学級等の講習会、健康に関する各種相談事業を行っている。	

(3)学童保育所,児童館,幼稚園など

施設の種類	概要
学童保育所 公設公営：11箇所 公設民営：3箇所	保護者の就労等により昼間適切な監護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的としている。当市の入所要件は、市内在住で小学1年生～3年生、ただし、障害児は中学生まで。保育時間は、下校時から午後6時。休校日は午前8時30分から午後6時。第二光町学童保育所、第一・第二新町学童保育所は、下校時から午後7時。休校日は午前8時00分から午後7時。
児童館 公設公営：5箇所 公設民営：1箇所	0歳から18歳未満の子どもを対象に、遊具や本などを設置し、子ども達や親子が好きな時に来て、好きなことをして遊ぶことができる場所。開所時間は、午前10時より午後6時まで、ただし、しんまち児童館は、午前10時より午後7時まで。休館日は、日曜日、国民の祝日、第4月曜日、年末年始。
親子ひろば 公設公営：8箇所(うち委託1箇所・ボランティアと市の共同運営1箇所) 市民活動団体と市の協働運営：3箇所	乳幼児(おおむね0～3歳)の親子、妊娠中の方が市内のどこに住んでいても利用でき、気軽に遊び、交流・育児相談ができる場所。
幼稚園 私立：7箇所	満3歳から小学校就学前までの児童を対象とした学校教育法に定める学校の1つ。
プレイステーション 協働運営：1箇所	青少年のための「冒険遊び場」。生き生きと安全に遊べるように、プレイリーダーが遊びを指導し、子どもを見守る。

(4)スポーツ施設

施設の種類	施設内容	使用時間
スポーツセンター	第1体育室...バスケットボール, バレーボールなど。 第2体育室...軽体操, 軽スポーツなど。	午前9時30分～午後9時30分 (フィットネスルームは午後10時30分まで)
けやき運動場	野球など。	午前9時～午後5時
ひかりスポーツセンター	第1体育室...バスケットボール, バトミントンなど。 第2体育室...軽体操, 軽スポーツなど。	午前9時30分～午後9時30分
野球場・テニスコート	戸倉野球場 戸倉第一テニスコート 戸倉第二テニスコート	午前9時～午後5時(2時間単位)
室内プール	一般プール：25m×6コースなど。	午前9時30分～午後10時30分

スポーツ施設の管理・運営は、指定管理者が行っています。

(5) 公民館, 図書館

施設の種類	施設内容	開館時間
公民館 5 箇所	本多公民館 恋ヶ窪公民館 光公民館 もとまち公民館 並木公民館	午前 8 時 30 分 ~ 午後 10 時
図書館 6 箇所	本多図書館 恋ヶ窪図書館 光図書館 もとまち図書館 並木図書館 本多図書館駅前分館	火 ~ 日曜日: 午前 10 時 ~ 午後 5 時。ただし, 本多図書館は火 ~ 金曜日午前 10 時 ~ 午後 8 時 (祝日は午後 5 時まで)

(6) 児童に係わる手当など

(平成 21 年 12 月 1 日現在)

手当等の種類	概要
児童手当	小学校修了前まで子どもを養育している世帯に対して行う現金給付。所得制限がある (所得が高い者は給付を受けられない)。 3 歳未満: 一律 月額 10,000 円 3 歳以上: 第 1 子・第 2 子 月額 5,000 円, 第 3 子以降 月額 10,000 円 制度改正の予定あり。
乳幼児医療費助成	義務教育就学前までの乳幼児の医療費 (保険診療の自己負担分) を助成する。所得制限はなし。
義務教育就学児医療費助成	小学校 1 年生から中学校 3 年生までの児童の医療費 (保険診療の自己負担分) を助成する。所得制限あり。ただし, 通院 1 回につき 200 円の自己負担あり。
児童扶養手当 (母子家庭等に対する扶養手当)	母子家庭等が児童を扶養していることに対する手当。対象となる児童は 18 歳未満 (中度以上の障害を有する児童は 20 歳未満)。対象となる家庭は, 父母が離婚, 父が死亡または生死不明, 父に 1 年以上遺棄され, 父が法令により 1 年以上拘禁, 婚姻によらないで出生, 父が重度の障害を有するなど。ただし, 所得制限がある。
児童育成手当 (母子家庭及び父子家庭等に対する手当)	母子家庭または父子家庭等が児童を育成していることに対する手当で, 対象となる児童は 18 歳未満。対象となる家庭は, 父または母が離婚, 父または母が死亡または生死不明, 父または母に 1 年以上遺棄, 父または母が法令により 1 年以上拘禁, 婚姻によらないで出生, 父または母が重度の障害を有する (身体障害者手帳 1・2 級, 愛の手帳 1 ~ 3 度)。ただし, 所得制限がある。
ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭または父子家庭の保護者と児童に対する医療費の助成で, 対象となる児童は 18 歳未満 (中度以上の障害を有する児童は 20 歳未満)。対象となる家庭はほぼ児童育成手当と同様 (重度の障害では, 常時介護を要する状況)。所得制限がある。
私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金・幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園等に入園している 3 ~ 5 歳児の保護者の経済的負担を軽減するため, 世帯の所得に応じて, 補助金を支給する。住民基本台帳または外国人登録原票に記載された幼児の保護者で, 保育料を私立幼稚園, または都知事が認定した幼稚園類似の幼児施設に納入した方。ただし, 幼稚園就園奨励費補助金は幼稚園のみ。
幼児養育費補助金	幼児の健全な育成を助長し, 幼児教育の充実と振興を図るため, 幼児を養育する次の保護者に補助をする。 療育している幼児が同じ世帯に住み住民票 (外国人登録を含む) に記載されている。 在宅の 4 ~ 5 歳児, または補助金の交付を受けていない保育施設等に在籍している 3 ~ 5 歳児の保護者。

第4章 施策・事業の展開

本章では、11 の子育て・子育ての施策の分野ごとに「1．現況と課題」、「2．施策の取組みの方向」、「3．施策・事業の内容」について述べます。

1 子どもの権利に対する理解を広め、深める

1 現況と課題

1 児童虐待に関する現況

平成 12 年 11 月の「児童虐待の防止に関する法律」(以下「児童虐待防止法」という)の施行以来、児童相談所などの関係機関はさまざまな取組みを行ってきました。しかし、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待の相談件数は増加しており、虐待を受けて児童養護施設に入所する児童も急増しています。このため、関係機関のみならず社会全体として児童虐待の防止やその予防に取り組むことが、緊急の課題になっています。

平成 16 年には児童虐待防止法と児童福祉法が改正され、児童虐待の予防、通告、見守り支援における市町村の役割が強化されました。本市でも、平成 18 年 11 月に子ども家庭支援センターを、それまでの地域の相談・支援体制の核となる従来型子ども家庭支援センターから、児童虐待の予防・見守りの機能を加えた先駆型子ども家庭支援センターとして整備し、それを契機に虐待に関する相談が前年度に比べて倍増し、その後も虐待に関する相談や見守りの件数は年々増加しています。

児童虐待の背景となる要因はさまざまです。子育てに対する強い不安感や、子育て家庭の孤立化がその引き金になるような状況もあります。市ではそうした状況を受け、各種の相談事業や、相談の結果を受けた家庭訪問などによって、子育て家庭の孤立化の防止と子育て不安の解消に努めています。また虐待を防止し、予防するための取組みとして、関係機関との虐待防止ネットワークを構築し、取組みを強化しています。

2 いじめに関する現況

平成 20 年度に教育委員会が行った児童生徒へのいじめに関するアンケート調査結果から、国分寺市においても、いじめの実態があることが明らかとなり、平成 21 年に実施したアンケート調査(小学生の児童を持つ保護者への調査)でも、「学校生活で心配なこと」の設問に対して、4.5%の保護者が「友達からいじめられている不安がある」と回答しています。また、「子育ての環境について市に期待すること」の設問に対しては、45.2%の保護者が「いじめや非行の防止などの対策を充実させる」ことを市に期待している結果となっています。

3 子どもの権利に関する条例制定について

このように、虐待やいじめの実態がある中で、市では、平成14年に「児童の権利に関する条約（1989年国際連合で採択、1994年日本が批准）の広報の促進、及び二つの選択議定書に関する陳情」が採択され、それ以降、子どもの権利の普及に関して、さまざまな取り組みを行ってきました。具体的には、国分寺市児童育成計画後期計画（次世代育成支援対策地域行動計画第一期計画：平成16年度策定）において「子どもの権利条例の制定」を重点施策とし、「児童の権利に関する条約」に基づく条例制定に向けて、市民ワークショップによる検討や、庁内の検討組織による検討を進めてきました。

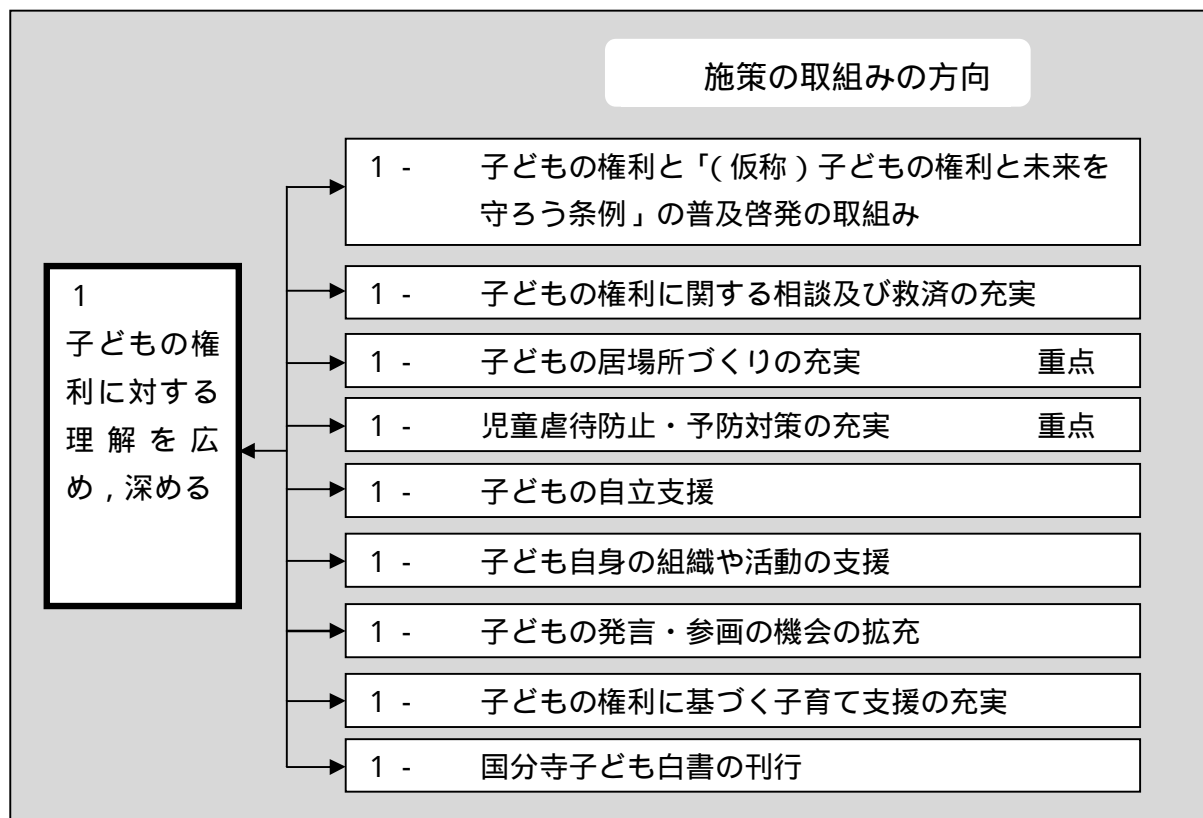
この条例を制定すること等により、具体的な施策に子どもの権利の視点を反映していくことが必要です。

2 施策の取組みの方向

【重点的な施策の取組みの方向】

「（仮称）子どもの権利と未来を守ろう条例」の制定とともに、これを具現化するために、市職員・市民・子どもたちを対象とした権利に関する普及啓発の取組みが必要です。また、権利侵害の最たるものである虐待の防止・予防をしていくため、下記の施策を重点的に取り組んでいきます。

- 子どもの居場所づくりの充実
- 児童虐待予防・防止対策の充実



子どもの権利と「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の普及啓発の取組み

子どもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行います。また、子どもたちに対して、それぞれの年齢に応じた権利に関する学習の機会の確保をするとともに、具体的な子どもの施策の実現に際しては、子ども自身の意見を聴取し、反映するなど、子どもの視点にたった施策の実現に努めます。

子どもの権利に関する相談及び救済の充実

子どもの権利に関する条例が制定された後は、権利侵害があった場合の救済のしくみや、子ども自身・保護者などが、子どもの権利について、困った時に気軽に相談できる体制を充実させていきます。特に、いじめ等を受けた子ども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、子ども自身をサポートしていきます。

子どもの居場所づくりの充実(重点)

安全で安心できる環境で、自らの意思で自由に集まり、語り、遊び、自分らしく過ごせるところである子どもの居場所の充実を図ります。そのためには、市は、市民・市民活動団体等とともに、子どもに関連する施設等が子どもの居場所となるよう配慮していくことが必要です。子どもの居場所については、今後、市と市民が話し合う場を設け、子どもたちへのアンケート結果なども参考にしながら、子どもたちにとって必要な居場所とするための、課題と方向性を検討し、その充実に努めます。

児童虐待防止・予防対策の充実(重点)

虐待の発生の要因となりがちな育児不安の解消や、育児支援に向け、子育て・子育て相談の拡充や、必要に応じ、育児支援ヘルパーの派遣などを行い、育児負担の軽減を図ります。また、虐待防止のため、子ども家庭支援センターを中心に、地域でのネットワークづくりを進め、要保護児童対策地域協議会を核とする虐待防止のための具体的な連携を強化します。地域ぐるみで、虐待の防止や早期発見・子育て困難家庭への支援や見守り等の連携のとれた活動を拡充します。

子どもの自立支援

非行を行った少年の立ち直りを支援するため、民間グループ等と協力しながら、各小中学校に設置された「健全育成サポートチーム」と要保護児童対策地域協議会を中心に情報交換を行い、地域の関係機関が連携した活動を進めます。

また、子ども家庭支援センターでは、東京都の機関である児童相談所と協力し、保護者のいない子どもや保護者に監護させることが不相当と認められる子どもを一時的または継続的に自己の家庭内に預かり、養育する「里親」(養育家庭)の拡充に向けて、今後も広報活動を展開します。

子ども自身の組織や活動の支援

子ども自身によるスポーツ活動やダンス・バンド活動などの文化活動の普及と支援，活動を推進する組織に対して練習場所や発表の場の提供などの支援を続けます。

子どもの発言・参画の機会の拡充

児童館などで子どもたちを対象とした利用者協議会などを開催し，子どもに関連する市の施策・事業の決定時に子どもの発言の機会の確保，運営への子どもの参画の機会を設けます。中・高校生などの体験活動・ボランティア活動への参加の促進を図ります。

子どもの権利に基づく子育て支援の充実

子どもがいきいきと元気に過ごせるまちを実現していくために，子どもの権利の視点にたった事業の展開が必要です。このため，市は，子育てに関する事業の実施について，子どもの意見を反映することや，保護者及び子育て等に取り組む市民の活動に対して必要な支援をしていきます。

国分寺子ども白書の刊行

子どもの実態やニーズを取りまとめた「国分寺子ども白書」を刊行し，これを活用し，具体的な施策へ反映していきます。

3

施策・事業の内容

1 - 子どもの権利と「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の普及啓発の取組み

以下の事業については、「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」制定後に実施するものを含みます。

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
1	子どもの権利に関する啓発の推進	児童の権利に関する条約及び「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の内容の市民等への周知を行い、普及啓発に努める。また、学校においても人権教育を推進していく。	条約・条例の周知徹底	条約・条例の周知徹底	学校指導課	子育て支援課・男女平等人権課・各課
2	子どもの権利に関する啓発の推進	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利に関して、学校内での周知を行い、普及啓発に努める。	教職員の研修会の実施：人権教員推進委員会において実施する。	教職員の研修会の実施：人権教員推進委員会において実施する。	学校指導課	子育て支援課・男女平等人権課
3	子どもの権利に関して、子どもを含む市民への普及・啓発	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利について、子どもを含む市民へ、講演会を開催する等の事業を実施し、普及・啓発を図る。	条約に基づく子どもの権利の周知状況：周知徹底	条約に基づく子どもの権利の周知状況：周知徹底	子育て支援課	学校指導課・男女平等人権課
4	子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発	児童の権利に関する条約の内容に基づき、子どもの視点に立った施策の展開をする必要があることから、全職員を対象とした研修を実施し、普及・啓発を図る。	研修の実施と参加者：無	研修の参加者：全職員	子育て支援課	各課
5	子どもの権利に関して、市内施設関係職員への普及・啓発	子どもたちに係わる市内事業者に、子どもの権利に係わるパンフレット等を配布して、子どもの権利の普及・啓発を図る。	啓発事業者数：無	啓発事業者数：職員100人以上の事業者への啓発	子育て支援課	学校指導課・男女平等人権課

1 - 子どもの権利に関する相談及び救済の充実

以下の事業については、「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」制定後に拡充するものを含みます。

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
6	子ども自身の相談場所の充実	子ども家庭支援センターの子ども専用相談電話番号と都内チャイルドラインの相談電話番号を印刷した電話カードを作成して、市内小・中学校の全児童・生徒を対象に配布し、子ども自身からの電話相談ができることを周知して、様々な相談に対応していく事業。	電話カード24,000枚の発行・配布	電話カード24,000枚の発行・配布	子育て相談室	
7	各種相談（訪問・面接・電話）及び対応	子ども虐待予防に向けた迅速な相談対応、支援を行う事業。	新規相談受理件数：367件（平成20年度）	新規相談受理件数：500件	子育て相談室	健康推進課・保育課・学校指導課
8	子ども（子育て）総合相談、相談窓口の設置	子ども家庭支援センターを総合相談窓口として、子育て・育ちに関する各種相談の窓口を運営する事業。	新規相談受理件数：367件	新規相談受理件数：500件	子育て相談室	

1 - 子どもの居場所づくりの充実

重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
9	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	公募市民によるワークショップを立ち上げ、子どもの権利の視点から、子どもたちの居場所について、現状を踏まえて、どうあるべきか検討し、市への報告をいただく。	開催状況：0	開催状況：3	子育て支援課	社会教育・スポーツ振興課・保育課・学校指導課・緑と水と公園課

1 - 児童虐待防止・予防対策の充実

重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
6 再掲	子ども自身の相談場所の充実	子ども家庭支援センターの子ども専用相談電話番号と都内チャイルドラインの相談電話番号を印刷した電話カードを作成して、市内小・中学校の全児童・生徒を対象に配布し、子ども自身からの電話相談ができることを周知して、様々な相談に対応していく事業。	電話カード 24,000枚の 発行・配布	電話カード 24,000枚の 発行・配布	子育て相談室	
7 再掲	各種相談（訪問・面接・電話）及び対応	子ども虐待予防に向けた迅速な相談対応、支援を行う事業。	新規相談受理 件数：367件 (平成20年度)	新規相談受理 件数：500件	子育て相談室	健康推進課・保育課・学校指導課
10	親子ひろば事業の拡充	乳幼児(主に0～3歳)とその保護者、妊娠期の方が安心して集える場で、育児相談も行う事業。 現在、各小学校区に1箇所以上設置済。学童保育所型4箇所・自治会集会所等の施設活用型6箇所。平成21年度に、通常の地域の親子ひろば事業の利用だけでなく、障害児を対象とした親子ひろばの利用ができることを目的として、障害児を対象とした親子ひろばを1箇所開設した。うち、A型親子ひろば、C型親子ひろばともに1箇所設置。(C型：平成20年提案型協働事業として設置) A型…週3日以上開設。C型…週3日以上、1日5時間以上開設。 今後、父親の子育て参加のため、学童保育所を除く親子ひろば施設で、土曜日の父親参加を企画する。 駅前空き店舗を活用したC型の「駅前子育てサロン」については、子育て親子の交流の場の提供を行う。他、市の西側の子ども家庭支援センター内「親子スペース」に対し、市の東側の拠点として、講演会などを行い、子育て支援を実施。 開設時間や開設日数、相談受け入れの充実などが課題となっている。今後、常設親子ひろば(5日/週)への移行を検討していく。また、学校区内1箇所設置している状況があるが、ベビーカ	親子ひろば設置数：11箇所 土曜日の父親参加企画開催回数：0回	親子ひろば設置検討数：12箇所 土曜日の父親参加企画開催回数：各ひろば月1回	子育て支援課	

		ーを引いて利用できない地域があり、さらに検討していく。				
11	育児不安を持つ母親支援グループ	育児不安を持つ母親同士が集まり、孤立化を防ぎ育児力を互いに高めあうようグループワークを実施する事業。グループで話すことで子育てのつらさを安心して話せ、また同じ立場の人の話を聞くことで自分を振り返り、育児力を高める機会になっている。	月1回。 参加者数： 12人(実数) 53人(延べ)	事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	
12	虐待予防・防止の啓発活動	「子ども虐待の発見救出マニュアル」などを発行し、虐待の予防・啓発を行う事業。 市報・ホームページ ポスター配布 オレンジリボン配布	ポスター 配布：70施設	ポスター 配布：100施設	子育て相談室	学校指導課・保育課
13	子ども虐待防止対策の庁内の体制づくり	虐待防止対策に対応できる職員の育成・体制の確立を図る。家庭内での虐待防止のみならず、子どもの施設や学校・地域での虐待等に対する早期発見や子ども自身が相談できるような相談窓口の設置についても取り組む。	体制づくりなので数値化は困難。	体制づくりなので数値化は困難。	子育て相談室	保育課
14	子ども虐待防止ネットワークづくり	子ども家庭支援センターと関係機関及び関係団体がよりよい連携を組み、広く虐待予防・防止のネットワークを作る。	個別ケース会議 開催回数：51回 (平成20年度)	個別ケース会議 開催回数：70回	子育て相談室	他関係課

1 - 子どもの自立支援

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
15	家庭的養護の推進	里親(養育家庭)の拡充。子ども家庭支援センターで広報・啓発活動を実施。	養育家庭体験発表会開催数： 年1回	養育家庭体験発表会開催数： 年1回	子育て相談室	
16	子ども家庭支援センター事業	18歳未満の子どもと家庭を対象にした総合相談、在宅サービス、地域組織化などさまざまな事業を展開する。 「要保護児童対策地域協議会」を中心に情報交換をするなど、地域の関係機関が連携し、虐待の防止等の活動を進める。	総合相談：376件(新規受理,平成20年度末) 在宅サービスは種類が多く数値化は困難 グループ活動を支える事業であるので、数値化は困難。	総合相談：500件(新規受理) 在宅サービスは種類が多く数値化は困難 グループ活動を支える事業であるので、数値化は困難。	子育て相談室	

1 - 子ども自身の組織や活動の支援

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
17	児童館での中高生自身の活動の支援や中高生向け事業	青少年自身によるバンドやダンス活動などに、練習場所の提供や、ステージ発表の場の設定・企画をする事業。	活動支援 案件数：4件	活動支援 案件数：6件	子育て支援課	

18	少年少女スポーツ祭等の開催	日頃地域で活動している小学生の交流を目的に、野球・サッカー・バレーボール・バドミントンの大会を開催する事業。	実施種目：4	実施種目：4	社会教育・スポーツ振興課	
19	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	小・中学校を拠点とし、地域住民主導による総合型地域スポーツクラブを市内に設立することを支援する事業。会員となることにより、いつでも誰でもスポーツに親しむことができるようにする。	設立クラブ数：0	設立クラブ数：1	社会教育・スポーツ振興課	
20	スポーツセンター、プールの個人開放	スポーツセンター、プール等を個人に開放し、多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供する事業。それにより、生涯スポーツ社会の実現を目指す。	個人利用者数：126,726人	個人利用者数：130,000人	社会教育・スポーツ振興課	
21	公民館中高生対象事業	中高生が参加したいと思えるような事業を実施していきたい。防音スタジオのある光公民館には中高校生のバンドグループもある。	中高生バンドグループ：200グループ ライブ回数：3回	中高生バンドグループ：200グループ ライブ回数：3回	公民館	
22	青少年育成地区委員会への補助金交付	市内5地区の青少年育成地区委員会の活動に対し補助金を交付する事業。	交付額：12,500,000円	交付額：12,500,000円	社会教育・スポーツ振興課	
23	地域活動連絡会への補助金交付	心身に障害のある児童・生徒の余暇活動の充実を図るため地域活動連絡会に対して補助金を交付する事業。	交付額：1,995,000円	交付額：1,995,000円	社会教育・スポーツ振興課	
24	総合型地域スポーツクラブの設立	文部科学省のスポーツ振興基本計画を受けて、だれでも、いつでもスポーツに親しむことができ、地域住民により運営されるスポーツクラブの設立を目指す。	設立クラブ数：0	設立クラブ数：1	社会教育・スポーツ振興課	

1 - 子どもの発言・参画の機会の拡充

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
4 再掲	子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発	児童の権利に関する条約の内容に基づき、子どもの視点に立った施策の展開をする必要があることから、全職員を対象とした研修を実施し、普及・啓発を図る。	研修の実施と参加者：無	研修の参加者：全職員	子育て支援課	各課
25	子どもの参加するワークショップ	子どもの参加するワークショップの企画実施（まちづくりに関するワークショップの実施など）地域センター内及び外壁の装飾づくりワークショップの開催や、講師を呼び、地域における問題を取り上げ、参加者（大人・子ども）と語り合いながら、外出し写真を撮ったりして学習する「地域を語るサロン」を実施。	子どもが参加する子どもまつりの準備会を開催しているまつりの数：2館	子どもが参加する子どもまつりの準備会を開催しているまつりの数：3館	公民館	協働コミュニティ課
26	児童館における、ボランティア受け入れ事業	児童館において、通常の運営以外に、春・夏・冬休み期間中に、社会福祉協議会登録者のボランティアを受け入れる事業。中学生の体験学習や、近隣の各高校や大学からの実習生の受け入れをする。	ボランティア体験学習の受け入れ数合計：71名（平成20年度状況）	ボランティア体験学習の受け入れ数合計：81名	子育て支援課	

1 - 子どもの権利に基づく子育て支援の充実

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
10 再掲	親子ひろば事業の拡充	<p>乳幼児(主に0～3歳)とその保護者、妊娠期の方が安心して集える場で、育児相談も行う事業。</p> <p>現在、各小学校区に1箇所以上設置済。学童保育所型4箇所・自治会集会室等の施設活用型6箇所。平成21年度に、通常の地域の親子ひろば事業の利用だけでなく、障害児を対象とした親子ひろばを1箇所開設した。うち、A型親子ひろば、C型親子ひろばともに1箇所設置。(C型：平成20年度提案型協働事業として設置。) A型...週3日以上開設。C型...週3日以上、1日5時間以上開設。</p> <p>今後、父親の子育て参加のため、学童保育所を除く親子ひろば施設で、土曜日の父親参加を企画する。</p> <p>駅前空き店舗を活用したC型の「駅前子育てサロン」については、子育て親子の交流の場の提供を行う。他、市の西側の子ども家庭支援センター内「親子スペース」に対し、市の東側の拠点として、講演会などを行い、子育て支援を実施。</p> <p>開設時間や開設日数、相談受け入れの充実などが課題となっている。今後、常設親子ひろば(5日/週)への移行を検討していく。また、学校区内1箇所設置している状況があるが、ベビーカーを引いて利用できない地域があり、さらに検討していく。</p>	親子ひろば設置数：11箇所 土曜日の父親参加企画開催回数：0回	親子ひろば設置検討数：12箇所 土曜日の父親参加企画開催回数：各ひろば月1回	子育て支援課	
27	子ども野外事業	事業委託で、公園での野外遊びの提供を行う事業。対象年齢が主に小学生向けと乳幼児向けの2種類。	実施箇所数：7箇所 小学生向け4箇所・乳幼児向け3箇所	実施箇所数：11箇所 小学生向け6箇所・乳幼児向け5箇所	子育て支援課	
28	子育て・子育て支援市民活動団体の支援	市民活動センターにおいて、各種相談、印刷機や会議室の提供など活動の支援、事業展開のための利子補助などの支援を行う事業。	子どもの健全育成関係団体数：45団体	子どもの健全育成関係団体数：50団体	協働コミュニティ課	子育て支援課

1 - 国分寺子ども白書の刊行

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
29	「国分寺子ども白書」の刊行	3～5年ごとに一度程度のサイクルで、テーマを設定し白書を発行する。子どもたちの状況を把握する。	白書発行回数：1版	白書発行回数：2版	子育て支援課	学校指導課・学務課・各課

2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する

1 現況と課題

1 各種の健康診査

市では、乳幼児の年齢に応じた各種の健康診査を実施しています。乳幼児健康診査は、乳幼児の発育・発達状態を確認するとともに、障害の原因となる疾病・異常を早期に発見し、早期治療・療育につなげるための重要な施策です。生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業とあわせて、障害や発達に不安を抱える保護者への育児支援として実施しています。特に、健診の結果により発育・発達の面で支援を必要とする乳幼児に対しては、専門の医師による診察や、保護者への個別相談などをこどもの発達センターつくしんぼなど関係機関と連携し実施しています。

2 発達に関する相談機関

こどもの発達センターつくしんぼは、就学前の障害児や、発達等に心配のある子どもの療育や、発達に関する相談を中心的に担っている機関です。健診事業と連携を取り合い、医療・心理・言語・運動機能などの子どもの発達について専門的な相談を受けたり、療育事業として、言語や運動機能に遅れがみられたり、自閉傾向にある児童に対する通園事業も実施しています。また、保育園との交流を行うとともに、保育所などの職員に対して、障害児への療育指導方法などの研修も行っています。今後もこのような交流・研修事業や障害児へ個別の療育指導の拡充が求められています。

また、市内の認可保育所14箇所では、障害児保育を実施し、学童保育所でも障害児の受け入れを実施しています。

3 教育委員会での支援

教育委員会では、「国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)」(平成20年5月)を定め、通常学級の介助員制度を実施するとともに、通級指導学級や特別支援教室の設置等を計画的に進めています。また、特別支援学級に通学する児童・生徒のためのスクールバスも運行しています。

今後も、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症など、教育及び療育に特別の支援を必要とする子どもに対して、支援の充実が必要になっています。

特に乳幼児は障害の判断が難しく、子どもの成長に伴って発見されるケースや3~4歳になっても未だ判断しかねるケースもあり、小学校入学後に学習面や行動面で困難を示す子どももいます。このような発達の遅れや障害などのある子どもについては、保健・福祉分野において、乳幼児期から継続的に支援していくとともに、教育分野へ移行した後も相談・支援の内容が引き継いでいけるような、保健・福祉分野と教育分野の連携がさらに求められています。小学校入学前における発達障害等の早期発見や保護者に対する心のケアが課題となっています。

4 各関係機関の連携

障害の有無に係わらず、全ての子どもたちは、それぞれに悩みや課題を抱えながら日々成長しています。多くの子どもたちは、その成長過程において悩みや課題と向き合い、解決しながら生きていく力を身につけていきますが、中には自らの力だけでは解決することが困難な課題を抱えた子どももいます。このような子どもに対しては、周囲の理解や支援などの配慮が求められます。

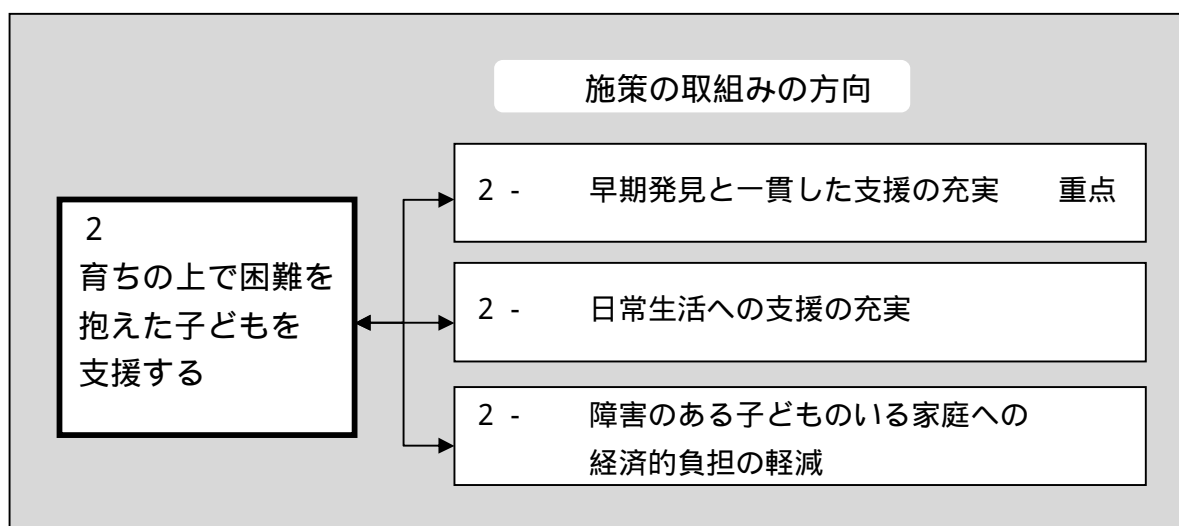
全ての子どもに対して、地域で安心して暮らして行けるように、保健・医療・福祉・教育の横断的な連携と、一貫した支援の充実が必要となっています。

2 施策の取組みの方向

【重点的な施策の取組みの方向】

育ちの上で困難を抱えた子どもには、早期の発見と対応、関係機関の横断的で、成長発達に応じた一貫した支援が必要であることから、下記の施策を重点的に取り組んでいきます。

早期発見と一貫した支援の充実



早期発見と一貫した支援の充実(重点)

乳幼児健康診査や相談活動により、発育・発達での障害を早期に発見し、早期治療・療育につなげる取り組みを進めます。新たに、健診結果によるその後のフォロー、保育園・幼稚園の発育に支援の必要な児童に関する巡回相談や、その結果を就学につなげていくなどの市の取り組みはもちろん、地域での子育て支援関係団体への支援など、今後も充実を図っていく必要があります。

また、こどもの発達センターつくしんぼの子どもの発達相談、障害児のための通園教室や施設の有効活用などの充実を進めます。

必要な支援が行き届くよう、保健・福祉・教育分野の相互連携を強化し、ネットワークを構築し、障害のある子どもを一貫して支援する施策の展開をしていきます。

日常生活への支援の充実

心身に障害のある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減

心身に障害のある子どものいる家庭へ、手当等の支給を行い、経済的負担の軽減に努めます。

3 施策・事業の内容

2 - 早期発見と一貫した支援の充実 重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
10 再掲	親子ひろば事業の拡充	<p>乳幼児(主に0～3歳)とその保護者、妊娠期の方が安心して集える場で、育児相談も行う事業。</p> <p>現在、各小学校区に1箇所以上設置済。学童保育所型4箇所・自治会集会所等の施設活用型6箇所。平成21年度に、通常の地域の親子ひろば事業の利用だけでなく、障害児を対象とした親子ひろばの利用ができることを目的として、障害児を対象とした親子ひろばを1箇所開設した。うち、A型親子ひろば、C型親子ひろばともに1箇所設置。(C型：平成20年提案型協働事業として設置。) A型…週3日以上開設。C型…週3日以上・1日5時間以上開設。</p> <p>今後、父親の子育て参加のため、学童保育所を除く親子ひろば施設で、土曜日の父親参加を企画する。</p> <p>駅前空き店舗を活用したC型の「駅前子育てサロン」については、子育て親子の交流の場の提供を行う。他、市の西側の子ども家庭支援センター内「親子スペース」に対し、市の東側の拠点として、講演会などを行い、子育て支援を実施。</p> <p>開設時間や開設日数、相談受け入れの充実などが課題となっている。今後、常設親子ひろば(5日/週)への移行を検討していく。また、学校区内1箇所設置している状況があるが、ベビーカーを引いて利用できない地域があり、さらに検討していく。</p>	親子ひろば 増設数：1箇所	親子ひろば 増設数：4箇所	子育て支援課	
30	子どもの発達相談	発達に心配のある児童に対して、医療・心理・言語・運動機能・子育ての相談を行う事業。	専門相談回数： 医療12回 機能44回 心理10回 言語12回	専門相談回数： 医療12回 機能44回 心理10回 言語12回	子育て相談室	

31	親子の遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室	遊びを通して親子のコミュニケーションを育む場を提供する事業。また、児童だけの定期的な集団の場も提供する。	グループ数： 4グループ	グループ数： 4グループ	子育て 相談室	
32	保育所・幼稚園児のためのグループ指導教室（併行通園）	幼稚園や保育所に在籍する高機能広汎性発達障害等の児童に対して、小グループで、情緒や社会性の育成を行う事業。また、特別支援教育との連携を図る。	グループ数： 2グループ	グループ数： 2グループ	子育て 相談室	
33	障害児のための通園教室	心身に障害のある児童に対して、総合的な療育の場を提供するとともに、保護者や兄弟姉妹に対しての必要な支援も行う事業。	療育日数： 217日	療育日数： 217日	子育て 相談室	
34	心理経過観察事業	1歳6か月児・3歳児健診の結果等で、必要とされた幼児とその保護者に対して継続的な心理経過観察を行うことにより、子どもの健全な発育を図る事業。発達障害のスクリーニング・保護者の受容と理解・適切な育児促進への支援、適切な医療・療育への橋渡し。	開催回数：81回 （4～10月） 相談者数：256人（延べ）	事業評価は数値化しづらい。	健康推 進課	
35	心理相談ケース連絡会	健康推進課やこどもの発達センターつくしんぼ等で対応している個別ケースについて、関係各機関が今後の方針などを話し合う。 対象の幼児に関して情報共有と支援方針確認。	開催回数：年3回。平成21年度2回開催済。 対象者数：49名（延べ）	事業評価は数値化しづらい。	健康推 進課	子育て 相談室・学 校指導課
36	乳幼児育成事業	健康診査等において、「要心理経過観察」とされた幼児及びその保護者に対し、遊びを通じたグループワーク及び心理相談員や保健師による個別相談で必要な指導を行うことにより幼児の心身の健全な発育を促し、保護者の育児不安の解消を図る事業。	開催回数： 月1回 対象者数：参加 幼児150人保護 者155人（延 べ）。登録者（参 加勤奨対象）に 対する参加率は 92.8%。	事業評価は数値化しづらい。	健康推 進課	
37	障害児保健福祉連絡会	保健センター（健康推進課）・こどもの発達センターつくしんぼ・教育相談室、子ども家庭支援センター等で対応しているケースについての連絡会である。（平成21年度より保健所の参加はなし。）	開催回数・対象者数：年6回。 相互に関するケースへの対応がスムーズになった。	事業評価は数値化しづらい。	健康推 進課	子育て 相談室
38	障害者を理解し受け入れる地域づくり	障害者週間にあわせ、啓発に係る行事、広報を実施している。 また、地域活動支援センター型の事業として、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業等を実施している。	地域活動支援センター設置箇所：2箇所	地域活動支援センター設置箇所：3箇所（平成23年度目標） 平成23年度以降の数値は、障害福祉計画による。	障害者 相談室	

2 - 日常生活への支援の充実

以下のうち、障害者相談室の事業については、現在障害者計画策定中のため、26年度の目標数値は空欄になっています。

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
39	学童保育所中学生障害児保育	最長中学校3年生までの障害児を学童保育所で受け入れる事業。中学生障害児の放課後の受け入れについて、今後のニーズに対応するため、学童保育所外の事業の取入れなど、各課連携して市の方針を検討していく。	中学生障害児保育定員数：4人	中学生障害児保育定員数：8人 ニーズに対応するため、方針を決定し、放課後の充実を図る。	子育て支援課	
40	学童保育所の障害児の受け入れ拡充	学童保育所での障害児の受け入れを行い、保護者の就労等の支援を行う。 (最大定員合計 60名 平成21年度状況)	定員：60名	さらに定員を拡大するために検討を要する人数：20名	子育て支援課	
41	特別支援学級児童生徒スクールバス運行	特別支援学級への児童・生徒の通学及び学校行事の参加等に際し、その安全を図るため、送迎を行う事業。	乗車人数：49人	乗車人数：49人	庶務課	
42	障害者自立支援法(介護給付費の支給)	居宅介護(ホームヘルプ)、児童デイサービス、短期入所(ショートステイ)等の介護給付を希望する場合は、障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、障害程度区分の認定を受け、サービスの支給決定する事業。15歳以上18歳未満の療養介護、生活介護については、小平児童相談所での支給決定となる。	利用人数： 居宅介護：115人(実人数) 短期入所：100人 児童デイ：0人 (平成20年度)		障害者相談室	
43	補装具給付事務事業	身体障害者手帳をお持ちの方に、職業その他日常生活の利便をはかることを目的として、補装具費(購入・修理)を支給する事業。補装具費(購入・修理)の支給を受ける時は、その適否について東京都心身障害者福祉センター等の判定が必要。世帯の所得に応じて自己負担金(原則一割負担)がある。	給付件数：213件 (平成20年度)		障害者相談室	
44	日常生活用具事務事業	在宅重度心身障害者(児)の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付(貸与)する事業。ただし、入院中または施設入所中の場合は、原則対象にならない。日常生活用具の給付(貸与)を受けるには、障害の種類・部位および程度の制限と、世帯の所得に応じて自己負担金(原則一割負担)がある。	給付件数：807件 (平成20年度)		障害者相談室	
45	コミュニケーション支援事務事業	手話通訳：聴覚に障害のある方が、市の主催行事およびそれに準ずる催し等に参加する時、または健聴者との意志疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣する事業。 要約筆記：聴覚障害者団体および聴覚障害者で手話による意志疎通が困難な方に要約筆記者を派遣する事業。盲ろう者の通訳・介助者 視覚と聴覚の両方に障害がある方に、その方の障害の特性に応じたコミュニケーションしやすい方法で通訳を行う通訳・介助者を派遣する事業。	派遣回数：133件 (平成20年度)		障害者相談室	

46	移動支援事務事業	社会生活上必要な外出等障害者又は障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣する事業。	利用人数(延べ): 1,708件 (平成20年度)		障害者相談室	
47	難病患者等ホームヘルプサービス事務事業	国が指定する特殊疾病に罹患している者で、家事、介護のサービスを必要とする場合にホームヘルパーを派遣する事業。世帯の所得に応じて負担金がある。障害者自立支援法、老人福祉法、介護保険法の対象とならない方が対象となる。	派遣延べ回数: 330回 派遣延べ時間数: 4,225時間 (平成20年度)		障害者相談室	
48	日中時間預かり事業	居宅において介護者が疾病等により、65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方の介護が、一時的に介護を行うことができない場合に、日中の時間、障害者支援施設等に入所することができる事業。	利用時間: 2,587時間 (平成20年度)		障害者相談室	
49	重度心身障害者(児)巡回入浴サービス	家庭で入浴することが困難なねたきり等の重度心身障害者(児)に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行う事業。重度心身障害者(児)でねたきり等のため入浴が困難な65歳未満の方で、身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上所持者が対象。	実施回数: 721回 (平成20年度)		障害者相談室	
50	障害児保育事業	障害を持つ児童を保育所で保育する事業。受入人数を増やす。	施設数・受入れ人数: 14施設	施設数・受入れ人数: 21施設	保育課	

2 - 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
51	特別支援学級児童就学奨励費支給	特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減し、心身教育の振興を図る事業。	対象児童数: 49人 補助金額: 3,600,047円	対象児童数: 49人 補助金額: 3,600,047円	学務課	
52	特別支援学級児童・生徒への校外学習等参加費補助	校外学習等への参加費を補助することにより、特別支援学級に在籍する児童・生徒の自立活動の学校教育における支援を行う事業。	校外学習実施回数: 小学校 30回 中学校 10回 (平成21年度予定)	校外学習実施回数: 小学校 30回 中学校 10回	学校指導課	
53	特殊疾病者福祉手当支給事務事業	東京都難病医療費等助成制度の対象疾病に罹患し、難病医療助成の医療券及び小児慢性疾患医療券の交付を受けた方に月額6,000円の手当を支給する事業。施設入所者等支給制限、所得制限あり。	受給者数: 472人(大人も含めた数値) (平成20年度)		障害者相談室	
54	特別障害者手当等(障害児福祉手当)支給事務事業	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の児童に月額14,380円支給する事業。施設入所者等支給制限、所得制限あり。	支給延べ人数: 394人 (平成20年度)		障害者相談室	

55	重度心身障害者手当支給事務事業	重度の知的障害で、著しい精神症状などのため常時複雑な介護を必要とする方、あるいは、重度の知的障害と身体障害1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由者で両上肢・両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な方に月額60,000円支給する事業。所得制限あり。	受給者数：83人 (大人も含めた数値) (平成20年度)		障害者相談室	
56	心身障害者医療費助成事務事業	身体障害者手帳1・2級(内部障害者の3級の方も含む)または愛の手帳1・2度の方に対して、心身障害者医療費助成受給者証(マル障)を発行し、病院等で支払う保険の自己負担金の一部を助成する事業。所得制限あり。	年間受給者証発行件数：104件 (平成20年度)		障害者相談室	
57	自立支援(精神通院)事務事業	精神疾患を理由として通院医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の一部を助成する事業。ただし、所得に応じて月額上限負担額が異なる。	受付件数：2,886件 (平成20年度)	制度の性質から目標数値の設定は困難。	障害者相談室	
58	小児精神入院事務事業	精神障害のため精神病室に入院治療を必要とする満18歳未満の方の入院医療費を助成する事業。食事療養費の標準負担額は、自己負担となる。	受付件数：9人 (平成20年度)	制度の性質から目標数値の設定は困難。	障害者相談室	
59	心身障害者扶養共済事務事業	心身障害者の保護者が死亡または重度障害状態になったときから、障害者へ終身年金を支給し、保護者の不安の軽減と障害者の福祉の向上を図る事業。任意加入の年金制度。	加入者数： 一口：10人 二口：3人 (平成20年度)	制度の性質から目標数値の設定は困難。	障害者相談室	
60	心身障害者通院通所訓練等交通費助成事務事業	身体障害者手帳1・2級(内部障害者の3級の方も含む)または愛の手帳1・2度の方に対して、医学的治療のために通院あるいは機能回復訓練等のため通所する、並びに社会参加を促進するために公的機関が主催等する行事へ参加、地域活動へ参加等する場合に、その交通費を月額5,250円を上限に助成する事業。	利用延べ人数： 2,820人 年間助成額： 15,289,048円 (平成20年度)		障害者相談室	
61	B型・C型肝炎インターフェロン治療医療費助成	都内に住所があり、都が指定する肝臓専門医療機関で、B型・C型肝炎のインターフェロン治療を要すると診断された方に、インターフェロン治療にかかる保険診療(入院・外来)の医療費のうち、各所得区分における自己負担限度額を超えた金額を1年間助成する事業。	申請件数：12件 (平成20年度)	制度の性質から目標数値の設定は困難。	障害者相談室	

3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす

1 現況と課題

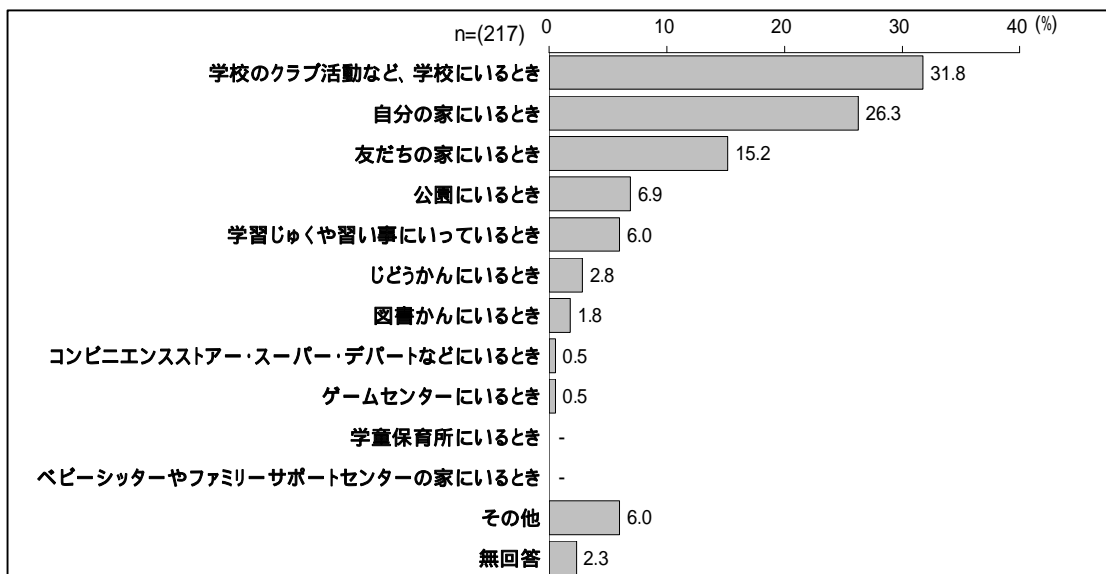
1 子どもたちへのアンケート結果から

平成 21 年度に実施したアンケート調査において、小学 4～6 年生本人に対する「ふだん、どんなときが一番楽しいと感じますか」という質問に対する回答では、「学校のクラブ活動など、学校にいるとき」の割合が 31.8%で最も高く、以下、「自分の家にいるとき」、「友だちの家にいるとき」、「公園にいるとき」、「学習塾や習い事にいっているとき」の順となっており、学校は、小学生にとって大切な「居場所」となっています。また、行くことのある場所についての質問では、「公園(81.6%)」、「図書館(70.5%)」、「コンビニ・スーパー(63.6%)」、「児童館(49.8%)」となっています。また行きたい場所については、「公園(50.2%)」、「図書館(45.6%)」、「ファミリーレストラン・ファーストフード店(30.0%)」、「児童館(27.6%)」で、いずれも公園が最も多く、次いで図書館となっています。

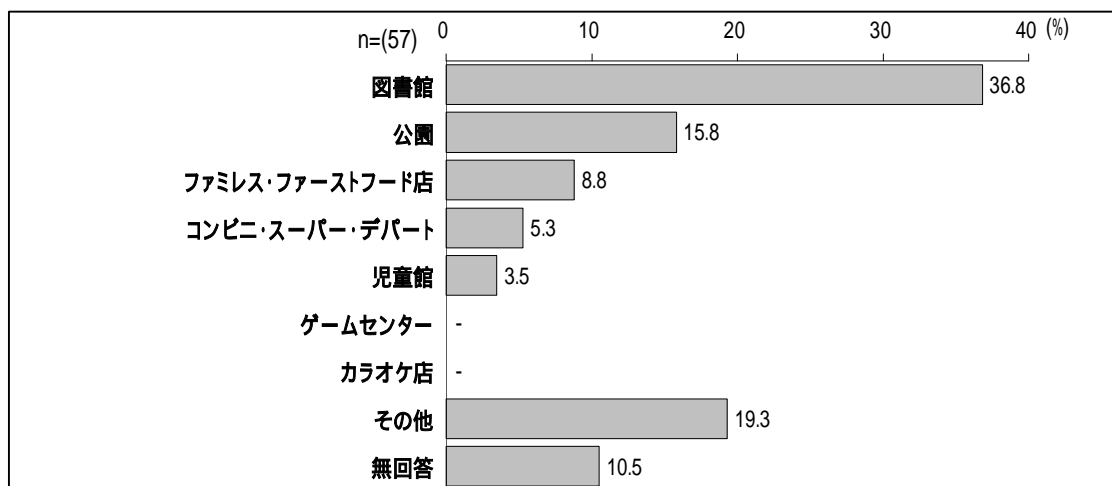
中学生本人に対する「ふだん、どこにいるときに一番落ち着きますか」という質問に対する回答では、「図書館」の割合が 36.8%で最も高く、以下「公園(15.8%)」、「ファミリーレストラン・ファーストフード店(8.8%)」、「コンビニ・スーパー・デパート(5.3%)」、「児童館(3.5%)」の順となっています。「その他(19.3%)」の内容は、「学校」「友達の家」「家」「本屋」などです。

アンケートの結果からも、居場所としての公園に対する期待は大きいものがあります。今後、公園の整備等を行う場合は、子どもたちにとって、公園がさらに望ましい居場所となるよう、遊具の整備や、広さなど、子どもの視点、意見を取り入れて整備していく必要があります。

一番楽しいと感じるとき(小学生調査・小学4～6年生本人に対する質問)



一番落ち着くところ(中学生調査)



2 「居場所」としての各種事業

市では、児童館とそこでのさまざまな事業、公園での野外事業やプレイステーション事業、放課後や休日における校庭や体育館の開放、児童館や公民館での中高生を対象とした事業など多彩に展開しています。また、青少年の地域リーダー養成に向けた講習会も実施しています。しかし、野外事業は、未だ市内4箇所のみであり、更に増やす必要があることや、プレイステーション事業については、用地を借りての運営のため、長期の継続的な運営が課題となっています。アンケート調査における自由意見では、小学生、中学生とも、「学校や自分の家以外の自分の居場所としてあったらいいと思う場所」について、ボール遊びなどのできる公園や運動施設を求める声が多くなっており、広いところで体を動かしたいという要望が高くなっています。また、特に、高学年を対象として、身近な場所で相談のできる体制が求められています。

中学生や高校生にとっては、集い、交流し、自主的に活動できる居場所が身近な地域の中にあることが必要ですが、特に中学生からは、図書館や児童館を利用しやすくするための場の拡充や休日の校庭利用を求める意見があります。また、公共施設を中高生にも利用しやすいものにしていくため、中高生も申し込みが可能となる時間の設定などの運用が課題となっています。中高生が利用しやすい大型児童館の建設に関する要望もありますが、建設はなかなか難しく、現在の施設を活用して、中高生の居場所としての充実を図る必要があります。児童館については、平成21年度に策定した、国分寺市立児童館・学童保育所の市独自のガイドライン等に基づいた運営を実施していくことが大切です。特に、児童館・学童保育所職員は、子どもと直接向き合うため、子どもたちへの接し方などの研修の充実を図る必要があります。

今後の長期的な展望としては、学校施設の整備時などに、異世代間交流型複合施設の建設などを進め、居場所の充実に向けていく検討なども必要です。

「居場所」については、子どもの成長過程にあわせ、多様で選択性に富んだものが求められています。子どもたちの健全な成長のために、子どもたちが集まり、居心地よく遊べる「居場所」を地域の中につくることが重要です。

子どもの居場所とは：（「(仮称)子どもの権利と未来を守る条例」逐条解説より）

- ・安全で子どもが安心できる環境の中で、自らの意思で自由に集まり、語り、遊び、自分らしく過ごせることを言います。
- ・居場所とは、空間的な場が確保されているだけでなく、その場で子どもにとっての人間関係が作られている必要があります。子どもたちにとって、ありのままでいられることができ、休息して自分を取り戻すことができ、自由に遊び活動することができ、安心して人間関係をつくり合うことができる場所となるよう、大人たちの配慮が必要です。

2 施策の取組みの方向

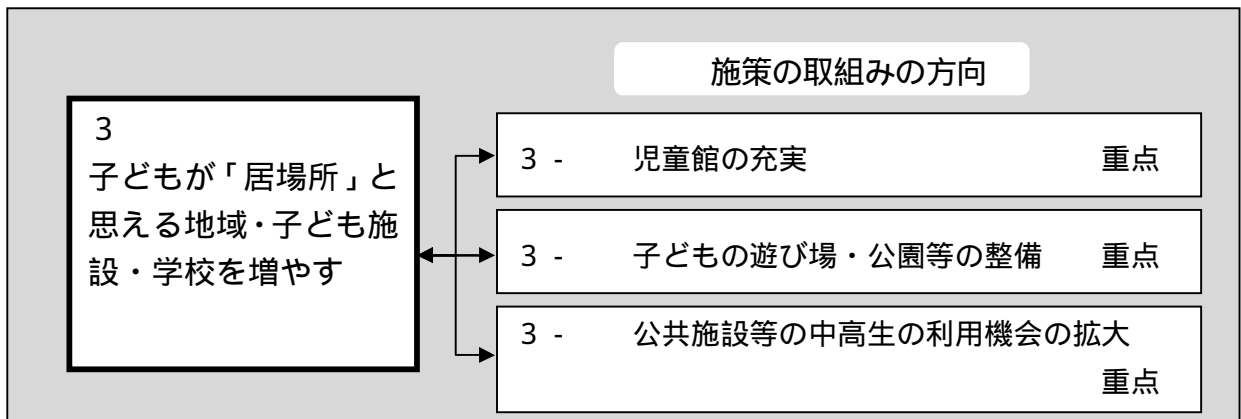
【重点的な施策の取組みの方向】

子どもの居場所については、市の事業・地域活動など多様で選択肢に富む必要があり、特に市の事業として下記の施策を重点的に取り組んでいきます。

児童館の充実

子どもの遊び場・公園等の整備

公共施設等の中高生の利用機会の拡大



児童館の充実(重点)

児童館を、子どもたちにとって居心地の良い場所にしていくための施設整備を行い、企画内容や運営のあり方の見直しを図り、中高生にも利用しやすいものとします。

子どもの遊び場・公園等の整備(重点)

子どもを含めて利用者が安全かつ快適に過ごせるように、近隣住民の理解を得ながら、公園緑地の整備・改修を計画的に進めます。また、青少年の冒険遊び場として「プレイステーション」の運営を今後も民間の力を活用するため、事業委託などにより実施するとともに、今後も継続的な開設が可能となるよう課題解決に向け努力します。子どもの視点に立った遊びのリーダーの養成を進めます。

野外事業については、近隣住民の理解を得ながら、市民活動団体等との連携により、更に実施箇所の増設を図っています。

今後も、放課後や休日における学校の校庭や体育館の開放を実施し、子どもたちの放課後の遊びと学びの場として地域のみなさまとともに「放課後子どもプラン」を充実していきます。

公共施設等の中高生の利用機会の拡大(重点)

中高生が公共施設等を交流の居場所として利用できるように,中高生の意見も聴きながら,児童館や公民館,図書館,スポーツ施設などの市の公共施設のタイムシェアリングや開館時間の延長,中高生向けの企画内容等についての検討を進め,「居場所」の拡充に努めます。

3 施策・事業の内容

3 - 児童館の充実

重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
62	児童館利用サービスの相互乗り入れの推進	国分寺市の児童館では,他市住民の利用を可としている。同様に,国分寺市の児童の利用を隣接自治体でも可能としてもらえるよう,検討する。	隣接市との協議件数: 0件	隣接市との協議件数: 6件	子育て支援課	
63	児童館の整備計画	平成 21 年度策定の施設整備計画に基づき,耐震対応,老朽化,狭隘化への対応のため施設整備をしていく。	大規模整備必要児童館数: 2館	大規模整備必要児童館数: 0館	子育て支援課	
64	児童館での乳幼児・小学生・中高生向け事業	各年齢,ニーズに対応した企画を実施する事業。	全児童館の事業企画数: 579回	全児童館の事業企画数: 580回	子育て支援課	
65	児童館ランチの設置	空き店舗等を活用して,小さな児童館スペースを開設する。	0箇所(未実施)	設置数: 1箇所 の設置を検討	子育て支援課	経済課
66	児童館の開館時間,開館日の見直し	児童館の開館時間(現行 10:00~18:00)延長,休日等の開館日(現行月~土曜日)の見直しを行う。 開館時間とは通常の事業時間で,中高生タイムや宿泊事業の場合を除く。	19:00 まで開館している施設または日曜・祝日開館している施設: 1館	19:00 まで開館している施設または日曜・祝日開館している施設: 6館	子育て支援課	
67	児童館・学童保育運営の見直し	現状を見直し,サービスの拡大を目指し,運営手法を慎重に検討する。	指定管理者への移行施設: 4箇所	指定管理者への移行要検討施設: 11箇所	子育て支援課	
68	児童館運営委員会の設置	全館を対象とした,事業評価・課題抽出のための委員会を立ち上げる。	開設状況: 無	開設状況: 有	子育て支援課	

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
27 再掲	子ども野外事業	事業委託で、公園での野外遊びの提供を行う事業。対象年齢が主に小学生向けと乳幼児向けの2種類。	実施箇所数： 7箇所 小学生向け4箇所・乳幼児向け3箇所	実施箇所数： 11箇所 小学生向け6箇所・乳幼児向け5箇所	子育て支援課	
69	プレイステーション事業	青少年が生き生きと安全に遊べる冒険遊び場として、国分寺市プレイステーションの管理・運営を委託する事業。	来場者数：事業実施中のため数値化しづらい。	来場者数： 140,000人	社会教育・スポーツ振興課	
70	プレイリーダー講習会	子どもの遊びへの代弁者として、または子どもたちを見守り指導する役割を担うプレイリーダーの養成を実施する事業。	参加者数：今後実施	参加者数40人	社会教育・スポーツ振興課	
71	公園緑地の整備	公園・緑地の整備、改修をおこない子どもを含む利用者が、安全に利用できるように進める事業。	緑地公園整備： 1箇所 遊具改修：3箇所	緑地公園整備： 2箇所 遊具改修：10箇所	緑と水と公園課	
72	小・中学校の校庭、体育館をスポーツ開放	スポーツやレクリエーション活動の場として、小中学校の校庭、体育館を団体に開放する事業。	開放学校数： 15校	開放学校数： 15校	社会教育・スポーツ振興課	
73	青少年地域リーダー養成講習会	地域に住む人々にとってぬくもりのある人間性豊かな地域づくりに積極的に貢献できる青少年リーダーを育成する事業。	参加者数：9人	参加者数：12人	社会教育・スポーツ振興課	
74	小・中学校余裕教室の放課後夜間開放	小・中学校を対象に検討を開始する。	未実施	現在、余裕教室はなく数値化しづらい。	庶務課	
75	放課後子どもプランの実施	地域・学校・行政の連携による学校等を利用した安全で安心な子どもの居場所づくり事業「放課後子どもプラン」を実施する。	開催日数：120日	開催日数：120日	社会教育・スポーツ振興課	子育て支援課
19 再掲	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	小・中学校を拠点とし、地域住民主導による総合型地域スポーツクラブを市内に設立することを支援する事業。会員となることにより、いつでも誰でもスポーツに親しむことができるようにする。	設立クラブ数：0	設立クラブ数：1	社会教育・スポーツ振興課	

3 - 公共施設等の中高生の利用機会の拡大 重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
9 再掲	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	公募市民によるワークショップを立ち上げ、子どもの権利の視点から、子どもたちの居場所について、現状を踏まえて、どうあるべきか検討し、市への報告をいただく。	開催状況：0	開催状況：3	子育て支援課	社会教育・スポーツ振興課・保育課・学校指導課・緑と水と公園課
76	図書館の開館時間延長	現在は本多図書館で平日の20:00まで開館しているが、市民の夜間利用のため本多図書館以外の図書館について17:00以降の開館時間の拡充を行う事業。	1館の時間拡大について検討中	現在実施している本多以外の館で順次実施 本多図書館が平日20:00まで開館しているの で本多には来にくい地域から順次実施していくことを検討している。	図書館	
77	中高生利用可能な時間帯の設定	児童館の開館を延長し、中高生の居場所づくりを確保する事業。「中高生タイム」を実施し、最大18:00～20:00を開館している。2回/月程度のため、常時の開館時間延長の必要性がある。	常時、中高生利用の開館時間で運営している施設数：1館	常時、中高生利用の開館時間で運営している施設数：6館	子育て支援課	
20 再掲	スポーツセンター、プールの個人開放	スポーツセンター、プール等を個人に開放し、多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供する事業。それにより、生涯スポーツ社会の実現を目指す。	個人利用者数：126,726人	個人利用者数：130,000人	社会教育・スポーツ振興課	
21 再掲	公民館中高生対象事業	中高生が参加したいと思えるような事業を実施していきたい。防音スタジオのある光公民館には中高校生のバンドグループもある。	中高生バンドグループ：200グループ ライブ回数：3回	中高生バンドグループ：200グループ ライブ回数：3回	公民館	
78	公民館・学校施設・スポーツセンター等を利用した子どもの居場所づくり	学校の校庭や教室等に、安全・安心して活動できる子どもの居場所を設けることを目的に地域子ども教室を実施する。	参加団体数：5	参加団体数：5	社会教育・スポーツ振興課	
79	公民館、地域センターなどを活用した「居場所」づくり	中学生にも積極的に利用できることをPRする。利用のあり方について、公民館運営審議会が必要に応じて話し合いをしている。	居場所となりえる空間のある施設数：5公民館	居場所となりえる空間のある施設数：5公民館	公民館	協働コミュニティ課

4 健康に過ごすことができるまちをつくる

1 現況と課題

妊娠，出産から乳幼児の成長に至る過程における親子の健康の維持・増進から始まり，学校における児童・生徒の保健，特に思春期における保健に至るまで，子どもと親の健康づくりは重要な課題です。市では，産婦・新生児訪問，妊産婦・乳幼児健康診査・歯科健診，疾病の予防に向けた各種の予防接種，両親学級等での健康教育，各種の相談などを実施し，親と子の健康づくりを進めています。

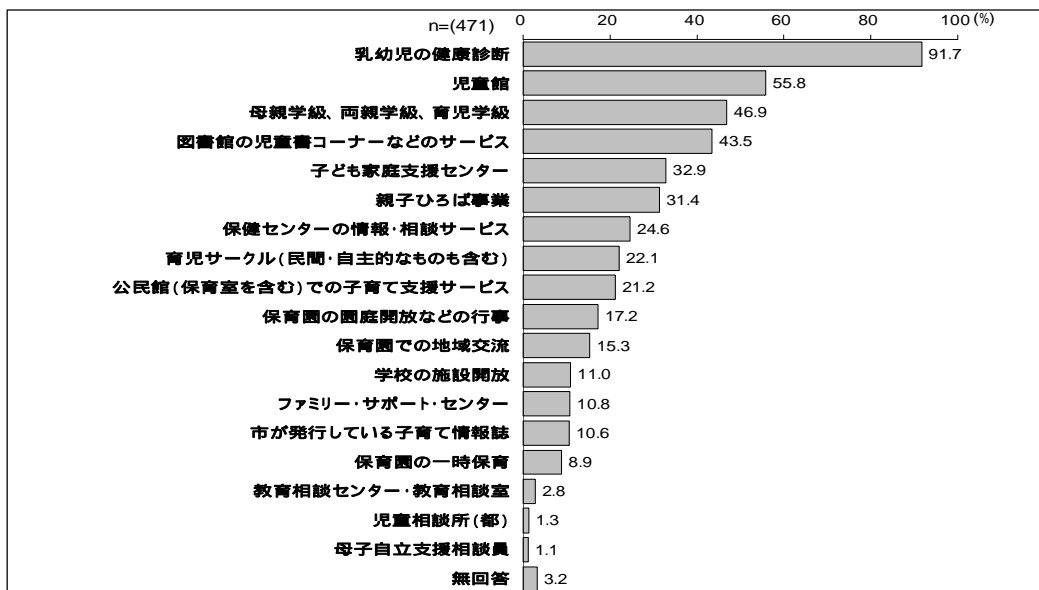
1 子どもと親の健康の確保について

市では，乳幼児の発育・発達の確認や疾病・異常の早期発見対応などのために，乳幼児の年齢に応じた各種の健康診査を実施し，受診率はいずれも90%を超え，健診の結果により発育・発達や運動・精神の面でその後のフォローが必要と認められた乳幼児に対しては，専門医による診察や，保護者への個別相談などの事業を展開しています。

就学前児童の保護者へのアンケート調査結果では，市が提供している子育て支援サービスについての利用経験は，「乳幼児の健康診断」の割合が91.7%で最も高く，「両親学級，育児学級」（46.9%），「子ども家庭支援センター」（32.9%），「保健センターの情報・相談サービス」（24.6%）などとなっており，親子の健康の維持・増進に関するサービスへの利用が高くなっています。

健診は，従来は疾病や発達の遅れなどの早期発見を大きな目的として実施してきましたが，現在はこれに加えて保護者の心理的な理由での育児支援の必要性や，その後の継続的な支援への足がかりという視点を強めており，各種の健康診査などの事業は，虐待や障害児への対応と合わせて展開していく必要があります。

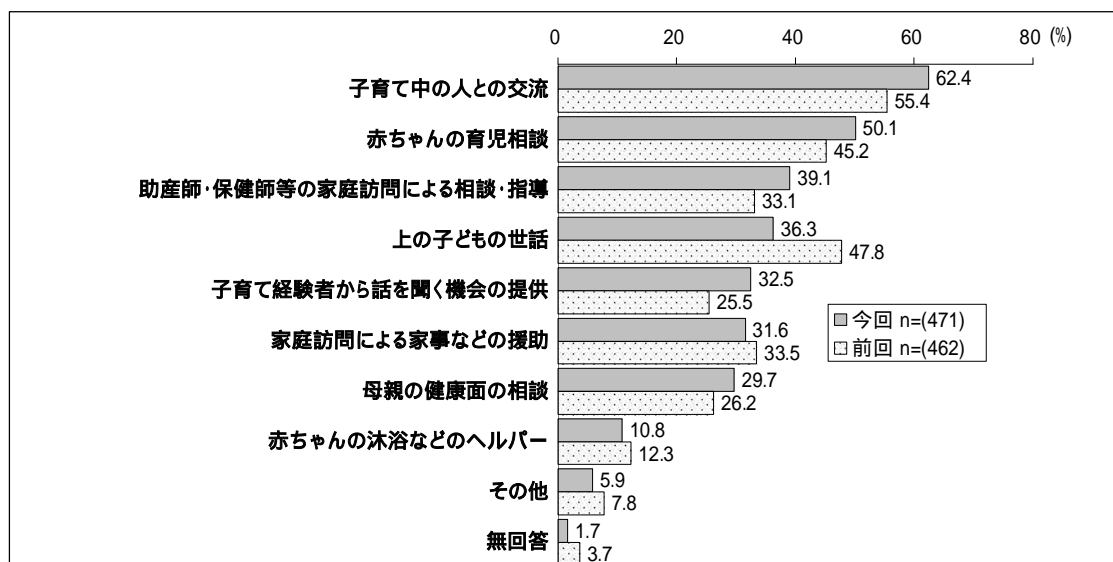
子育て支援サービスの利用経験（就学前調査）



妊娠中や出産後の支援として重視されることは、前回（平成16年度）調査と同様、子育て中の
人との交流がトップとなっています。また、交流、相談、子育て経験者から話しを聞く機会の提
供が前回調査に比べて増加しており、交流の機会が引き続き求められていること、相談・情報提
供の必要性がさらに高まっていることがうかがえます。

重視する妊娠中や出産後の支援(就学前調査・複数回答)

前回(平成16年度)調査との比較 共通項目のみ比較



2 食育について

子どもたちが、おいしく、楽しい食との出会いができるように、各部署・施設で、さまざま
な経験を通じた食育活動が行われています。また、成人への健康教育・相談事業も食育事業と
位置づけ、事業展開をしています。子どもへの食育を通じて大人自身も食生活を見直す機会と
なります。

アンケート調査で、「朝食を食べていますか」の質問に対して、「毎日食べている」割合が小
学生では97.5%であるのに対し、中学生では87.7%となっています。自ら「食」を選択する力
を習得し、健全な食生活を身につけることは生活習慣病予防の視点からも非常に大切です。

食に関する様々な安心・安全情報は、ホームページを活用し、市民への周知に努めています。
今後、市の栄養士連絡会などを活用し、学校や保育所などの関係機関との連携を図り、継続的
な食育活動を推進することが課題となっています。

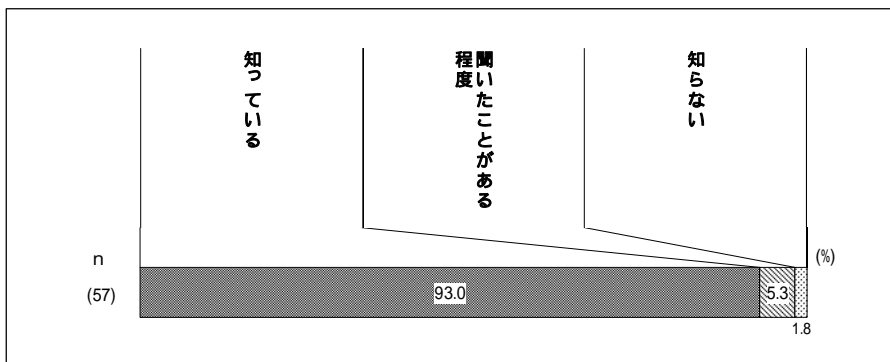
3 思春期の保健対策について

今日、社会では、喫煙や薬物乱用、性感染症などが青少年にも広がっています。思春期は、
子どもたちが次世代の親へと成長する準備期であり、生命の誕生と性、結婚や家庭生活に関す
る知識と価値観を形成する重要な時期にあたります。市では、性と人権に関する啓発事業や薬
物乱用防止の啓発活動を行っています。

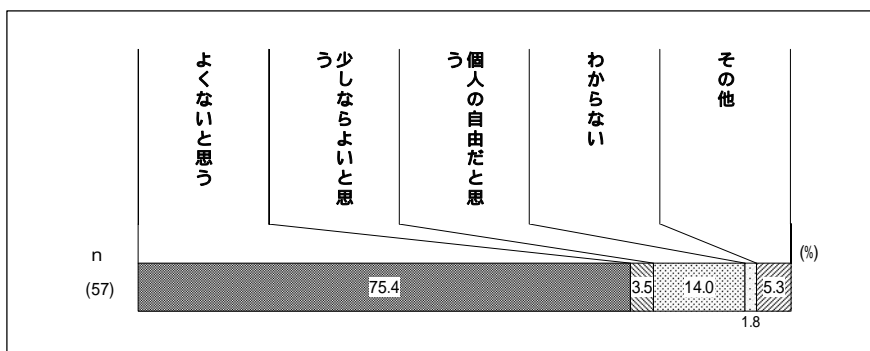
中学生へのアンケート調査では、タバコの害について「知っている」割合は93%と高く、未
成年者の喫煙・飲酒について「よくないと思う」割合は75.4%です。覚せい剤やシンナーなど

薬物の害について「よく知っている」との回答は64.9%で最も高く、以下、「少し知っている」(29.8%),「知らない」(3.5%)の順となっています。一方、未成年者の喫煙・飲酒について「個人の自由だと思う」との回答は14%と一割を超えています。こうした薬物乱用防止に関しては、市全体で、指導・啓発活動を進めることが求められています。性感染症については「よく知っている」と答えている割合が35.1%にとどまっております、犯罪の防止も含めて正しい知識の普及・啓発の取り組みを進めることが重要です。また、ひきこもりの子どもたちとその家族支援、自殺予防対策への取り組みも課題となっています。

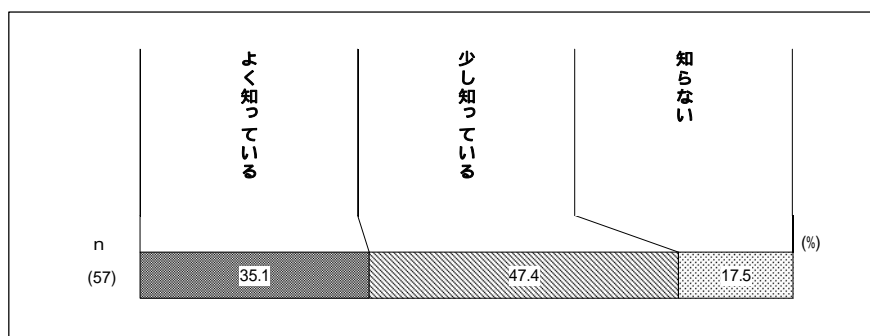
タバコの害の認知度（中学生調査）



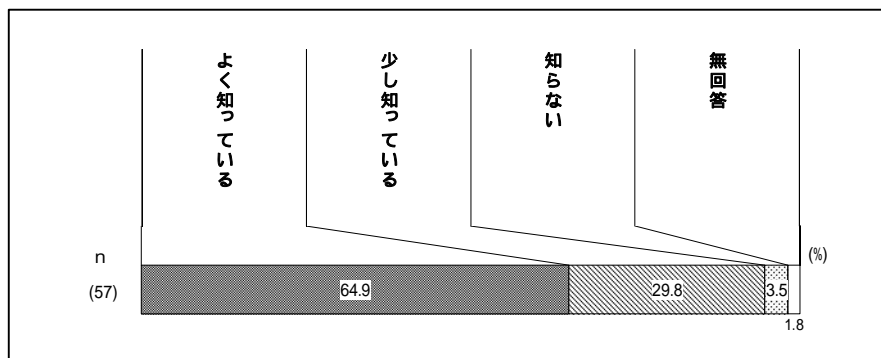
未成年者の喫煙・飲酒について（中学生調査）



性感染症の認知度（中学生調査）



覚せい剤やシンナーなど薬物の害の認知度（中学生調査）



4 小児医療について

今日、全国的に小児科医の減少が問題になっている中で、休日・夜間診療ニーズが高まっています。市では、日曜・祝日・年末年始の午前9時から午後10時（医科は午前9時から午後10時、歯科は午前9時から午後8時）まで、医師会・歯科医師会に委託して、市内の医療機関が輪番で診療を実施しています。

アンケート調査では、子育て環境について市に期待することとして、就学前児童・小学生児童の保護者とも、夜間や休日の医療体制の充実を経済的負担の軽減に続き2番目にあげています。これは、前回の計画策定時と同様の結果となっており、夜間や休日の医療体制の充実への期待度が依然として高い要望となっています。

小児救急医療の体制整備は、早期実現に向け、関係団体と調整し、実現することが課題となっています。

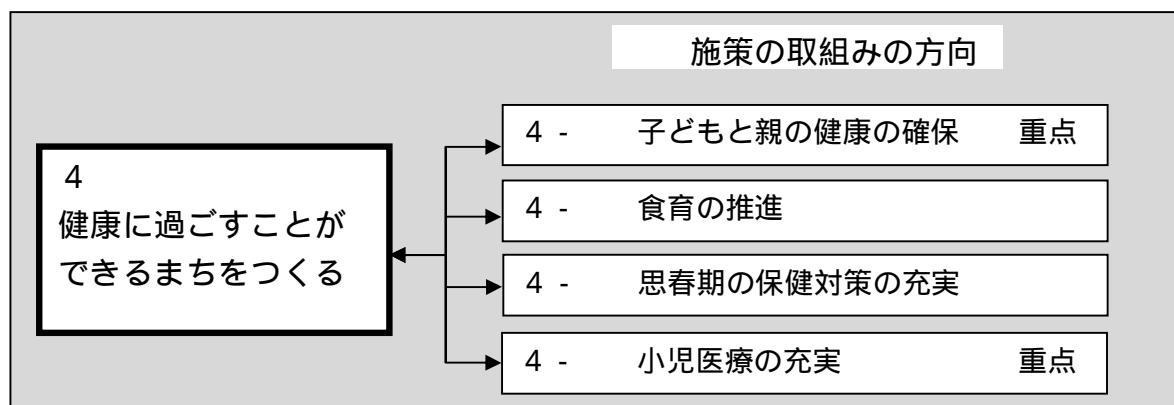
2 施策の取組みの方向

【重点的な施策の取組みの方向】

従来の疾病などの異常への対応にとどまらず、心理的な部分への支援も継続的に必要なこと、医療体制への期待度が依然と高いことから、下記の施策を重点的に取り組んでいきます。

子どもと親の健康の確保

小児医療の充実



子どもと親の健康の確保(重点)

各成長発達段階での健康診査を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持を支援するとともに、健康教育や相談事業を通じて、育児不安を解消していきます。また、実施している親子スペース事業や学童保育所などで実施している親子ひろば事業などでの交流や仲間づくりなどを行い、楽しく育児ができるように親子を支援していきます。任意の予防接種の一部については、接種費用の負担助成を行うなど安心して子育てできる環境の整備を図ります。また、子どもの成長の段階に合わせて健康教育を連続的に展開するため、地域の保健活動と学校保健の連携と充実を図ります。

食育の推進

乳幼児期から就学前までの親子に対する食育と、学校における食育を、連続的なものとして構築し、食に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。

思春期の保健対策の充実

生命の誕生と性、性感染症などに関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発などに対する取り組みを、関係する機関の連携で実施する方法等について、検討していきます。

小児医療の充実(重点)

小児に対する休日・夜間診療体制を維持しつつ、東京都と協力しながら小児救急医療体制の整備を図ります。

3

施策・事業の内容

4 - 子どもと親の健康の確保

重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
10 再掲	親子ひろば事業の拡充	<p>乳幼児(主に0～3歳)とその保護者、妊娠期の方が安心して集える場で、育児相談も行う事業。</p> <p>現在、各小学校区に1箇所以上設置済。学童保育所型4箇所・自治会集会所等の施設活用型6箇所。平成21年度に、通常の地域の親子ひろば事業の利用だけでなく、障害児を対象とした親子ひろばの利用ができることを目的として、障害児を対象とした親子ひろばを1箇所開設した。うち、A型親子ひろば、C型親子ひろばともに1箇所設置。(C型:平成20年度提案型協働事業として設置。) A型...週3日以上開設。C型...週3日以上、1日5時間以上開設。</p> <p>今後、父親の子育て参加のため、学童保育所を除く親子ひろば施設で、土曜日の父親参加を企画する。</p> <p>駅前空き店舗を活用したC型の「駅前子育てサロン」については、子育て親子の交流の場の提供を行う。他、市の西側の子ども家庭支援センター内「親子スペース」に対し、市の東側の拠点として、講演会などを行い、子育て支援を実施。</p> <p>開設時間や開設日数、相談受け入れの充実などが課題となっている。今後、常設親子ひろば(5日/週)への移行を検討していく。また、学校区内1箇所設置している状況があるが、ベビーカーを引いて利用できない地域があり、さらに検討していく。</p>	<p>親子ひろば設置数:11箇所</p> <p>土曜日の父親参加企画開催回数:0回</p>	<p>親子ひろば設置検討数:12箇所</p> <p>土曜日の父親参加企画開催回数:各ひろば月1回</p>	子育て支援課	
80	健康に関する各種相談事業	<p>妊産婦や育児中の保護者に対し、保健師など専門職が訪問・面接等を行う相談。</p>	<p>約9割弱の出生通知書受理に対し約8割の訪問を実施中。訪問したもの内、約4割がフォロー対象。面接・訪問・電話・健診等による個別支援と育児不安を持つ母親支援グループで支援している。</p>	<p>新生児の訪問は、100%に近づける。</p>	健康推進課	
81	乳幼児・妊産婦健康診査 乳幼児・妊産婦歯科健診	<p>各段階で健康診査を行うことにより妊産婦及び乳幼児の健康管理を行うとともに、疾病の早期発見・乳幼児の健全育成・保護者への育児支援を図る事業。</p>	<p>実施回数:集団健診は月2回程度。6・9か月児は個別医療機関受診。</p> <p>歯科(妊婦)健診は月1回程度。</p> <p>乳幼児歯科相談は年40回程度。</p> <p>事業評価は数値化しづらい。</p>	<p>対象者数に応じて実施回数の増減あり。事業評価は数値化しづらい。</p>	健康推進課	

82	健康教育	両親学級(わくわく・ひかり),育児学級(歯みがき・こぶた・ちびっこマン),離乳食講習会(1回食・2回食・3回食)等の各教室において,子どもと親が健康に生活できるよう知識の普及を図る事業。	実施回数:両親学級の平日は年6回,土曜は12回,離乳食講習会は各年12回,事業評価は数値化しづらい。	実施回数:各事業の展開によりニーズが変わってくるため状況に応じて対応する。	健康推進課	
83	予防接種	B C G,三種混合,二種混合,ポリオ,麻疹,風疹,日本脳炎の予防接種を行う事業。医師会に委託し,個別方式で実施する。	接種率:20%~約100%。高いほうが良いとされるが事業評価は数値化しづらい。	接種率:高いほうが良いとされるが事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	
84	低出生体重児の届出・未熟児訪問	体重が2,500グラム未満の乳児に対して家庭訪問を実施する事業。	届出数:毎年70~80件程度 訪問数:50件程度。 事業評価は数値化しづらい。	届出数・訪問数:事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	
85	児童・生徒の保健衛生事務	児童・生徒の保健衛生にかかわる事務を行う。	結核検診,心臓検診等を実施する。対象者全員に実施しており,健診が多岐にわたるため数値化しづらい。	結核検診,心臓検診等を実施する。対象者全員に実施しており,健診が多岐にわたるため数値化しづらい。	学務課	
16再掲	子ども家庭支援センター事業	18歳未満の子どもと家庭を対象にした総合相談,在宅サービス,地域組織化などさまざまな事業を展開する。「要保護児童対策地域協議会」を中心に情報交換をするなど,地域の関係機関が連携し,虐待の防止等の活動を進める。	総合相談:376件(新規受理,平成20年度末) 在宅サービスは種類が多く数値化は困難 グループ活動を支える事業であるので,数値化は困難。	総合相談:500件(新規受理) 在宅サービスは種類が多く数値化は困難 グループ活動を支える事業であるので,数値化は困難。	子育て相談室	

4 - 食育の推進

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
80再掲	健康に関する各種相談事業	妊産婦や育児中の保護者に対し,保健師など専門職が訪問・面接等で行う相談。	約9割弱の出生通知書受理に対し約8割の訪問を実施中。訪問したもの内,約4割がフォロー対象。面接・訪問・電話・健診等による個別支援と育児不安を持つ母親支援グループで支援している。	新生児の訪問は,100%に近づける。	健康推進課	
86	各種栄養関連事業(離乳食講習会・両親学級・食育講座など)	各種栄養関連事業を食育事業に位置づけ,食育の推進を図る事業。	開催回数・申込み者数・参加者数:事業評価は数値化しづらい。	開催回数・申込み者数・参加者数:事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	

87	個別栄養相談	管理栄養士による個別相談を実施する事業。	年18回、4～12月 ・離乳食講習1回 食：9回，親232人 子188人 ・離乳食講習2回 食：9回，親188人 子187人 ・離乳食講習3回 食：9回，親158人 子153人 ・わくわくクラス (両親学級)栄養：4回，48人 ・食育講座「地場野菜」：3回，48人 ・親と子の食育講座「お菓子と紅茶」：1回，32人	各事業の展開によりニーズが変わってくるため状況に応じて対応する。	健康推進課	
88	国分寺市栄養士連絡会	保育園・学務課・小学校・健康推進課の栄養士による食教育の推進及び保健栄養等に関する連絡・調整を行う。	開催回数：年2回。事業評価は数値化しづらい。	必要に応じて開催する。	健康推進課	学務課・保育課

4 - 思春期の保健対策の充実

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
89	中高生を対象とした、たがいの性を理解し尊重するための啓発事業	若年層を対象として、男女たがいの性を理解し尊重するための機会の提供をする。 しんまち児童館で、中高生向け館内宿泊事業の中で実施し、効果があったので、今後取り組んでいく。	講座等の実績数：0回	講座等の実績数：2回	子育て支援課	男女平等人権課
90	性の尊重やリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の普及	男女平等推進センター主催事業等で、性の尊重や性と生殖に関する自己決定権についての講座等を開催し、認識を広げる事業。	講座等の開催数：2回	講座等の開催数：2回	男女平等人権課	

91	喫煙及び薬物乱用防止に関する指導の充実	薬物乱用防止について、教育委員会との協力で、中学生からポスター・標語を募集し、啓発活動を実施する事業。また、講演会・ポスター表示・施設研修などを実施。現在、薬物乱用防止について実施している。	イベント開催件数・研修実施回数・参加者数： ・協議会開催（3回） ・6市連絡会開催 ・研修の実施（長野刑務所参加者40名） ・薬物乱用防止ポスター、標語の募集（ポスター32点、標語97点の応募。都推薦作品が都選考入賞作品となる。市役所、公民館、学校、公園等にポスターの掲示）	イベント開催件数・研修実施回数・参加者数：事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	学校指導課
92	教育相談の充実	幼児から青少年までの様々な悩みや課題に対し、個別に相談に応じ、子ども・保護者の心理的な課題の解決を支援する事業。	延べ相談件数：3,750件（平成21年度予定）	延べ相談件数：4,000件	学校指導課	

4 - 小児医療の充実 重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
93	休日診療事務事業	日曜・祝日・年末年始の昼間及び準夜に外来急病患者に対する診療を行う事業。医師会・歯科医師会に委託し、市内医療機関での輪番方式で実施する。	受診者数：年間医科休日約3,000人・準夜約800人。歯科休日約300人・準夜約100人。事業評価は数値化しづらい。	受診者数：事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	
94	歯科医療連携	かかりつけ歯科医を探すことが困難な、障害者・在宅要介護者等が身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、障害者等歯科相談窓口で歯科衛生士が相談を受け、歯科医師会コーディネーターと連携して対応する事業。	相談：200件 事前訪問：50件 医師訪問：20件 程度。事業評価は数値化しづらい。	相談件数・事前訪問数・医師訪問数：事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	
95	小児救急医療	平成21年度現在未実施。医療機関と行政が地域における小児救急は地域全体で支えていくという合意のもとに、小児初期救急医療体制を地域で構築するため、実現に向け協力し、計画を立てる。	未実施 事業評価は数値化しづらい。	実施しているときは受診者数：事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	

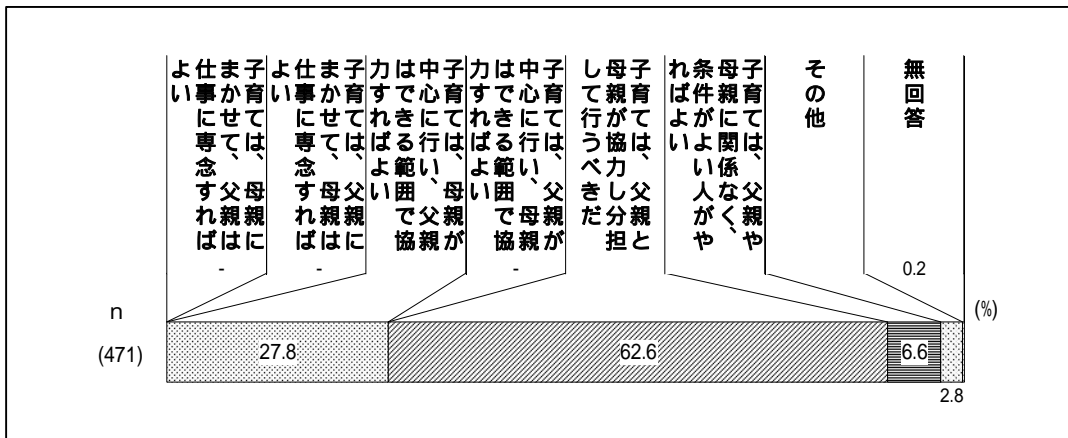
5 仕事と生活との調和を実現する

1 現況と課題

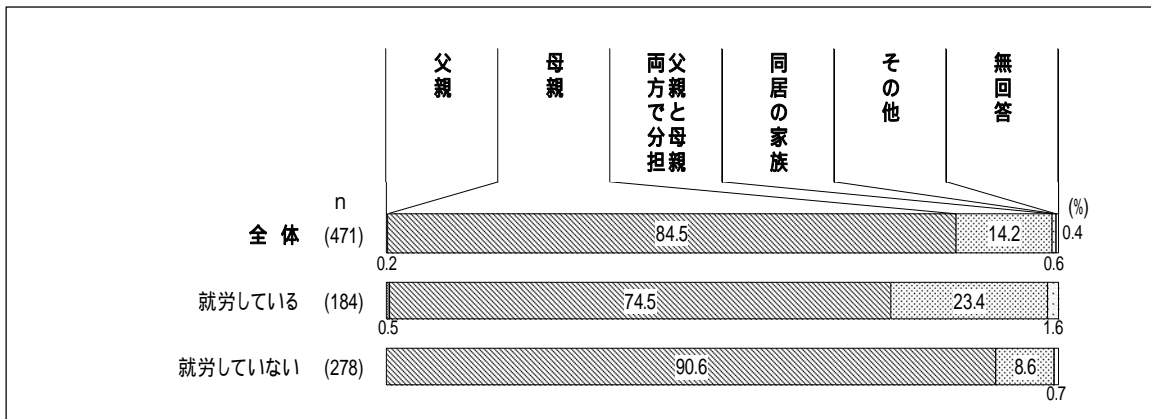
1 子育てへの父親参加

今日、東京都では、9割近くが核家族であり、国分寺市でも同様に核家族化が進行している状況であり、子育てにおける男女の協力・協働は不可欠となっています。しかし、現実に子育てをしている世代を見ると、平成21年度に実施したアンケート調査では、子育てに対する考え方についての設問で、「子育ては父親と母親が協力し分担して行うべきだ」という回答が、就学前児童の保護者62.6%、小学生児童の保護者67%と、6～7割となっています。また、実際に食事や身の回りの子どもの世話は誰がしているかという設問では、未就学児では84.5%、小学生児童の保護者では89.3%が「母親」となっており、母親の就労の有無によっても異なりますが、まだまだ父親が分担している割合が低く、母親が子育ての負担を抱えている傾向があります。

子育てについての考え方(就学前調査)

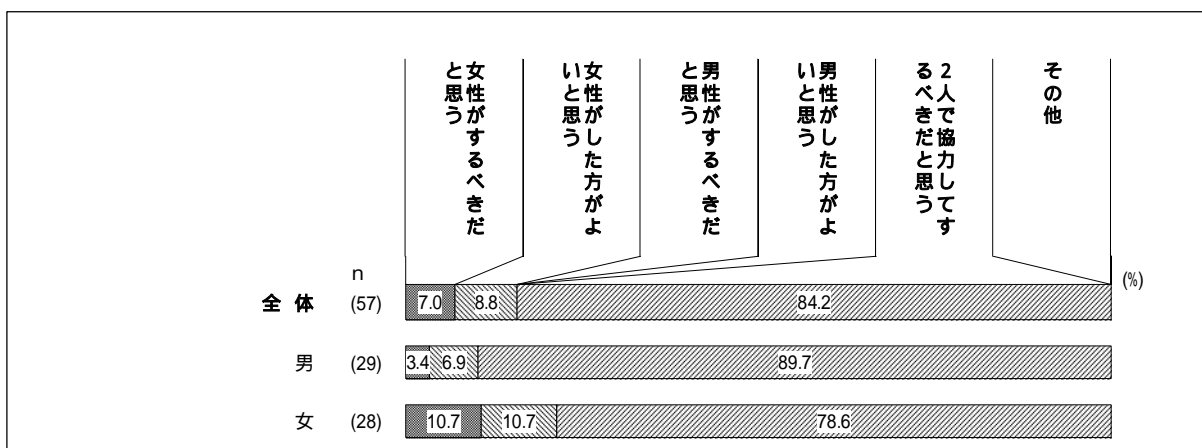


子どもの食事や身の回りの世話 母親の就労状況別(就学前調査)



一方で中学生本人へのアンケート調査では「家庭での子育てや家事はどのようにするのがよいと思うか」の設問に対して「2人で協力してすべきだと思う」との回答が84.2%になっており、子育てにおける男女平等の意識は、次の親となる世代には根付きつつあるという結果になっています。

子育てや家事を担う人・男女別(中学生調査)



本市では、平成18年度に男女平等推進条例を制定しました。父親の育児参加を促進するための取り組みとしては、赤ちゃんが生まれる前の両親学級や、乳幼児を育てている父親が参加できる事業などを実施しており、また、男女の雇用の平等に関する講座の開催や、男女平等意識に係わる啓発活動なども進めています。このような事業を拡充し、育児への父親の参加をすすめていくことが大切です。さらに、父親だけではなく、母親を含めて、普段地域にいない保護者の地域デビューの場、親同士の交流の場づくりも必要なため、子ども家庭支援センターや児童館での土曜日・日曜日の事業を更に充実していく必要があります。

2 仕事と子育ての両立

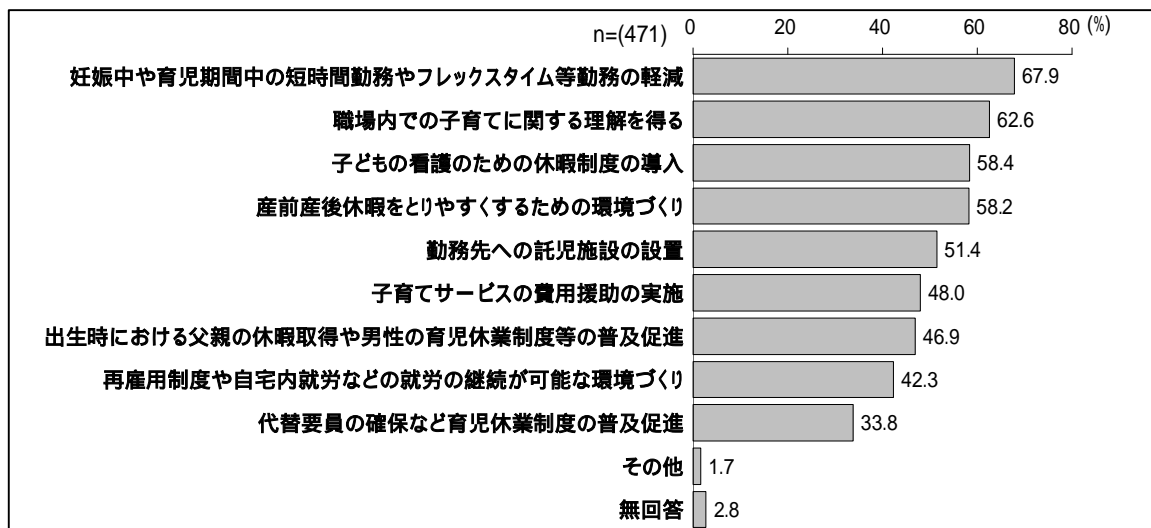
仕事と子育ての両立のために、子育て支援のためのサービスは重要です。保育所や、学童保育所の充実、ファミリー・サポート・センター事業などの実施により、仕事を続けられる環境を整備し、仕事と子育ての両立をサポートしていきます。

そのような事業とともに、男性も女性も多様な働き方・暮らし方が円滑にできるように、市民や企業に対する働きかけを強化していくことが求められています。

就学前児童の保護者へのアンケート調査による「職場にほしい子育てに関する制度や取り組み」に対する回答では、「妊娠中や育児期間中の短時間勤務やフレックスタイム等勤務の軽減」の割合が67.9%で最も高く、以下、「職場内での子育てに関する理解を得る」(62.6%)、「子どもの看護のための休暇制度の導入」(58.4%)、「産前産後休暇をとりやすくするための環境づくり」(58.2%)、「勤務先への託児施設の設置」(51.4%)の順となっており、企業においても、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を進めるための取組が求められています。

一般事業主の行動計画については、「平成 23 年 4 月 1 日以降は労働者の数が百人を超える事業者は、一般事業主行動計画を策定しその旨を国に届け出ること、百人以下の一般事業主においても、届け出るよう努めること。」とされており、市内の一般事業主に対しては、一般事業主行動計画を策定することを啓発していくことが当面の課題となっています。

職場にほしい子育てに関する制度や取り組み(就学前調査)



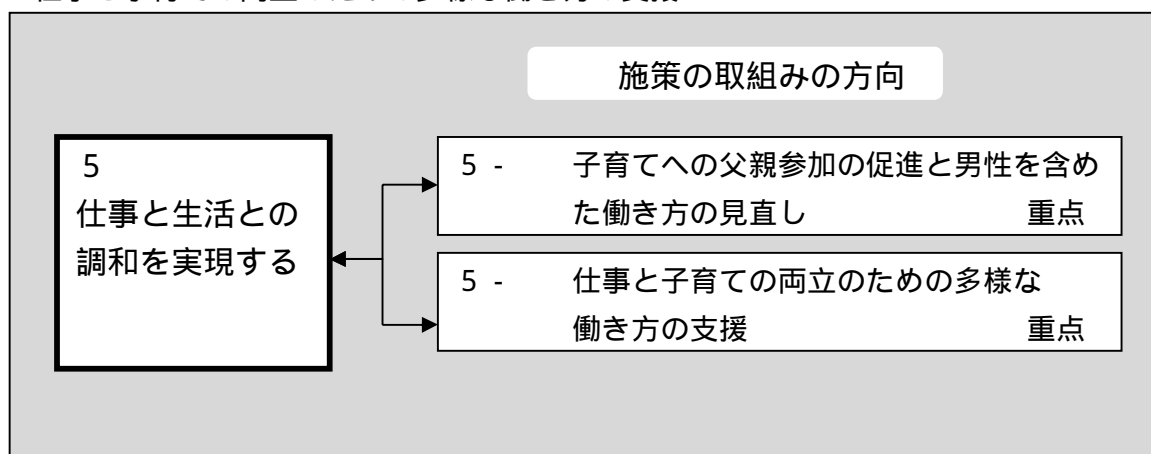
2 施策の取組みの方向

【重点的な施策の取組みの方向】

仕事と生活の調和については、一般事業主への啓発がなかなか難しい状況にあります。まず、子育てにおける男女の協力・協働が不可欠なため、下記の施策を重点的に取り組んでいきます。

子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し

仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援



子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し(重点)

子育てへの父親参加を促進するため、子育てに関する講習会や講座への両親での参加を促進します。また、子ども家庭支援センター親子スペースや児童館だけではなく、親子ひろばの土曜日開催など、子育て中の父親同士の交流の機会をつくとともに、グループづくりを支援します。男女平等推進行動計画を推進するとともに、男女平等に向けた啓発活動を展開していきます。

仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援(重点)

仕事と子育ての両立が円滑に行えるように、多様な保育サービスの展開、ファミリー・サポート・センター事業の拡充など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。また、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進します。

3 施策・事業の内容

5 - 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し 重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
96	子育て父親グループの育成	乳幼児をもつ父親同士が交流できる機会をつくり、参加者と共催して企画することや後援を行う。今後父親のグループ化について検討する。	自主グループ数：0グループ	自主グループ数：3グループ	子育て相談室	
97	男女平等推進行動計画	市の施策全体をとおして、男女平等に向けた意識の変革、男女の自立支援、男女のあらゆる分野への共同参画を進める。	回数：40	回数：40	男女平等人権課	
98	男女雇用平等に関する講座等の開催	男女平等推進センター主催事業として雇用平等及び両立支援に関する講座を開催する事業。	講座等の開催数：26回(就労支援、ワーク・ライフ・バランス)	講座等の開催数：26回	男女平等人権課	
99	特定事業主行動計画の推進及び啓発	平成21年度中に進捗状況を確認し、課題について見直しを行った特定事業主行動計画の啓発を行い、働きやすい職場環境の整備を進める事業。	制度利用状況	制度の利用状況：平成21年度以上	職員課	子育て支援課

100	両親学級（平日・土曜クラス）	妊娠・出産・育児等について、専門職により講義・実習及び指導を行い、知識の普及を図るとともに地域でのグループづくりを進める事業。土曜開催のクラスは、ほぼ全員が父親とともに参加できるようにしている。	開催回数・参加者数： 両親学級の平日は年6回、土曜は12回。両親学級：4～12月、平日コース4回参加者数309人（延べ）128人（実）、土曜コース9回参加者数364人（実・延べ共に）。知識の習得に加え、地域の仲間づくり、父性の獲得、市のサービスやその利用方法の周知の機会となっている。	各事業の展開によりニーズが変わってくるため状況に応じて対応する。	健康推進課	
101	児童館での家族を対象とした土・日曜日の事業実施	平日に児童館施設を利用できない、家族・父親などが一緒に参加できるような事業を企画する。	土・日曜日の行事実施数：10回	土・日曜日の行事実施数：12回	子育て支援課	
102	子育てへの男女共同参画に関する啓発	仕事と家庭との調和の意識作りへの情報提供や講座開催	講座の開催回数：4回 参加人数：97人	講座の開催回数：4回 参加人数：100人	男女平等人権課	

5 - 仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援 重点

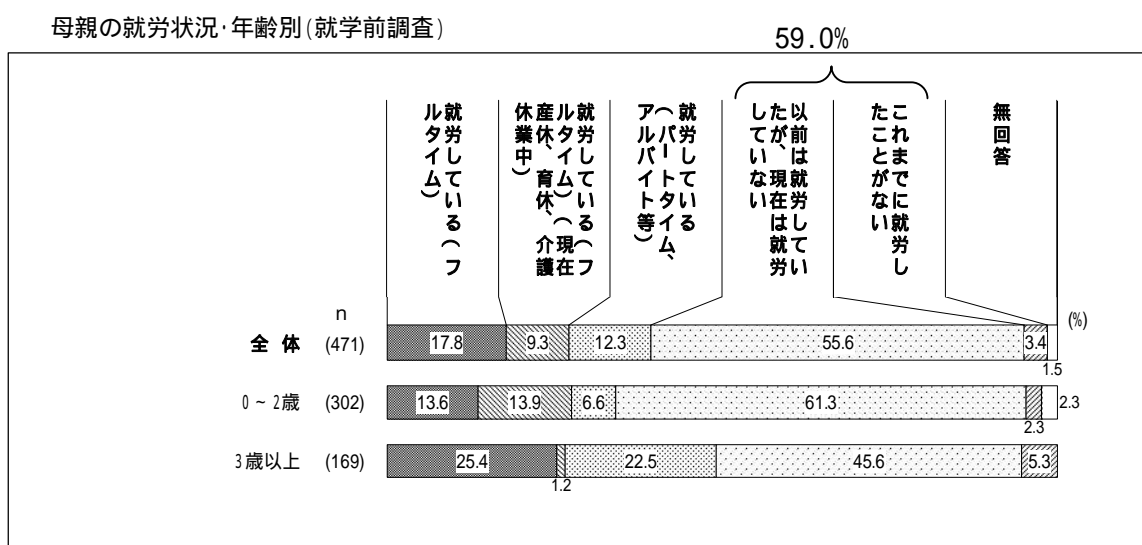
通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
103	仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくり	市内事業者・市民を対象に両立支援や男女雇用機会均等法に関する情報提供や啓発を行なうとともに、子育てや介護等の支援の充実を図る事業。	講座の開催回数：2回 参加人数：65人（年1回情報誌掲載）	講座の開催回数：2回 参加人数：70人（年1回情報誌掲載）	男女平等人権課	子育て支援課・経済課・職員課
104	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい市民（援助会員）と育児の援助を受けたい市民（利用会員）が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。 育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	援助会員数：利用会員数の比率1：3.5 (272名:1,035名) 両方会員32名 総計1,339名 (平成21年9月末)	援助会員数：利用会員数の比率1：3.0	子育て相談室	

6 親や家族も支援する

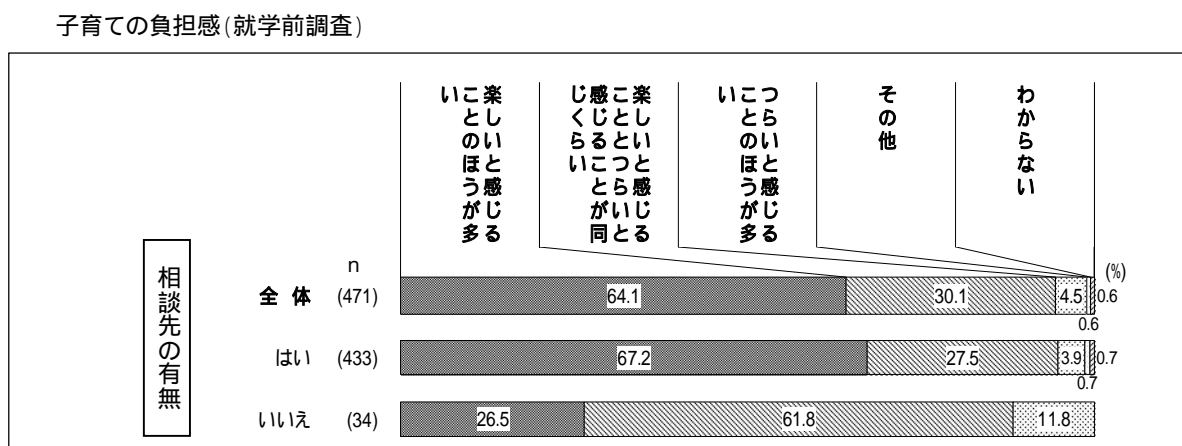
1 現況と課題

1 地域における子育て支援について

現在国分寺市においても、地域社会のつながりが希薄になり、子育て家庭の孤立化や子育て不安が問題になっています。アンケート調査では、就学前児童の母親の59.0%が「就労していない」と答えており、保育サービスの拡充とともに、在宅で子どもを育てている家庭に対する子育て支援サービスの充実が課題になっています。



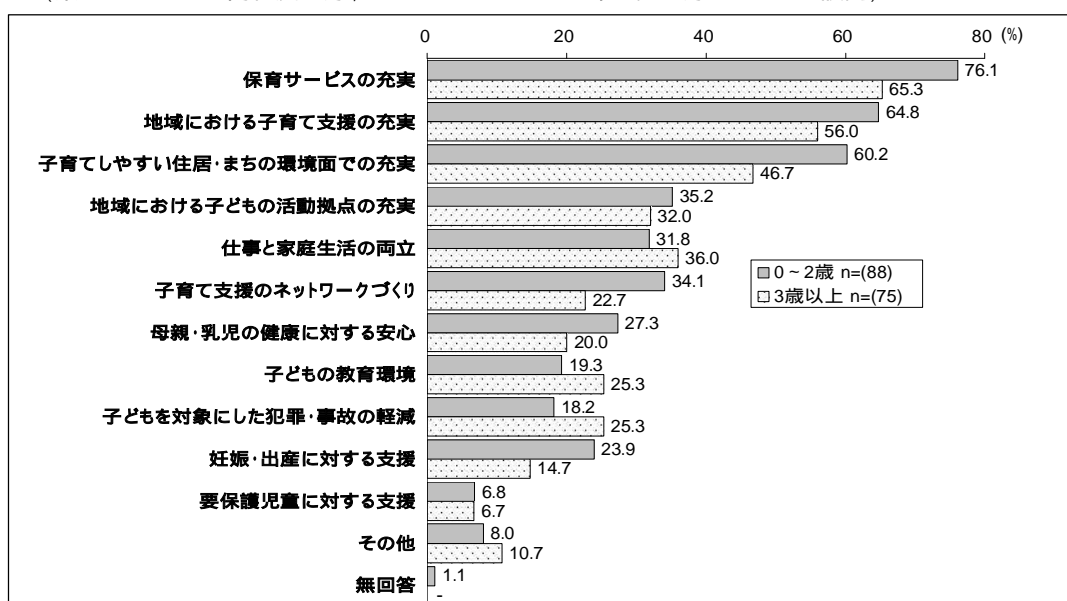
また、子育ての負担感をみると、「相談先がある」よりも「相談先がない」方のほうが「楽しいと感じることのほうが多い」という回答が少なく、それ以外の回答が多くなっています。子育て不安や、子育ての負担感の解消のための取組の必要性があります。



就学前児童をもつ保護者の場合、子育てのつらさを解消するために必要なこととして、「保育サービスの充実」、「地域における子育て支援の充実」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が上位を占めています。これは特に、0～2歳児をもつ保護者の回答で多くなっています。

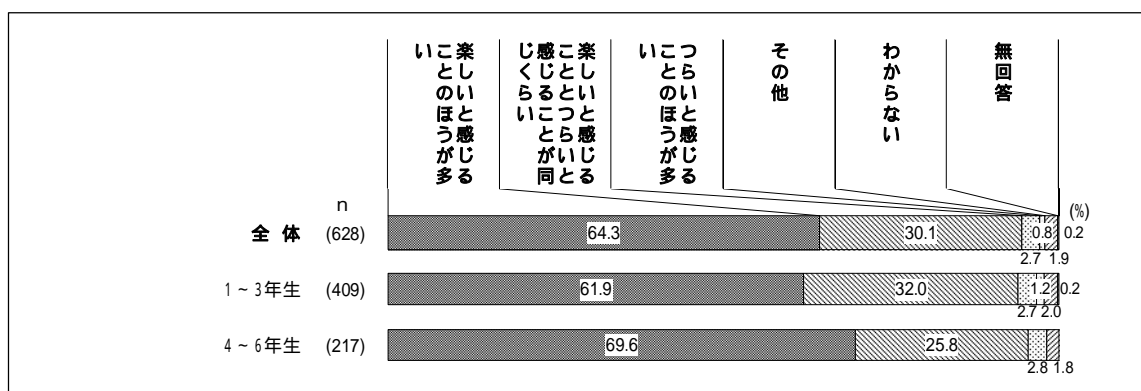
年齢2区分別にみた子育てのつらさを解消するために必要なこと(就学前調査)

(楽しいとつらいが同程度の方、つらいと感じることのほうが多い方についての設問)



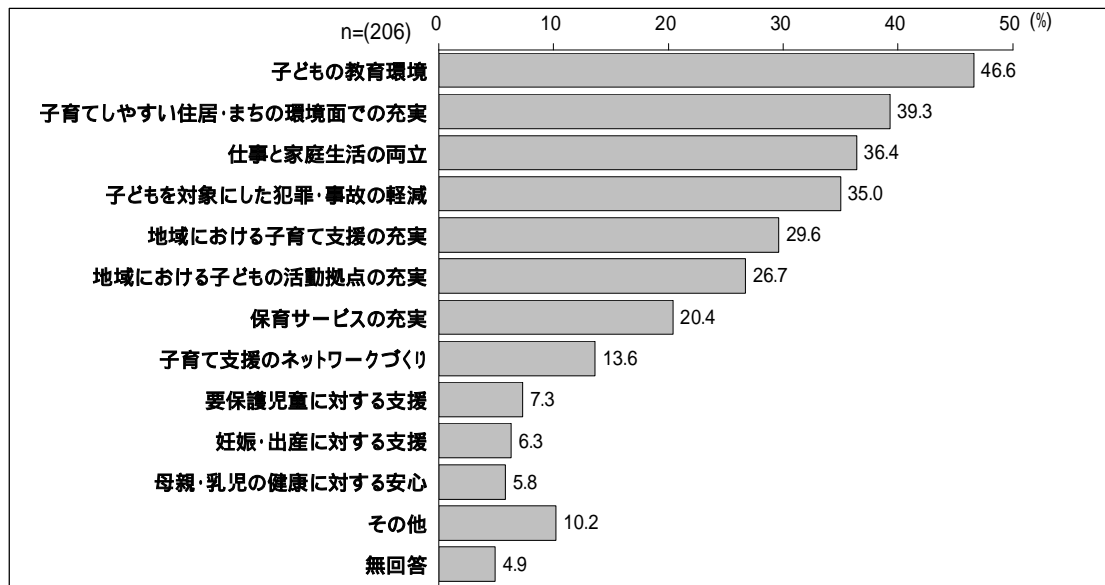
小学生の児童をもつ保護者の場合、子育てのつらさを解消するために必要なこととして、「教育環境」、「子育てしやすい住環境・まちの環境面での充実」、「仕事と家庭生活の両立」、「犯罪・事故の軽減」が上位を占めています。小学生の児童をもつ保護者の場合、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が、就学前児童と同様、要望が高いほか、「子どもの教育環境」、「仕事と家庭生活の両立」、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」、といった点に必要と感じることがシフトしてきています。

子育ての負担感・年齢別(小学生調査)



子育てのつらさを解消するために必要なこと(小学生調査・複数回答)

(楽しいとつらいが同程度の方, つらいと感じることのほうが多い方)



現在, 地域への子育て支援として, 子ども家庭支援センターでは, 総合相談窓口として, 子どもの養育や虐待, 発育などのさまざまな相談に応じています。この相談件数も年を追うごとに増加し, 今後もこのような身近に, 気軽に相談のできる場の拡充が求められています。また, 子ども家庭支援センターで実施する子育て家庭への具体的な支援としては, 「育児支援ヘルパーの派遣事業」などの在宅サービス, 乳幼児と母親の交流の場としての「親子スペース」事業があります。また, 同じような乳幼児と保護者の交流の場として, 小学校区ごとに, 学童保育所, 自治会集会所などを活用した「親子ひろば」事業や, 児童館での「親子のわ」事業などで親子が集い, 一緒に遊びながら交流できる場づくりを展開しています。今後いつでも行ける専有スペースを持つ常設型の親子ひろば事業の拡充や, 子育てで悩みながらこうした交流の場に出てこられない親に対して, 多様な情報の発信, 地域の民生・児童委員などによる個別の働きかけなどが必要とされています。地域での子育て支援を充実するために, マンション建設時や空き店舗の発生時には, 支援施設としての活用ができないかなど, 今後も, 子育て支援の拡充のための検討をしていく必要があります。

子ども家庭支援センターについては, 先駆型の子ども家庭支援センターとして今後さらに, 機能充実を図る必要があります。現在の施設は, 市の西に位置しており, 今後, サービスの向上に向け, 立地についても検討していく必要があります。

各種の相談活動や交流の場づくりをきっかけとする子育てサークルの育成や自主的なサークル支援, 公民館保育室事業や, ファミリー・サポート・センター事業(会員組織による相互援助活動), 保育所で実施している地域の親子との交流事業など, さまざまな事業の拡充やネットワークづくりが求められています。

子どもの施策や事業の情報は, 誰にでも分かりやすく広報することが大切です。現在, 市報やホームページ・「子育てふれあいブック」・児童館のお知らせなどで広報をしていますが, 特に利用の高いホームページについては, より分かりやすい, 最新の情報を提供できる手段とし

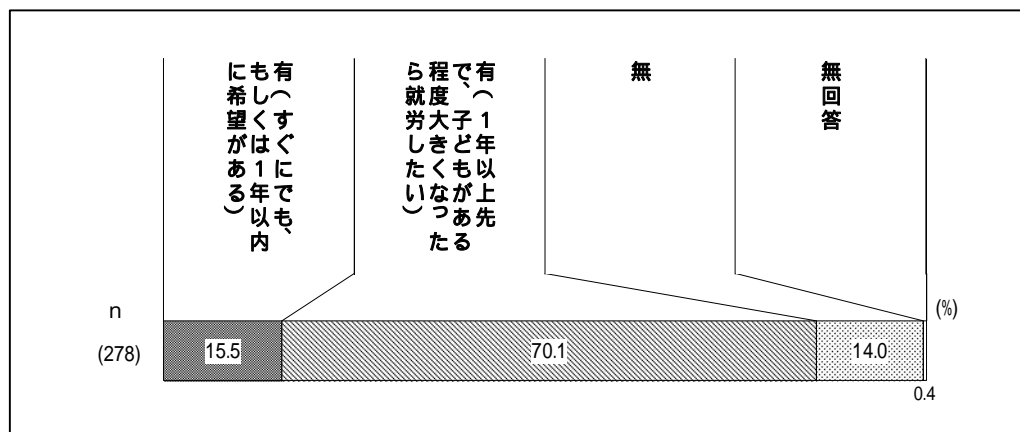
て、今後さらに必要な情報を的確に掲載するとともに、使い勝手の良いものになるようにしていく必要があります。

2 保育サービスについて

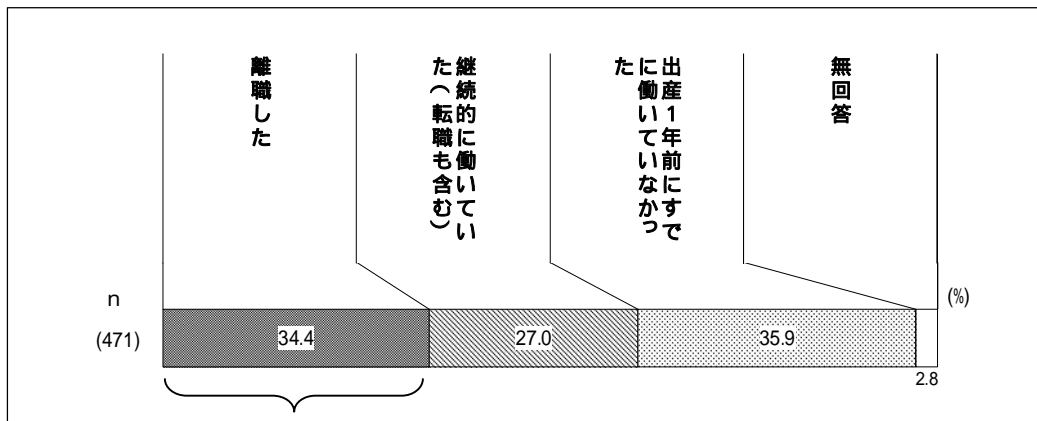
現在市には認可保育所(国の定めている基準を満たし、市町村や社会福祉法人等が運営している保育施設)が14施設(公立8施設,私立6施設)あり,定員の合計は1,343人となっています。また,認証保育所(東京都が認めた保育所)が5施設(定員は174人),保育室が1施設(定員24人),家庭福祉員(保育ママ)が4名(定員は20人)となっています(平成21年12月1日現在)。

平成17年度以降,保育所の増改築等で定員の増加を図ってきましたが,認可保育所へ入所できずに待機している児童は,平成21年4月現在,101人(新定義による。旧定義では213人)となっています。アンケート調査からも,就学前児童を持つ母親の今後の就労希望は,「1年以上先で,子どもがある程度大きくなったら就労したい」割合が70.1%で最も高く,今後とも待機児童の増加が見込まれ,早急な解消が望まれます。また,同じく就学前児童を持つ母親で出産前後に離職した人の割合は34.4%で,そのうち「保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば継続して就労していた」人は8.0%,「職場で育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援策や環境が整っていれば継続して就労していた」人は21%,「保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば,継続して就労していた」人は17.9%となっています。離職した母親のうち,あわせて46.9%が社会的な環境が整っていれば就労を継続していたこととなります。市の保育施策における現在の最大の課題が待機児の解消です。

母親の今後の就労希望(就学前調査)



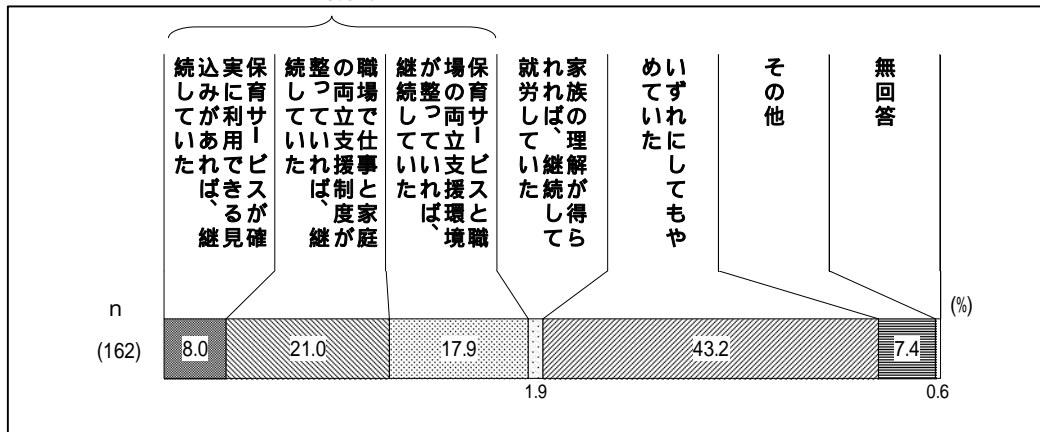
出産前後の離職の有無(就学前調査)



環境による就労継続の可能性

上記 34.4%中、出産前後に離職した母親の、環境による就労継続の可能性(就学前調査)

46.9%



また、今日、働き方の多様化に伴う保育ニーズに対応し、延長保育、産休明け保育、障害児保育、病後児保育、一時保育など多様な保育サービスを提供しています。今後も病児保育や緊急一時保育、障害児保育などの拡充が課題となっています。冠婚葬祭などの理由で、家庭で保育ができなくなった時のための制度であるショートステイ事業については、緊急利用の他、育児に疲れての利用なども増えつつあり、場の拡充なども含めて今後検討する必要があります。

市には、私立幼稚園が6園あり、公立幼稚園はありません。幼稚園では、午後から預かり保育を実施している園も増えてきています。幼稚園に対しては、現在、補助金の支出がなされていますが、今後認定子ども園などの取り組みへの支援などの検討も求められます。

3 学童保育事業について

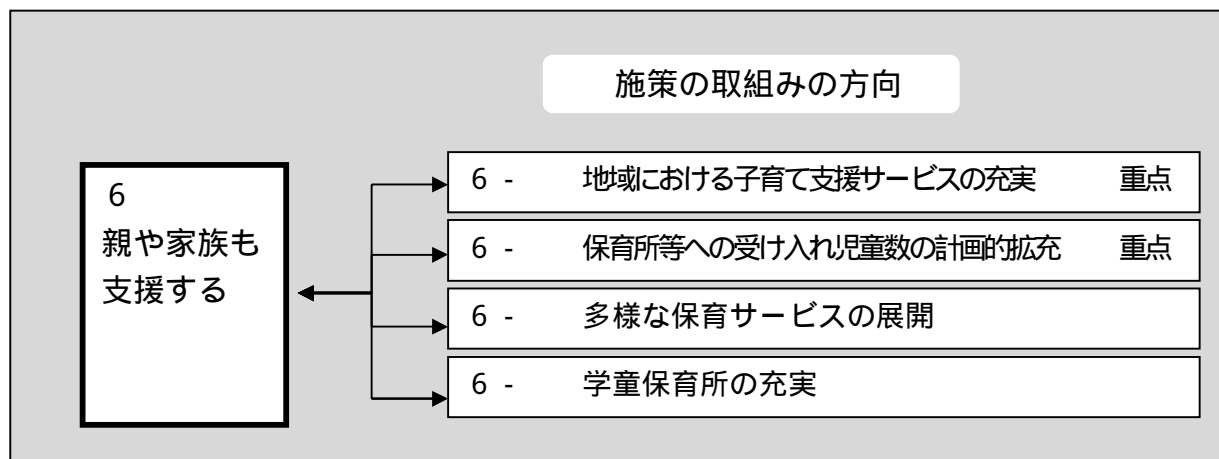
学童保育事業（放課後児童健全育成事業）については、小学校区に1～2箇所（計14箇所）学童保育所が設置されており、うち8箇所が小学校内に、6箇所が児童館との併設となっています。学童保育所の対象とする児童は、就労などの理由で、家庭での監護に欠ける小学1年生から3年生まで、障害児では中学生までとなっています。平成20年度の登録児童数は延べ8,158人となっています。また、春夏冬休みや土曜日・その他の学校休業日にも児童の受け入れを行っています。現在学童保育所の施設が老朽化してきており、施設の改修が必要になってきています。アンケート調査や保護者からの課題としては、狭隘状態の解消や保育時間の延長、対象年齢の拡大などがあります。平成21年度に策定された、国分寺市立児童館・学童保育所の市独自のガイドライン等に基づいて運営を充実するとともに、課題への対応を図っていく必要があります。さらに、子どもと直接的に向き合う職員のスキルアップのため、子どもの権利の視点に立った、職員向けの研修等を行う必要があります。

2 施策の取組みの方向

【重点的な施策の取組みの方向】

在宅での子育て支援や、待機児の解消が重要となっているため、下記の施策を重点的に取り組んでいきます。

地域における子育て支援サービスの充実
保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充



地域における子育て支援サービスの充実(重点)

これまで推進してきた各種の相談事業を充実するとともに、親子ひろば事業など、身近なところで、助産師・保健師・保育士・カウンセラーなどによる相談や保護者同士が交流できる場を充実していきます。さらに、市内のあちらこちらの施設で赤ちゃん連れの方が授乳できたりトイレを使用したりできる東京都の「赤ちゃんふらっと事業」に対応する施設を増やすよう啓発していきます。また、子ども家庭支援センターは、先駆型子ども家庭支援センターとしてさらに、児童虐待防止のための相談・支援活動や地域と連携しての見守り活動等に取り組んでいきます。

子育てに必要な情報提供を充実するため、子育てマップの作成やホームページなどを活用した、幅広い情報提供を図ります。

健診事業や育児相談などの各種の相談事業についても、一人ひとりの状況を受け止め、家庭の中で孤立しないように、必要な支援を行うとともに、親子ひろばや子育てサークルなどの地域でのさまざまな人や場へ繋がっていけるような支援を行います。

保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充(重点)

保育所への待機児童の解消のために、認可保育所及び認証保育所の増設や、過渡的な対応としての定員の弾力化などを含め、受け入れ児童数を計画的に拡充します。また、家庭福祉員の事業なども引き続き実施し、さまざまな形での保育事業を展開します。施設基準については、現行の水準を落とすことがないよう配慮し、保育指針に基づき、保育の質の向上などを定めた平成 21 年度策定の保育の基本構想の具現化を図ります。

多様な保育サービスの展開

多様な保育ニーズに対応した、延長保育、産休明け保育、障害児保育、病後児保育、一時保育、ショートステイ、ファミリー・サポート・センター事業、育児支援ヘルパー派遣事業など、多様な保育サービスを今後も継続していきます。

学童保育所の充実

老朽化した施設や狭隘化した施設を計画的に整備していきます。また、利用者からの要望の高い、保育時間の延長についても、計画的に取り組んでいきます。受け入れ対象学年の延長ニーズについては、教育委員会とともに、全児童対策としての放課後プランの充実などを検討します。

学童保育所については、平成 21 年度に策定された「国分寺市立学童保育所の施設運営ガイドライン」「国分寺市立児童館・学童保育所の施設整備計画」「国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営計画」に基づく施設整備や運営を進め、狭隘状況の解消や、保育の質の向上を図ります。

3

施策・事業の内容

6 - 地域における子育て支援サービスの充実

重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
8 再掲	子ども(子育て)総合相談, 相談窓口の設置	子ども家庭支援センターを総合相談窓口として, 子育て・子育てに関する各種相談の窓口を運営する事業。	新規相談受理件数: 367件	新規相談受理件数: 500件	子育て相談室	
10 再掲	親子ひろば事業の拡充	乳幼児(主に0~3歳)とその保護者, 妊娠期の方が安心して集える場で, 育児相談も行う事業。 現在, 各小学校区に1箇所以上設置済。学童保育所型4箇所・自治会集会室等の施設活用型6箇所。平成21年度に, 通常地域の親子ひろば事業の利用だけでなく, 障害児を対象とした親子ひろばの利用ができることを目的として, 障害児を対象とした親子ひろばを1箇所開設した。うち, A型親子ひろば, C型親子ひろばともに1箇所設置。(C型:平成20年提案型協働事業として設置。) A型...週3日以上開設。C型...週3日以上, 1日5時間以上開設。 今後, 父親の子育て参加のため, 学童保育所を除く親子ひろば施設で, 土曜日の父親参加を企画する。 駅前空き店舗を活用したC型の「駅前子育てサロン」については, 子育て親子の交流の場の提供を行う。他, 市の西側の子ども家庭支援センター内「親子スペース」に対し, 市の東側の拠点として, 講演会などを行い, 子育て支援を実施。 開設時間や開設日数, 相談受け入れの充実などが課題となっている。今後, 常設親子ひろば(5日/週)への移行を検討していく。また, 学校区内1箇所設置している状況があるが, ベビーカーを引いて利用できない地域があり, さらに検討していく。	親子ひろば設置数: 11箇所 土曜日の父親参加企画開催回数: 0回	親子ひろば設置検討数: 12箇所 土曜日の父親参加企画開催回数: 各ひろば月1回	子育て支援課	
80 再掲	健康に関する各種相談事業	妊産婦や育児中の保護者に対し, 保健師など専門職が訪問・面接等で行う相談。	約9割弱の出生通知書受理に対し約8割の訪問を実施中。訪問したものの内, 約4割がフォロー対象。面接・訪問・電話・健診等による個別支援と育児不安を持つ母親支援グループで支援している。	新生児の訪問は, 100%に近づける。	健康推進課	

16 再掲	子ども家庭支援センター事業	18歳未満の子どもと家庭を対象にした総合相談、在宅サービス、地域組織化などさまざまな事業を展開する。 「要保護児童対策地域協議会」を中心に情報交換をするなど、地域の関係機関が連携し、虐待の防止等の活動を進める。	総合相談:376件(新規受理,平成20年度末) 在宅サービスは種類が多く数値化は困難 グループ活動を支える事業であるので,数値化は困難。	総合相談:500件(新規受理) 在宅サービスは種類が多く数値化は困難 グループ活動を支える事業であるので,数値化は困難。	子育て相談室	
105	児童館での乳幼児向け事業	児童館が実施する乳幼児とその保護者向けの各種事業。「親子で遊ぼう」「親子のわ」「読み聞かせ」「料理」「音楽会」など。	全館実施事業数計:278事業	全館実施事業数計:281事業	子育て支援課	
106	子育てふれあいブック等の作成と普及	子育てに関する情報を提供するための小冊子「子育てふれあいブック」「子育て応援カレンダー」を作成,配布する事業。	作成回数:2版	作成回数:5版	子育て支援課	
107	公民館保育室	就学前の子どもがいる女性の学習活動を支えるために,保育室を設置して受講中の保育を行う事業。	講座参加者・グループ活動参加者数:217人	講座参加者・グループ活動参加者数:240人	公民館	
108	乳幼児母性健康相談事業	乳幼児とその保護者を対象とした出張相談活動事業。公民館などで,身体測定,保健・栄養相談・歯科相談などを実施する。	市内5箇所にて26回開催。来所者計1,363人。平成22年度はアクセスのよい3箇所に絞る一方,市内に増えてきた親子ひろばとの連携を目指し要フォロー者の対応ができるようにする。	4月~12月まで:5箇所,26回。延べ1,363人,実59人。各事業の展開によりニーズが変わってくるため状況に応じて対応する。	健康推進課	
109	家庭教育学級の拡充	親に対する啓発を念頭に,子どもの育ち・発達・生活等に関する遊び・学びの場の提供及び講座等を行う事業。	講座数:5講座	講座数:5講座	公民館	子育て相談室
104 再掲	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい市民(援助会員)と育児の援助を受けたい市民(利用会員)が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。 育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	援助会員数:利用会員数の比率1:3.5 (272名:1,035名) 両方会員32名 総計1,339名 (平成21年9月末)	援助会員数:利用会員数の比率1:3.0	子育て相談室	
110	子育てサークルの育成及び支援	公民館での講座に参加するサークルの保育支援。親も子どもも仲間をつくることを目的としている。	講座・サークル活動に参加している就学前の子と親:459人	講座・サークル活動に参加している就学前の子と親:500人	公民館	
111	子育てサークルの育成及び支援	親子の「わ」の事業やおもちゃ図書館の事業を通じて,子育てグループの育ちのきっかけを提供したり,各自主保育グループ等への活動場所の提供などの支援をする事業。	自主グループや親子の「わ」のグループなどの利用延べ回数:514回	自主グループや親子の「わ」のグループなどの利用延べ回数:555回	子育て支援課	
112	四者協議会(地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う地域連絡協議会)	児童相談センターにより設置された協議会で,児童委員が事務局,市は協力の立場の事務局となっている。児童委員,児童相談所,学校等の関係機関による地域連絡協議会。地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う事業。	協議会参加人数:151人	協議会参加人数:155人	生活福祉課	

113	子ども家庭支援センター地域ネットワーク事業	子育てをともに支えあえるまちをつくるために、親子スペースの運営、講習会、イベント、広報活動、情報交流、ボランティアの参加等を進めていく事業。子ども家庭支援センターを利用する市民がお互いに顔みえる知り合いとなる事を「事業」と表現している。	講習会：12回 お遊びタイム：12回 季節の行事：2回 来館者数：14,000人	講習会：12回 お遊びタイム：12回 季節の行事：2回 来館者数：17,000人	子育て相談室	
114	保育所地域支援事業	保育所の行事等に、保育所に入所していない親子が参加し交流を行う事業。	実施保育所数：11箇所 実施回数：201回	実施保育所数：21箇所 実施回数：通年実施	保育課	
115	職員の地域会議等への参加	児童館職員・学童保育所職員が青少年地区育成や教育フォーラム、各シンポジウム・地域子ども会や他施設利用者協議会、自治会会議などへの参加をし、地域の中での子育ち・子育て支援の一役を担う。	地域会議等参加数：14回	地域会議等参加数：14回	子育て支援課	
116	ホームページでの子育て支援情報発信の充実	主に子ども福祉部内の子育て・子育ちに関するHP情報の発信と、タイムリーな情報の提供拡充を図る。子ども施策の総合的な情報の提供を図る。	市のホームページ「子育て支援 国分寺」のページの1ヶ月間のアクセス数：1,216件/月（平成21年11月現在）	市のホームページ「子育て支援 国分寺」のページの1ヶ月間のアクセス数：1,300件/月	子育て支援課	

6 - 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充 重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
117	保育所定員数の適正化	待機児童数に合わせ定員を変更(増加)する事業。	保育所定員数：1,343人	保育所定員数：待機児童100人の解消	保育課	
118	認証保育所事業(増設)	認証保育所の増設を行う事業。それにより、長時間・休日保育など多様な保育のスタイルを選択肢の一つとして用意する。	施設数：5箇所	施設数：6箇所	保育課	
119	家庭福祉員事業(増設)	家庭福祉員の増設を行う事業。それにより、家庭的保育を希望する家庭に対して選択肢を広げる。	施設数：4箇所	施設数：6箇所	保育課	
120	待機児童解消のため認可保育所の増設	認可保育所の積極的な誘致を行い待機児ゼロを目指し、平成26年度までに600人程度の定員増を行う。また、既存の市内認可保育所の分園設置の推進を行う。	施設数：14箇所	施設数：21箇所 定員数増：600人増	保育課	
121	保育施設の質の向上	保育施設(認可・認可外)の保育所の質の向上を図るため、研修計画の策定、苦情処理、評価制度の仕組みづくりを行う。また、カウンセラー等の専門職が各施設を巡回し、助言・指導等の支援を行う。	保育施設：すべての保育施設	保育施設：すべての保育施設	保育課	
122	ひかり保育園本園舎建設事業	実施すべき事業等本園舎の具体的な計画を策定し、開園する。	土地買収について、債務負担行為を設定。取得面積により、平成22年度に定員等を検討する。	定員増になり、開園している。	保育課	用地課
123	認可外保育施設保育料助成事業	認可外保育施設の各施設に入所している児童の保育料の一部を月額助成することにより、保護者の負担軽減を図るとともに子育て支援制度の充実を図る。平成22年度は、緊急生活安全対策で対応する。	助成者数・対象者数：入園一時金の助成(緊急生活安全対策)	助成者数・対象者数：周知100%	保育課	

6 - 多様な保育サービスの展開

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
124	子ども家庭支援ショートステイ	保護者が一時的に子どもの養育が困難になった場合、児童養護施設などで6泊程度までの一定期間子どもを入所させ養育を行う事業。	委託先施設数： 1箇所	委託先施設数： 2箇所	子育て相談室	
125	延長保育事業	保育時間の延長を実施する事業。通常の18時までの保育時間を20時まで延長して実施する施設を拡大する事業。	施設数・開所時間： 1時間延長11箇所，2時間延長3箇所	施設数・開所時間： 1時間延長11箇所，2時間延長10箇所	保育課	
126	産休明け保育事業	0歳児保育で産休明け(生後56日)から受け入れを行う事業。実施園を増やす。(14園中，産休明け：8園，3ヶ月：14園，10ヶ月：1園)	施設数： 8施設	施設数： 18施設	保育課	
50再掲	障害児保育事業	障害を持つ児童を保育所で保育する事業。受入人数を増やす。	施設数・受入れ人数： 14施設	施設数・受入れ人数： 21施設	保育課	
127	一時・緊急一時保育事業	一時的に保育が必要な児童を保育所で保育する事業。緊急性に依りて、緊急一時・一時保育の別がある。	施設数： 3箇所 緊急1施設 一時2施設	施設数： 9施設 緊急3施設 一時6施設	保育課	
128	認定子ども園運営事業	保育園，幼稚園それぞれの長所を生かし，事業運営を図る。既存施設の改修をも踏まえ，事業展開していく。	施設数：0箇所	施設数：1施設	保育課	学務課
129	病児・病後児保育事務事業	病後児保育事業は保育施設に入所している児童の病気の回復期に集団保育を受けることが困難な場合に児童を一時的に預かる事業。 また病氣中に自宅保育が困難な場合に実施する事業が病児保育事業である。	施設数： 病児 0箇所 病後児 3箇所	施設数： 病児 1箇所 病後児 4箇所	保育課	
130	育児支援ヘルパー派遣事業	産前支援，産後支援及び育児支援が必要な家庭にヘルパーを派遣する事業。	委託先事業所数：7事業所	委託先事業所数：10事業所	子育て相談室	
131	トワイライトステイ	保護者が仕事等で常習的に帰宅が夜間に渡る家庭等で，子どもに対する生活指導や家事等の面で困難を生じていると認められる場合，子どもを午後10時位まで保育する制度。今後，保育所や学童保育所の保育時間の延長と合わせて必要な制度について研究を行う。		検討回数：6	子育て支援課	子育て相談室・保育課

6 - 学童保育所の充実

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
39 再掲	学童保育所中 学生障害児保 育	最長中学校3年生までの障害児を学童保育所で受け入れる事業。中学生障害児の放課後の受け入れについて、今後のニーズに対応するため、学童保育所外の事業の取入れなど、各課連携して市の方針を検討していく。	中学生障害児保 育定員数：4人	中学生障害児保 育定員数：8人 ニーズに対応 するため、方針 を決定し、放課 後の充実を図 る。	子育て 支援課	
40 再掲	学童保育所の 障害児の受け 入れ拡充	学童保育所での障害児の受け入れを行い、保護者の就労等の支援を行う。 (最大定員合計 60名 平成21年度 状況)	定員：60名	さらに定員を拡 大するために検 討を要する人 数：20名	子育て 支援課	
67 再掲	児童館・学童 保育運営の見 直し	現状を見直し、サービスの拡大を目指し、運営手法を慎重に検討する。	指定管理者への 移行施設：4箇 所	指定管理者への 移行要検討施 設：11箇所	子育て 支援課	
132	学童保育事業	保護者の労働等により、適切な監護を受けられない児童について、家庭に代わり保育する事業。必要要件を満たした児童全員が入所している。8:30～18:00まで(一部8:00～19:00)で、日曜・祝日等は閉設、対象は小学1年生～3年生まで(障害児については別)	定員：700人 施設数：14箇所	定員：860人 施設数：18箇所	子育て 支援課	
133	学童保育所三 季休業時等保 育事業	学童保育所にて、放課後の児童受け入れのみではなく、春夏冬休み・土曜日その他の学校休業日にも受け入れる事業。 三季休業日のみの保育申請も受け入れる。	三季休業保育登 録児童数：65人	三季休業保育登 録児童数：70人	子育て 支援課	
134	学童保育所の 整備計画	平成21年度策定の施設整備計画に基づき、耐震対応、老朽化、狭隘化への対応のため施設整備をしていく。	施設整備を要す る施設：6施設	施設整備を要す る施設：0施設	子育て 支援課	教育委 員会
135	学童保育所の 保護者会活動 の支援	学童保育所の保護者会活動へ、施設の利用や職員の活動協力などを行う。	保護者会活動へ の協力施設数： 全14施設	保護者会活動へ の協力施設数： 全施設	子育て 支援課	
136	夏休みの学童 保育における 4年生の子ども の臨時的な 受け入れ	平成21年度現在未実施。 小学4年生の夏休みの受け入れに向けて検討する。	実施施設： 0箇所	実施施設： 全施設	子育て 支援課	
137	学童保育所の 保育時間の延 長	学童保育所での保育時間を8:30～18:00から8:00～19:00に延長する。	延長施設数： 3箇所	延長施設数： 全施設	子育て 支援課	

7 確かな学力と豊かな心を育む

1 現況と課題

1 体験学習活動の現況と課題

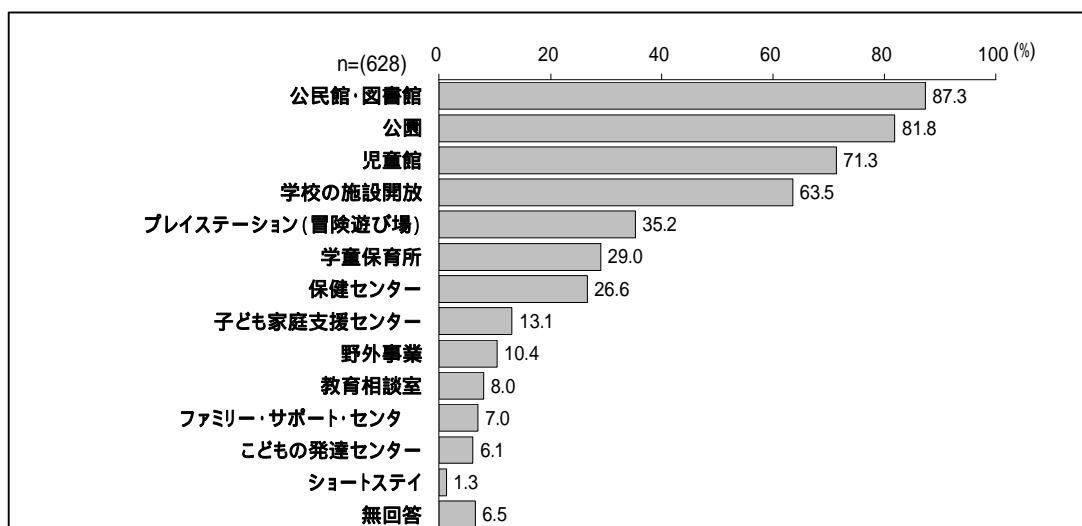
今日、子どもたちの世界でも、テレビ、ビデオ、携帯電話、メール、インターネットなどの普及により、視覚に特化したゲームなどによるバーチャル体験が増加し、生の体験を身体（五感）で感じとる機会が減少しています。自然や人とふれあうこと等、さまざまな体験をすることは子どもの成長にとって非常に重要なことです。

アンケート調査では、市の子育て支援事業の中で、これまでに利用したことのあるものについて、小学生児童の保護者の回答は「公民館・図書館」の割合が87.3%で最も高く、以下、「公園」(81.8%)、「児童館」(71.3%)、「学校の施設開放」(63.5%)、「プレイステーション(冒険遊び場)」(35.2%)、「学童保育所」(29.0%)の順となっています。

本市では、子どもたちに対して「学童体験農園」「わんぱく学校」「伝統文化子ども教室」「夏休み学校キャンプ」「ジュニアサマー野外活動交流会」などさまざまな体験や日常的な学校生活の中でも体験学習の機会を提供しています。体験を通じた学習により、確かな学力を身につけることが大切です。また、児童館や学童保育所で、ごみの分別や再利用など体験型の環境学習を実施しています。今後は、地元商店街と連携した売場体験などの職場体験学習等の新たな内容による活動の拡充と普及が課題となっています。

また、野外でのいろいろな体験ができる場としての公園や緑地について、今後整備・改修を進める場合は、子どもの視点で、子どもの声を聴いて整備していくよう努めることが求められます。

子育て支援事業についての利用経験(小学生調査・複数回答)

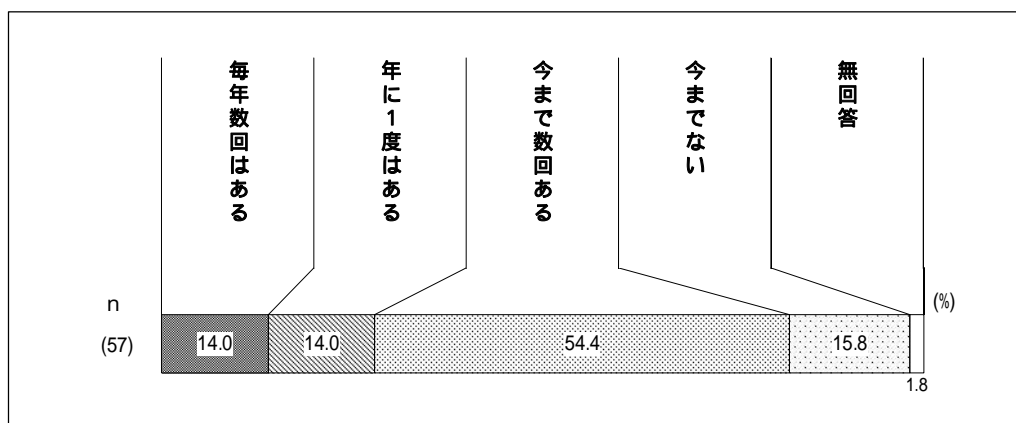


アンケートの結果から、子育て支援事業を利用した経験には、事業により大きな差異があります。それぞれの施設でのニーズを把握し、子どもたちの体験につながるように充実していく必要があります。

2 乳幼児とのふれあいと不登校についての現況と課題

現代の日本は、核家族化の中で世帯人員も減少しており、乳幼児と接した経験のない中高生も少なくありません。そのため、子ども家庭支援センターや児童館、学童保育所、「親子ひろば事業」・保育園などでの、中高生と乳幼児のふれあい体験学習を通して、豊かな心を育む次世代の親づくりに取り組んでいます。中高生全員がふれあい事業を経験できるよう実施することが望ましいところですが、参加人数に限りがありいろいろな機関で実施ができるよう拡充していく必要があります。

赤ちゃんとふれあったこと(中学生調査)



また、現在、学校に登校することができなくなっている子どもたちがいます。そうした子どもたちに対して、教育委員会は「トライルーム」(適応指導教室)を開設し、不登校児童・生徒の学校復帰に向け、学校や教育相談室等の関係機関と連携した取組みを進めています。今後は不登校児童・生徒の一人ひとりに適切な支援を行い、学校に復帰できるよう、民間ボランティア団体や関係する様々な機関と連携した取組みを進めて行くことが必要であると考えます。

3 地域住民等の学校運営への参画

近年公立学校には、保護者や地域住民に学校運営に理解を求め、地域に開かれた学校としていくための取組みが求められています。国分寺市でも市内の小・中学校ごとに、学校運営協議会を設置し、地域に開かれた学校づくりや、特色ある学校づくりのため、地域住民や、保護者のご意見をお聴きする場を設けています。アンケート調査の自由記述でも、学校に対して数多くの意見が寄せられ、学校に対し、高い関心があることがわかります。今後は、学校運営協議会を法律の趣旨に基づき、さらに保護者や地域住民の声を学校運営に生かす取組みが求められています。

2 施策の取組みの方向

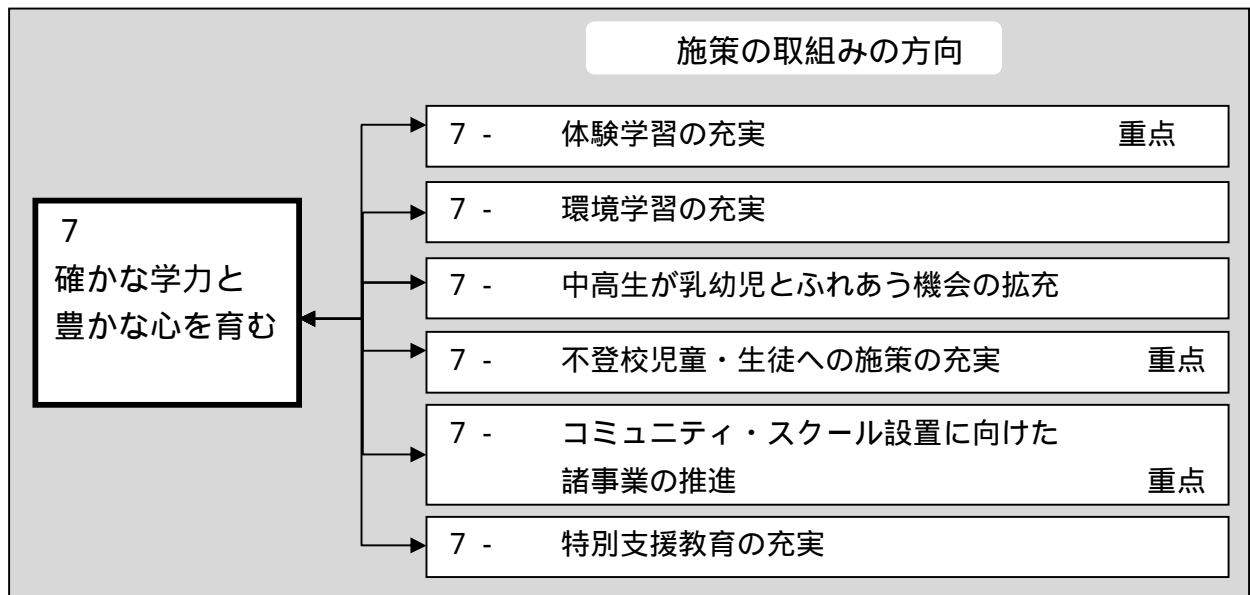
【重点的な施策の取組みの方向】

一人ひとりの子どもが、さまざまな体験をとおして学び、生きる力を身に付けることが重要です。そのため、学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちの教育を推進することが必要であることから、下記の施策を重点的に取り組んでいきます。

体験学習の充実

不登校児童・生徒への施策の充実

コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進



体験学習の充実(重点)

子どもたちが、自然にふれる機会(わんぱく学校夏季キャンプ・児童館合同キャンプ・学童体験農園など)、野外での遊びなどを体験する機会(国分寺市プレイステーション・公園での野外事業)、芸術や伝統芸能にふれる機会(音楽会や演劇教室など)、社会体験や職業体験の機会(公民館での各種体験企画など)、ボランティア体験(福祉施設での体験など)の機会を拡充していきます。

環境学習の充実

今日、地球環境から身近なごみの出し方に至るまで環境問題は広く深くなっており、地球規模で考え、身近な生活レベルで実践していくことを学ぶ環境学習を、学校及び地域社会で進めます。

中高生が乳幼児とふれあう機会の拡充

中高生が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家族の大切さを理解できるようにするため、乳幼児とのふれあい体験などの体験学習も含めて、学習の充実を図ります。

不登校児童・生徒への施策の充実(重点)

不登校児童・生徒に対する相談活動を充実するとともに、不登校児童・生徒の一人ひとりに適切な支援を行い、学校に復帰できるよう、保護者や民間ボランティア団体、関係する様々な機関等と連携した取組みを進めていくことが必要です。また、「トライルーム」(適応指導教室) における指導の充実を図ります。

コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進(重点)

コミュニティ・スクールのねらいは、学校と地域との間において、教育活動支援や健全育成等のさまざまな面における連携体制を構築し、互いに信頼し合い、地域に開かれた学校運営を行うことにあります。

現在ある放課後子どもプラン実施委員会や学校運営協議会等の充実及び学校支援地域本部の導入など、具体的な、学校を支援する組織づくりを進めていきます。

今後、このような取り組みの中で地域の体制を確立するとともに、順次コミュニティ・スクールの設置を進めます。

特別支援教育の推進

特別支援教育は、これまで心身障害教育の対象となっていた障害に加えて、発達障害を含めた特別な支援が必要な児童・生徒への教育です。

平成 20 年 5 月、「国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)」を定め、本市における特別支援教育について、通級指導学級や特別支援学級、特別支援教室の設置、特別支援教育支援員の配置等を計画的に進めています。

平成 24 年度には、基本計画を見直し、特別支援教育の一層の充実を図っていきます。

3 施策・事業の内容

7 - 体験学習の充実 重点

通番	事業名	事業概要	21 年度現在	26 年度目標	所管課	関係課等
27 再掲	子ども野外事業	事業委託で、公園での野外遊びの提供を行う事業。対象年齢が主に小学生向けと乳幼児向けの 2 種類。	実施箇所数： 7 箇所 小学生向け 4 箇所・乳幼児向け 3 箇所	実施箇所数： 11 箇所 小学生向け 6 箇所・乳幼児向け 5 箇所	子育て支援課	
69 再掲	プレイステーション事業	青少年が生き生きと安全に遊べる冒険遊び場として、国分寺市プレイステーションの管理・運営を委託する事業。	来場者数：事業実施中のため数値化しづらい。	来場者数： 140,000 人	社会教育・スポーツ振興課	
138	自然や生き物との触れあいを通し、自然の不思議や生命の大切さを主題とした体験学習施設の検討	小学生を主に利用対象とし、既存施設(緑地・姿見の池) などを利用して、自然や生き物との触れあう場として親水施設、ピオトープ等の充実を図るため調査・検討する事業。	体験学習の場： 1 箇所 指導者：1 名	体験学習の場(水辺)： 2 箇所以上 指導者：2 名以上	緑と水と公園課	

139	学童体験農園の充実	学校近隣の農地を借用し、児童が土に触れ、種まきから収穫までの一連の作業を通して、心豊かな児童の育成を図る事業。	学童体験農園数：3園	学童体験農園数：5園	学校指導課	経済課
140	日光移動教室の充実	校外活動の一環として、小学6年生全員を対象として移動教室を実施する事業。	対象児童数：846人 補助金額：7,774,240円	対象児童数：1,006人 補助金額：9,255,200円	学務課	
141	音楽会・演劇教室の実施	音楽・演劇等を鑑賞することにより、生活を明るく豊かにする芸術について基礎的な理解を深め情操教育の充実を図る事業。	音楽会等開催回数： 小学校21回 中学校5回	音楽会等開催回数： 小学校21回 中学校5回	学校指導課	
142	わんぱく学校	体験学習や仲間との交流をとおして、子どもたちの感受性・人間性をのばし青少年リーダーとしての資質を育てる事業。	参加者数：45人	参加者数：45人	社会教育・スポーツ振興課	
143	伝統文化こども教室	伝統文化を次世代に継承させるため、子どもたちに伝統芸能及び生活文化を体験・習得させる事業。	補助対象団体数：1	補助対象団体数：6	文化のまちづくり課	
144	公民館における各種体験企画	公民館で実施する「中学生に習う60歳からのパソコン教室」で、講師の役割を担ってもらっている。	開催事業数：2講座	開催事業数：2講座	公民館	
145	夏休み学校キャンプ	学校施設を利用し、地域の方々が実行委員会となりキャンプを開催する事業。	実施校数：10校の予定がインフルエンザ対策で7校のみ。	実施校数：10校	社会教育・スポーツ振興課	庶務課・子育て支援課
146	ジュニアサマー野外活動交流会	姉妹都市の佐渡市において、国分寺市では体験できない海や山などの野外活動を通して、佐渡市の子どもたちとの交流を図るとともに、佐渡の歴史や文化に触れる機会を持つことを目的に実施。	参加者数：24名	参加者数：30名	社会教育・スポーツ振興課	文化のまちづくり課

7 - 環境学習の充実

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
147	児童館・学童保育所における、ゴミの分別による日常体験学習	施設内での、大人の目のあるところで、ゴミの徹底分別を直接的に指導したり、イベント時には、食器の持参など励行し、環境学習を遊びながら日常的に行う。	実施施設数： 児童館6館 学童保育所14施設	実施施設数： 児童館6館 学童保育所18施設	子育て支援課	環境計画課・ごみ対策課
148	環境学習の推進	特色ある学校づくり補助金を活用し、全小中学校を対象として、学校独自の地球温暖化防止等に向けた環境学習に取り組む。	環境学習取り組み校：15校	環境学習取り組み校：15校	学校指導課	環境計画課

7 - 中高生が乳幼児とふれあう機会の拡充

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
149	中高生と乳幼児のふれあい事業	児童館や学童保育所を使用した「親子ひろば」、子ども家庭支援センター「親子スペース」などで、中高生と乳幼児のふれあいの場を企画し、乳幼児に対する次世代の親へ向けて、感性を磨いていく。	子ども家庭支援センターでの事業参加者数：6人 (平成20年度)	子ども家庭支援センターでの事業参加者数：10人 事業毎の受け入れ数：各10人	子育て相談室	子育て支援課・保育課・学校指導課

7 - 不登校児童・生徒への施策の充実 重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
150	不登校児童・生徒への支援	継続して適応指導教室(トライル-ム)を設置することで、不登校児童・生徒への教科指導や体験活動を行うなどの支援を行い、学校復帰への一助とする事業。	適応指導教室通室児童・生徒数：中学生16人	適応指導教室通室児童・生徒数：できる限り通室児童・生徒数を増やす。	学校指導課	

7 - コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進 重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
151	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	現在ある放課後子どもプラン実施委員会や学校運営協議会等の充実及び学校支援地域本部の導入など、学校を支援する組織づくりを進める。学校を支援する地域の体制が整ったところから、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの設置を進める。	コミュニティ・スクールの校数：なし	学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの導入する。	学校指導課・庶務課・社会教育・スポーツ振興課	
152	小学校第1・2学年学習等充実事業	少人数指導を実施するために、1年生及び2年生の38人以上の学級には、週15時間及び週10時間の非常勤講師を配置する事業。	38人以上学級： 1年：2学級 2年：9学級	38人以上の学級に配置するため、予測できない。	学校指導課	

7 - 特別支援教育の充実

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
153	特別支援教室の設置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個別指導等を行うための特別支援教室を設置していく。	特別支援教室設置校：小学校4校	計画に基づき順次設置する。	学校指導課	

8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす

1 現況と課題

1 経済的な子育て支援の現状と課題

アンケート調査において、「子育ての環境について市に期待すること」という設問に対し、「医療費，養育費，教育費等の経済的負担の軽減」の割合が，就学前児童の保護者では90.2%（複数回答），小学生児童の保護者では84.7%（複数回答）で最も高く，経済的支援への強い要望がありました。

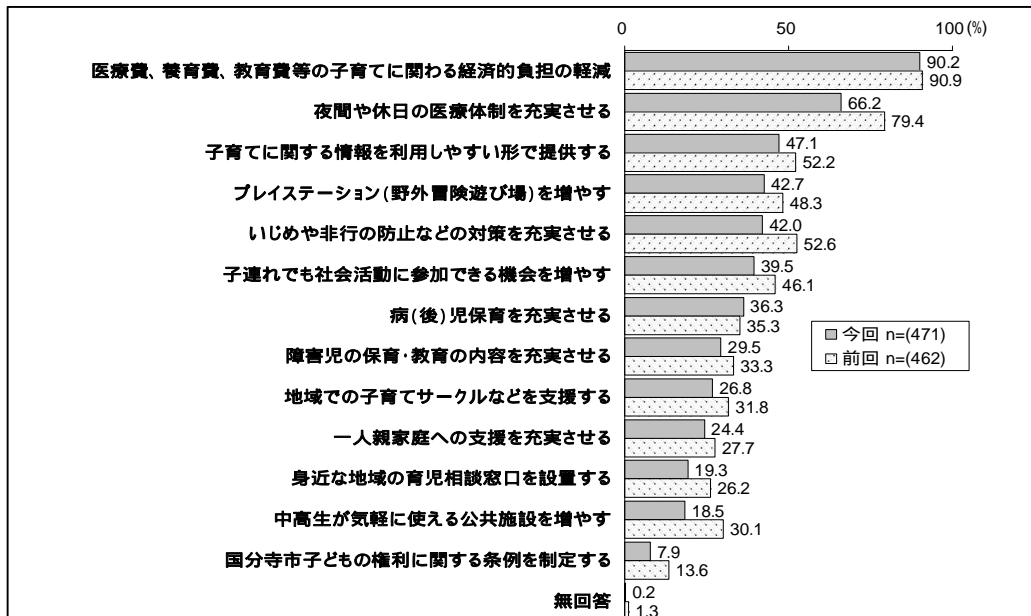
経済的支援への要望は，第一期行動計画策定時においても同様に強く，平成17年度以降，国及び都の支援施策も年々変化し，市においても支援の充実を図ってきていますが，更なる充実が課題となっています。

医療費助成では，制度として国や都から一定の補助があるものと，国や都の制度以上に本市単独の事業として拡充しているものがあります。乳幼児医療費助成制度では，都の制度としては所得制限がありますが（保護者の所得が一定額以上の場合，助成補助を受けられない。），市では，就学前までの乳幼児について，所得制限を廃止しています。

また，保護者の経済的な理由や養育能力などから家庭で食事を用意できない児童についても，今後，状況把握を行い，支援について検討する必要があります。

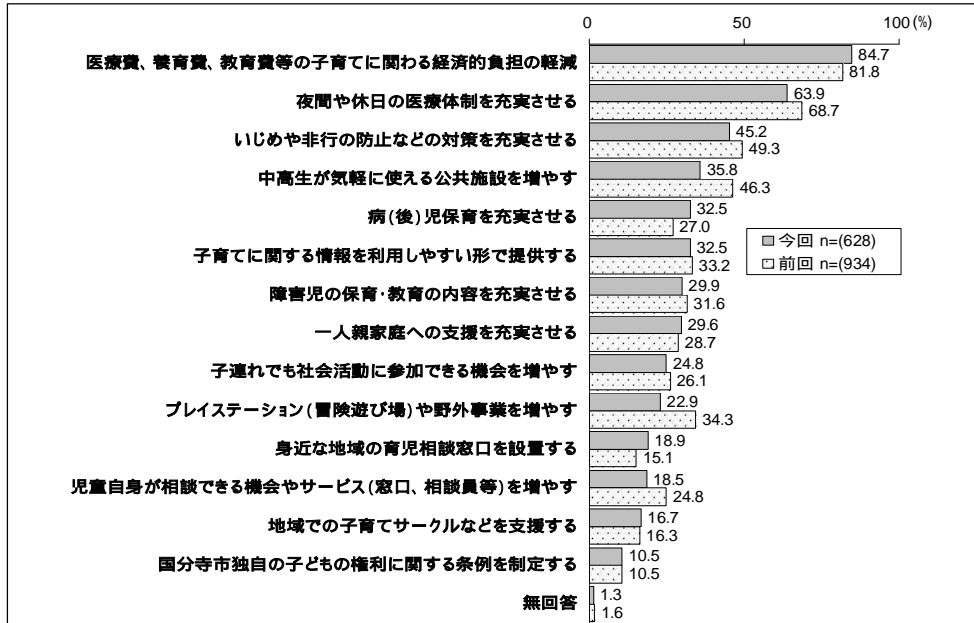
子育ての環境について市に期待すること(就学前調査・複数回答)

前回(平成16年度)調査との比較 共通項目のみ比較



子育ての環境について市に期待すること(小学生調査・複数回答)

前回(平成16年度)調査との比較 共通項目のみ比較



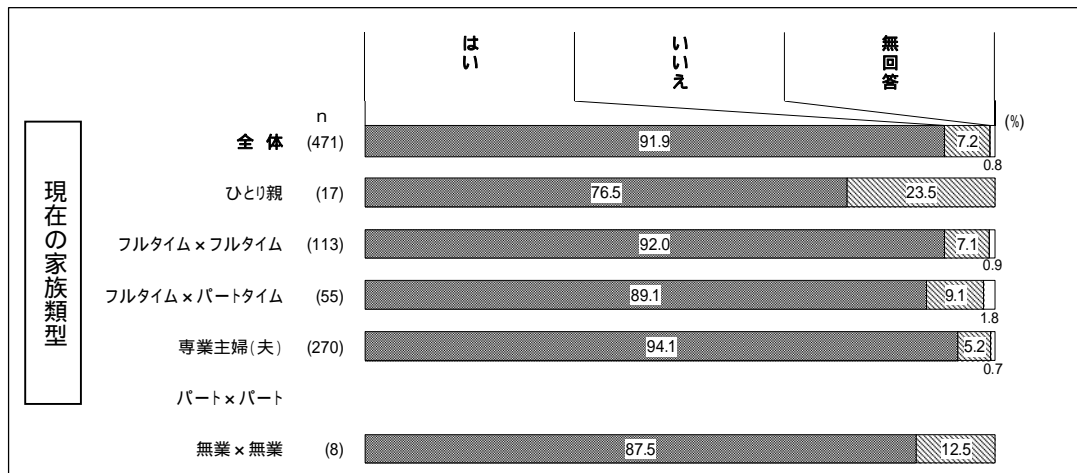
2 子育てに関する手当の現状と課題

子育てに関する手当として、子育て家庭一般を対象としたもの、障害児・ひとり親家庭・生活保護家庭などを対象としたものがあります。児童手当については、国の制度として支給対象年齢が小学校修了前から中学卒業までに拡大されました。また、市の単独の事業では、私立幼稚園や幼児教室に通所している保護者の経済的負担を軽減するための補助などがあります。

難病や小児慢性疾患などに関する医療費補助に係わる事務が東京都から市町村に移譲されていますが、こうした制度については、国や都の制度であり、国や都へ要望していくことが必要となっています。

また、ひとり親家庭に関しては、相談先がない人が2割以上と他の家族類型に比べて多いことから、経済的支援だけでなく、ひとり親への相談支援の必要性がうかがえます。

子育てについての相談先の有無・家族類型別(就学前調査)



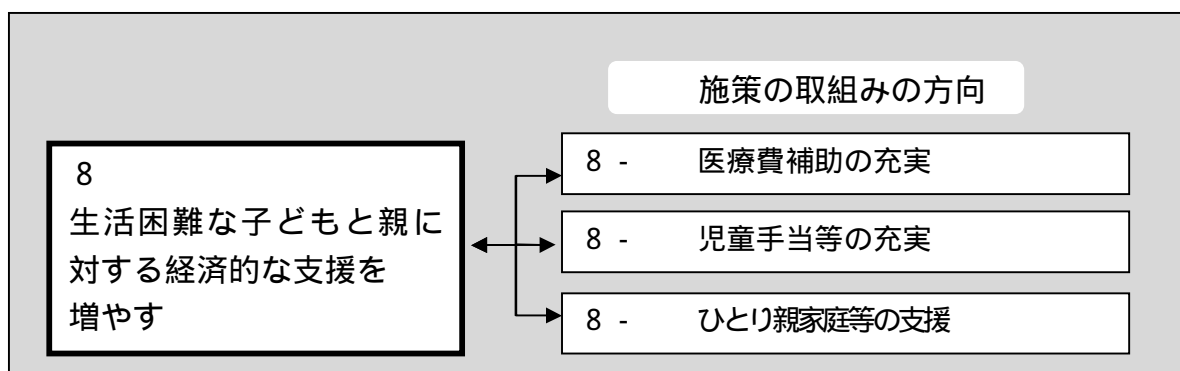
ひとり親家庭に対しては、母子自立支援員，民生委員・児童委員，男女平等推進センターなどでの相談活動，経済的支援（各種の手当），日常生活を営むことに著しい支障があるひとり親に対してヘルパー派遣を行うホームヘルプサービス，就労への支援などを実施しています。今後，更にひとり親家庭の自立を促進するための活動（就労支援など）の充実が求められています。支援の充実のためには，各施策を横断的に検討していく必要があります。

国の福祉政策や財政状況が変化する中で，市単独で，子育て家庭への経済的支援を推進していくことは，大きな課題といえます。

3 外国人家庭への支援

経済的な問題だけではなく，言語や文化の違いから外国人家庭への支援も必要とされています。市としては，必要によって，市民活動団体等の協力を得て，通訳をしていただくことや，市のサービスについて外国語版を作成するなどを行っています。今後も，実態を把握し，ニーズに対応した施策について，全庁的な課題として，検討していく必要があります。

2 施策の取組みの方向



医療費補助の充実

医療費補助は，国や都の制度によるところが大きいいため，国や都へ制度の拡充を要請していきます。

児童手当等の充実

平成 22 年度に国制度として，子ども手当が創設され，児童手当の制度が移行します。制度移行に関しては，スムーズに移行できるよう取り組んでいきます。また，長期的に，国の審議会などの動向を把握し，経済的負担の軽減と不公平感の是正を図れるような取り組みを行います。

ひとり親家庭等の支援

母子自立支援員，民生委員・児童委員などによる相談事業を充実するとともに，ひとり親家庭の生活自立に向けて，就労支援やひとり親家庭支援ヘルパー派遣などを継続して実施します。特に，父子家庭への支援についても，検討していきます。

8 - 医療費補助の充実

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係等
154	保健指導票の交付	経済的理由により、診察・検査などの保健指導を受けがたい妊産婦と乳幼児に対し健康診査の受診料軽減のため受診券を交付する事業。	交付者数・交付枚数：毎年数件程度。事業評価は数値化しづらい。	交付者数・交付枚数：事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	
155	難病医療費等の助成	指定難病の方 東京都内に住所を有している方 健康保険に加入しており、他の医療給付制度（生活保護等）を受けていない方 医療費助成の認定基準を満たしている方へ支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	申請者数：申請できる対象者数が把握できない。申請は任意であるため数値化しづらい。	申請者数：申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	障害者相談室	
156	小児慢性疾患の医療費助成	満18歳未満で小児慢性疾患対象疾病に罹患している方に支給する事業。ただし、18歳以上についても継続して更新手続きを行った場合に限り20歳まで延長可能となる。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	申請者数：毎年70～80件程度。事業評価は数値化しづらい。	申請者数：事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	
157	大気汚染健康障害者医療費助成	東京都の区域内に、引き続き1年以上（3歳に満たない乳幼児は6か月以上）住所を有する方 現に、気管支喘息、喘息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫か、これらの続発症に罹患している方 健康保険に加入しており、他の医療給付制度（生活保護等）を受けていない方に支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	申請者数：申請できる対象者数が把握できない。申請は任意であるため数値化しづらい。	申請者数：申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	
158	養育医療給付	未熟児（出生時体重2,000グラム以下、またはそれ以外で生活力が特に弱い乳児）で、医師が入院養育を必要と認めただ方に支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	申請者数：毎年20件程度。申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	申請者数：申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	
159	自立支援医療（育成医療）	肢体不自由など機能障害があり、手術等により治療効果が期待できる18歳未満の児童の医療費の一部を助成する事業。所得制限があるほか、住民税額による自己負担あり。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	取扱件数：22件（平成20年度）	取扱件数：25件（平成25年度）	子育て支援課	
160	乳幼児医療費助成制度の拡充	小学校就学前の乳幼児の医療費の自己負担分を助成する事業。所得制限なし。	受給者数：6,460人（平成21年3月末現在）	受給者数：6,500人（平成26年3月末現在）	子育て支援課	
161	義務教育就学児医療費助成事業	義務教育就学期にある児童の医療費の自己負担分を助成。ただし、通院1回につき200円の一部負担金あり。児童手当に準拠した所得制限あり。	受給者数：4,245人（平成21年3月末現在）	受給者数：4,245人（平成25年3月末現在）	子育て支援課	

8 - 児童手当等の充実

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
162	児童手当	小学校終了前の児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。 [支給金額] 3歳未満：一律月額10,000円，3歳以上：第1・2子＝月額5,000円，第3子以降＝月額10,000円	支給延人数： 85,777人 (平成20年度)	支給延人数：制度が変わる可能性があり，予測しづらい。 (平成25年度)	子育て支援課	
163	児童扶養手当（母子家庭等に対する扶養手当）	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭の母等に支給する事業。所得などによる支給制限あり。[支給金額] 全部支給：41,720円，一部支給：41,710円～9,850円，第2子：5,000円加算，第3子以降：3,000円加算	支給延人数： 7,946人 (平成20年度)	支給延人数： 8,000人 (平成25年度)	子育て支援課	
164	特別児童扶養手当	20歳未満の心身に障害（身体手帳1～3級程度 愛の手帳1～3度程度 左記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害）がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。[支給金額] 1級：月額50,750円，2級：月額33,800円。	受給者数： 121人 (平成21年3月末現在)	受給者数： 130人 (平成26年3月末現在)	子育て支援課	
165	児童育成手当・障害手当	育成手当は，18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の保護者等に支給する事業。所得制限あり。[支給金額] 月額13,500円。 育成障害手当は 20歳未満の心身に障害（身体手帳1～2級程度 愛の手帳1～3度程度 脳性麻痺または進行性筋委縮症）がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。[支給金額] 月額15,500円。	支給延人数： ・育成手当 711,717人 ・障害手当 846人 (平成20年度)	支給延人数： ・育成手当 712,000人 ・障害手当 860人 (平成25年度)	子育て支援課	
166	母子栄養食品支給	十分な栄養を摂取できない妊産婦または乳児に対し，栄養食品（ミルク）を支給する事業。	申請者数・支給量： 毎年10件程度。 申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	申請者数・支給量： 申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	健康推進課	
167	国分寺市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園等に入園している幼児の保護者の負担を軽減し幼稚園教育の振興と充実を図るために補助する事業。	園児数： 1,826人 補助金額： 116,597,400円	園児数： 1,826人 補助金額： 116,597,400円	学務課	
168	国分寺市私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園の設置者が当該幼稚園の入園及び保育料の減額または免除をする場合において，市が設置者に対して行い，幼児教育の振興と充実を図るために補助する事業。	園児数：792人 補助金額： 68,651,900円	園児数：792人 補助金額： 68,651,900円	学務課	
169	学童保育所事業への参加費補助	生活保護世帯児童の事業参加への参加費免除及び交通費等の扶助を行う事業。	扶助合計金額： 520円 (平成20年度)	扶助合計金額： 520円	子育て支援課	

170	国分寺市中心身障害児童福祉手当	20歳未満の心身障害(身体手帳1~4級程度 愛の手帳1~4度程度)がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限なし。[支給金額]月額5,400円。ただし、育成障害手当受給者は除く。	支給延人数： 2,111人 (平成20年度)	支給延人数： 2,200人 (平成25年度)	子育て支援課	
171	自転車駐輪場定期使用料減免	国分寺市有料自転車等駐車条例第7条の規定により、生活保護・児童扶養手当・児童育成手当受給世帯及び身体障害者に対し自転車等駐輪場定期使用料の減免を行なう事業。	児童扶養手当： 47名 身障害者：28名 生活保護：1名	児童扶養手当・身体障害者・生活保護： 申請に基づくため数値化しづらい。	道路管理課	
172	国分寺市奨学資金	成績良好・健康で経済的に就学困難な高校進学者または高校在学者に対して奨学資金を支給する事業。	支給人数： 115人	支給人数： 115人	庶務課	
173	幼児養育費補助金交付事業	幼児教室等へ通所している3~5歳児の保護者及び4・5歳児を家庭で保育をしている保護者に対し申請により月額3,200円を補助する事業。	幼児教室通所世帯数：45世帯 補助金交付金額： 1,728,000円	幼児教室通所対象世帯数と補助金交付金額：申請に基づくため数値化しづらい。	保育課	

8 - ひとり親家庭等の支援

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
174	母子自立支援員による母子相談・母子福祉資金の貸付	・生活上のさまざまな問題に関する相談を受け、児童扶養手当・児童育成手当、義務教育就学援助及び公共職業訓練所への斡旋等、生活、就労面の情報提供等の支援を行う。 ・配偶者のいない母子・女性を対象として、経済的・社会的に安定した生活が送れるよう、各種資金の貸付を行う。	新規貸付決定件数：26件 金額：18,913千円	新規貸付決定件数：40件 金額：30,000千円	生活福祉課	学務課・子育て支援課
175	母子生活支援施設入所	生活上の問題で子どもの養育が十分にできない場合に、居室を提供し生活支援を図る事業。	母子生活支援施設入所延べ世帯数：12件	母子生活支援施設入所延べ世帯数：36件	生活福祉課	子育て支援課
176	民生委員による相談	子育て・母子保健・地域生活・教育・学校生活等の日常的な子どもに関する相談について関係機関(行政・児童相談所・保健所・警察署・社会福祉協議会等)と連携して情報提供を行う事業。	相談件数(子どもに関する相談)：391件 (平成20年度実績)	相談件数(子どもに関する相談)：400件	生活福祉課	社会福祉協議会
177	男女平等推進センターでの相談事業	男女平等推進センターにおいて女性のためのカウンセリングや女性法律相談を実施する事業。悩みを抱えるひとり親家庭への一助にもなっている。	常駐相談員数： 0人 (平成20年度実績相談者数173人)	常駐相談員数： 1人	男女平等人権課	
178	生活保護	生活に困窮するすべての国民に対して最後のセーフティーネットとして保護基準に従い最低限度の生活を保障するし、自立助長を支援する事業。	被保護世帯： 632世帯	被保護世帯： 700世帯	生活福祉課	

179	ひとり親ホームヘルプサービス	就業，技能取得等の自立に向けた活動又は疾病等のため，日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭にヘルパーを派遣して，家事等の必要なサービスを提供する事業。	利用世帯数： 14 世帯	利用世帯数： 20 世帯	子育て 相談室	
180	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母の職業能力開発のための指定講座の受講料の 20%を支給する事業。	支給件数：0 件	支給件数：5 件	生活福 祉課	
181	高等技能訓練促進費事業	母子家庭の母の経済的自立に効果的な資格を取得するにあたって，2 年以上養成機関等で修業する場合，生活費の負担軽減を図るため，高等技能訓練促進費を一定期間支給する。また，修業終了時には，入学支援修了一時金を支給する事業。	支給件数：4 件	支給件数：10 件	生活福 祉課	
182	ひとり親家庭等医療費助成制度	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童で，児童扶養手当受給資格と同じような状態にある母子，父子家庭等に対し，医療費の自己負担分を助成する事業。ただし，課税世帯については一部負担あり。所得制限がある。	受給者数： 1,182 人 (平成 21 年 3 月末現在)	受給者数： 1,200 人 (平成 26 年 3 月末現在)	子育て 支援課	

9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる

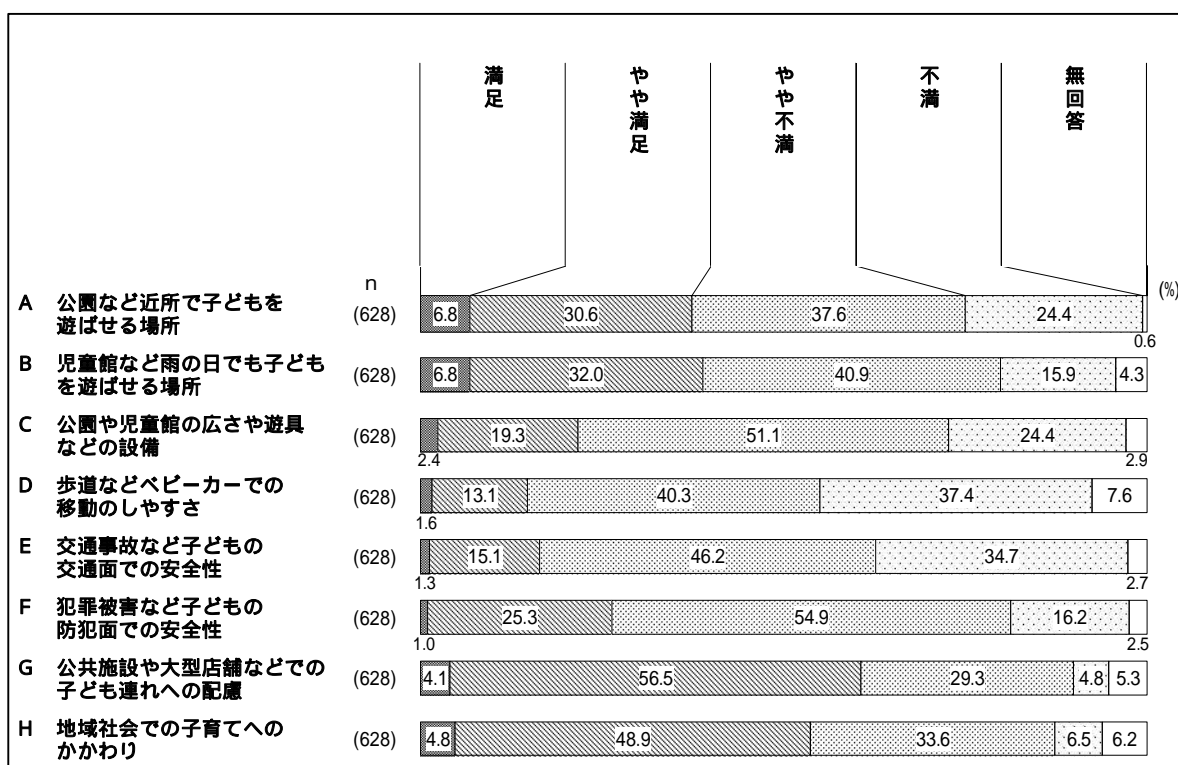
1 現況と課題

1 バリアフリーの現状と課題

子どもをベビーカーに乗せて外出すると、道路・公園・交通機関・建築物内などにさまざまなバリアーがあることに気づきます。また、道幅が狭く、交通量が多い道路では交通事故の危険を感じます。本市でも、そのような場所はかなり多く、小学生児童の保護者へのアンケート調査における「子どもの遊び場や安全などについての満足度」についても、「不満」「不満・やや不満と回答した割合」と回答した項目は「交通事故など子どもの交通面での安全性」が80.9%で最も高く、以下、「歩道などベビーカーでの移動のしやすさ」(77.7%),「公園や児童館の広さや遊具などの設備」(75.5%)など、バリアフリーで移動しやすく、安全な街づくりが求められています。

今後、道路環境などの整備については、年次計画に基づき、整備を進めていく必要があります。公園の整備等を行う場合は、子どもたちにとって、さらに望ましい居場所となるよう、子どもの視点、意見を取り入れていく必要があります。

子どもの遊び場や安全などについての満足度(小学生調査)



2 道路交通環境の現状と課題

本市では、安全な道路交通環境の形成に向けて、安全設備の設置、道路や交差点の改良、児童の通学路の改良などを進めています。また、児童に交通安全教育を実施しています。

大気汚染や水質汚濁、ダイオキシン汚染など公害に対処するため、道路や公園での自動車排気ガス測定、河川での水質分析、ダイオキシンなど有害物質の調査などを実施しています。

今後も、安全な道路交通環境の形成をとおしてユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。現状としては、ハード・ソフトの一体的なまちづくりが行われていない状況があります。新設道路の整備においては、子どもの声も反映できるよう配慮する必要があります。

3 被害から守るための活動の現状と課題

市では、児童・生徒の危険回避能力の向上を目指す「セーフティ教室」の開催や、社会福祉協議会主催の「ここねっと事業」での事業として、地域の人々によるパトロール等が実施されています。さらに地域と市各関係機関が密接につながることによって、安全なまちを実現することが必要です。

近年、不審者による子どもへの声かけ等子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発しており、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の強化が、学校や地域社会に求められています。

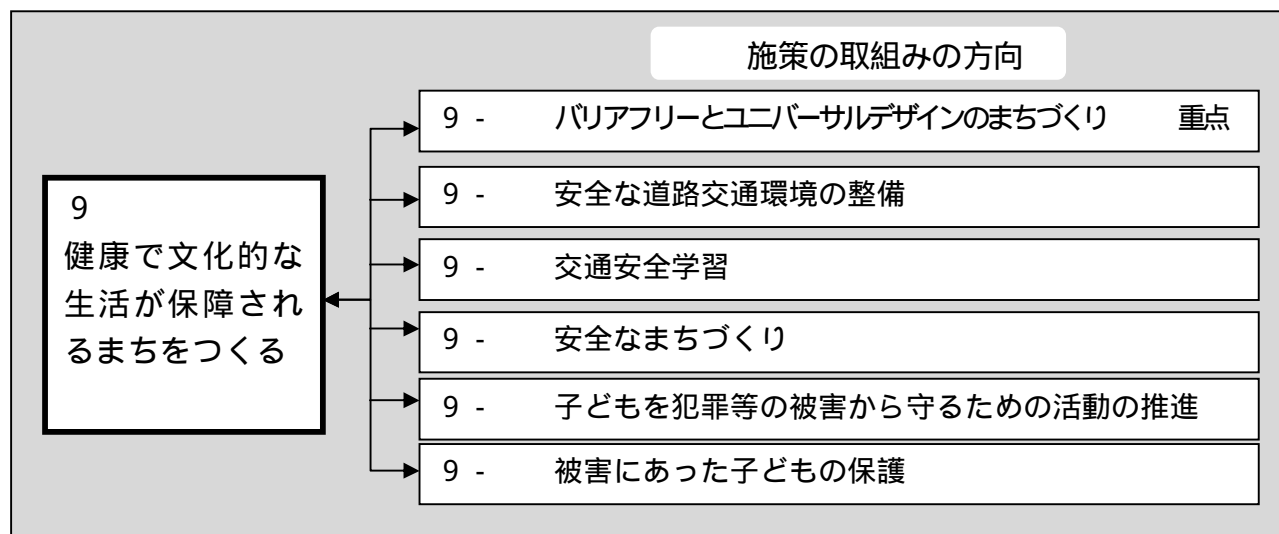
4 子どもの保護の現状と課題

被害にあった子どもの保護と立ち直りを支援する活動の充実も必要です。被害にあった場合は、子どもの保護と、立ち直りを支援するため、関係する機関等による連携した活動を推進していくことが課題となっています。

2 施策の取組みの方向

【重点的な施策の取組みの方向】

バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり



バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり(重点)

公共施設,道路,公園などの整備や改修の時には,ユニバーサルデザイン()の考え方を取り入れて,障害の有無などにかかわらず誰でもが使いやすいように設計し,また,ベビーカーでの親子連れや,障害者が利用しにくい道路や交通機関,公共施設など既存施設については,その障害を取り除くための設備を設置するなどバリアフリー化を進めます。バリアーのないまちづくりを目指すため,市の施策としての位置づけや基本となる福祉基本条例の策定等を検討していきます。

ユニバーサルデザイン:体が不自由な人もそうでない人も共に使いやすく,どちらかの人の専用でなく,共用(誰でもが利用できる)を配慮したデザイン(設計)の考え方。

安全な道路交通環境の整備

交通事故など子どもの交通面での安全性に留意し,交通安全設備の設置,道路の拡幅や歩道の設置,交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めます。

交通安全学習

交通安全協会や警察と協力して,就学前の児童や学校の生徒などに対する交通安全学習を推進します。

安全なまちづくり

河川などでの水質分析,大気環境分析,ダイオキシンなど有害物質の調査などを行い,公害のない安全なまちづくりを進めます。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもの発達段階に応じて,犯罪に巻き込まれないための危険予知能力や危険回避能力の向上を目指す「セーフティ教室」,子どもが犯罪に巻き込まれそうになったときに逃げ込める場所として「子ども110番の家」の設置,地域住民によるパトロールなどを進めます。

被害にあった子どもの保護

犯罪などの被害にあった子どもが発生した場合には,児童相談所や子ども家庭支援センター,主任児童委員などとも協議し連携して,子どもの保護と立ち直り支援,心の回復の支援を実施します。

3

施策・事業の内容

9 - バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり 重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
183	バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり, 道づくり	バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり, 道づくりの検討に子どもも社会の一員として考える。		数直化しづらい。		建設課・障害者相談室・都市計画課・子育て支援課
184	都赤ちゃんふらっと事業の推進	赤ちゃんを連れて出かけたときに, 授乳ができたり, トイレが使用できたり, おむつ替えができる施設を増やすことを目的に, 全庁的な啓発をする。都の事業としては, 施設整備が補助対象となる。	実施施設数: 1箇所	実施施設数: 20箇所 (児童館・公民館・市役所等の公共施設)	子育て支援課	各課

9 - 安全な道路交通環境の整備

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
185	安全設備の設置	道路照明灯, 道路区画線等の交通安全施設を整備することにより, 交通危険箇所を解消し, 交通事故の防止を図る事業。	新設数 照明灯 ... 10 街灯 ... 5 ミラー... 7	新設数 照明灯 ... 10 街灯 ... 5 ミラー... 7	道路管理課	

9 - 交通安全学習

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
186	交通安全啓発ポスターの募集	交通事故防止対策の一環として, 交通安全啓発ポスターを作成し, 配布・掲示することにより交通安全に対する周知をする事業。	応募件数: 400件	応募件数: 450件	道路管理課	

9 - 安全なまちづくり

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
187	水質分析等調査	安全な河川等の水質調査として野川水質分析,湧水分析,野川水生生物,井戸水水質などの調査・分析を実施する。	調査・分析実施回数: 水質:年1回3地点 湧水:年7回2地点 水生生物:年1回1地点 井戸水:年1回20地点 (平成20年度)	調査・分析実施回数: 水質:年1回3地点 湧水:年7回2地点 水生生物:年1回1地点 井戸水:年1回20地点	環境計画課	
188	大気環境分析等調査	児童の通園,通学等,幹線道路沿線の大気調査,自動車排気ガス測定,自動車騒音・振動・交通量および酸性雨等の調査を実施する。	調査・分析実施回数: 大気,排気ガス,騒音・振動:年2回7地点 酸性雨:毎月1地点	調査・分析実施回数: 大気,排気ガス,騒音・振動:年2回7地点 酸性雨:毎月1地点	環境計画課	
189	ダイオキシン類調査	人体に有害な物質,ダイオキシンについて,学校,公園で隔年において大気,土壌の調査を実施する。	調査・分析実施回数:1回	調査・分析実施回数:1回	環境計画課	

9 - 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
190	セーフティ教室等の開催	児童・生徒の発達段階に応じて,犯罪に巻き込まれないための危険予知能力や危険回避能力を養う事業。また,家庭や地域社会との犯罪防止に向けた共通理解を図り,関係諸機関との連携を確立する。また,学校に不審者が侵入した場合を想定し,安全に避難する方法を身に付ける。	セーフティ教室等開催回数: 15回	セーフティ教室等開催回数: 15回	学校指導課	庶務課
191	子ども110番の家の設置	子どもが被害を受けたり,身の危険を感じたときに安心して避難できる「子ども110番の家」の設置を行う事業。	協力件数: 1,150件	協力件数: 1,400件	学校指導課	
192	国分寺駅南口・北口パトロールの実施	学校長期休業時,子どもたちの安全を図るため,小金井警察・PTA・民生児童委員・保護司・青少年問題協議会等で午後6時30分から1時間程度,ゲームセンター等中心に巡回する事業。 (夏期休業時:1回,冬期:1回,春期:1回,1回:3日間)	巡回回数: 年2回	巡回回数: 年2回	庶務課	
193	防犯パトロールの実施	子どもたちの安全確保など市内の防犯対策のため,自主防犯活動団体による防犯パトロールや市職員等による青色防犯パトロールの実施を推進する事業。	実施団体数: 35団体	実施団体数: 60団体	くらしの安全課	庶務課

194	防犯まちづくり委員会の設置	市主催の講習会を修了し地域で活動する防犯リーダーを、防犯まちづくり委員に認定して防犯まちづくり委員会を設置し、市内の自主防犯活動を推進する事業。	委員数：30人	委員数：180人	くらしの安全課	
195	防犯リーダー養成講習会の開催	防犯知識を習得できる講習会を実施して地域で活動する防犯リーダーを養成し、地域での自主防犯活動の活性化を図る事業。	参加者数：49人	参加者数：30人	くらしの安全課	
196	自主防犯活動団体、PTAとの意見交換会等の実施	自主防犯活動団体やPTAとの意見交換会等を行い、子どもたちなど市民の安全上の問題点や情報を共有し、その対策等について話し合いを行う事業。	意見交換会等の回数：4回	意見交換会等の回数：4回	くらしの安全課	
197	事件災害情報の迅速な提供	事前に登録した市民等に不審者や事件、災害情報を電子メールで配信する事業。	登録者数：5,000人	登録者数：5,500人	くらしの安全課	子育て支援課・保育課・学校指導課・学務課
198	自主防犯活動団体による児童の見守り活動の推進	現在、自主防犯活動団体では登下校時に児童の見守り等を実施しているが、更に多くの団体に要請し、登下校時に合わせた防犯パトロールや見守り活動を推進する。	実施団体数：10団体	実施団体数：35団体	くらしの安全課	学校指導課
199	防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施	児童が犯罪の被害に巻き込まれる危険性の高い通学時の安全確保のため、下校時間前に防災行政無線を使用して地域住民等に子どもの見守り活動の呼びかけを行う。	放送回数：1日1回	放送回数：1日1回	くらしの安全課	学校指導課
200	こどもを守るネットワーク（略称「こどもネット」）への参加	連合東京三多摩地域協議会が主宰する「こどもネット」に参加し、市庁用車及び協力事業者所有車にこどもネットのステッカーを貼付して、一時保護等子どもを守る活動を実施する。	未実施	協力事業者数等：市及び18事業者	くらしの安全課	
201	市立小・中学校周辺における自主防犯活動拠点の設置	学校及び周辺の安全を確保するため、校内の既存の施設や周辺の空き店舗や事務所を活用した地域の防犯ボランティアが集まることのできる自主防犯活動拠点を設置する。	未実施	活動拠点数：2箇所（2校）	くらしの安全課	庶務課・経済課

9 - 被害にあった子どもの保護

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
202	児童相談所・子ども家庭支援センター・主任児童委員との連携	警察・児童相談所や子ども家庭センター、主任児童委員が連携して、被害にあった子どもの支援を実施する。	個別ケース会議開催対象家庭数：30家庭（平成20年度）	個別ケース会議開催対象家庭数：40家庭	子育て相談室	子育て支援課・保育課・生活福祉課

10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める

1 現況と課題

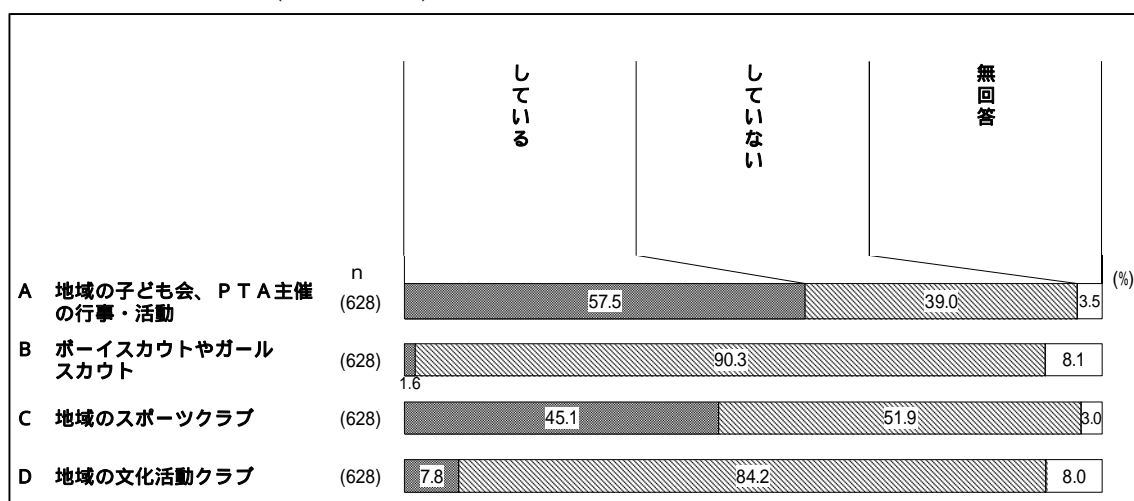
1 地域活動への参加の現状と課題

市では、青少年の成長及び発達のために、青少年団体及び育成団体、心身に障害のある児童・生徒の団体への補助金の交付や、児童館や公民館・地域センターなどにおける異世代間の交流事業などを通じ、市民のみなさんとともに子育て・子育て支援を実施してきました。

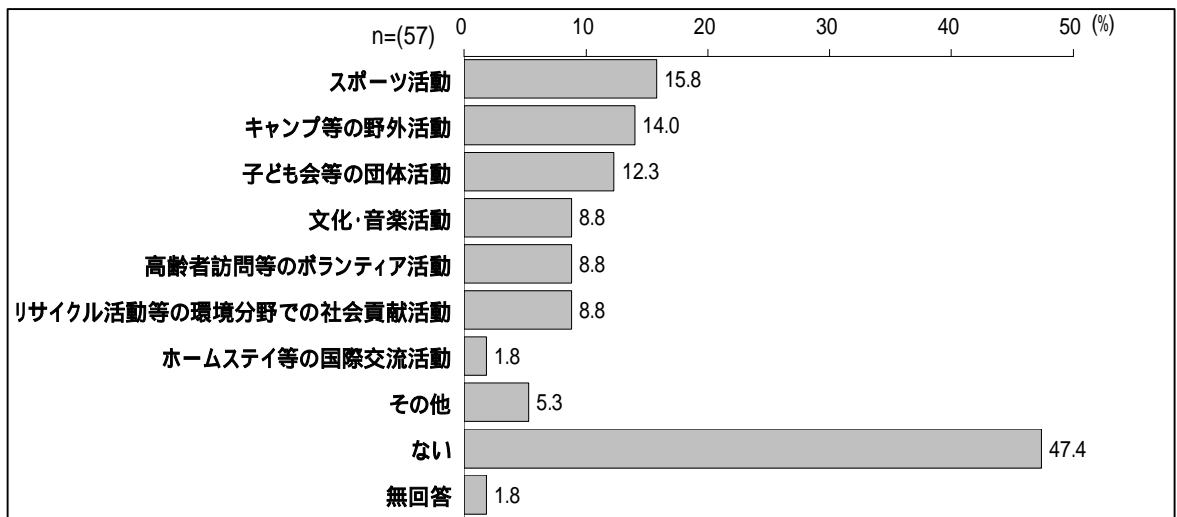
小学生児童の保護者へのアンケート調査で「地域活動への参加」については、「地域の子ども会、PTA主催の行事・活動」(57.5%)、「地域のスポーツクラブ」(45.1%)で参加率が高くなっています。中学生本人へのアンケート調査の「ボランティア活動や地域活動に参加したことがありますか」という設問では「ない」が47.4%で最も高い結果となっています。参加している活動の中では、「スポーツ活動」の割合が15.8%で最も高く、以下「キャンプ等の野外活動」(14.0%)、「子ども会等の団体活動」(12.3%)、「文化・音楽活動」(8.8%)、「高齢者訪問等のボランティア活動」(8.8%)、「リサイクル活動等の環境分野での社会貢献活動」(8.8%)となっており、子ども自身による地域活動への参加が課題となっています。

従来、子どもは、身近な地域のなかで、年齢や育ち方も違うさまざまな子どもたちや、多くの大人たちに接しながら成長してきました。しかし、今日、近隣関係が希薄となり、子どもたちの成長に与える地域の影響力の弱体化が指摘されています。子どもたちの成長にとって、市民の方々とともに、地域の中での子どもの活動の場や居場所を広げていくことが求められます。

地域活動への参加(小学生調査)



ボランティア活動や地域活動への参加(中学生調査)



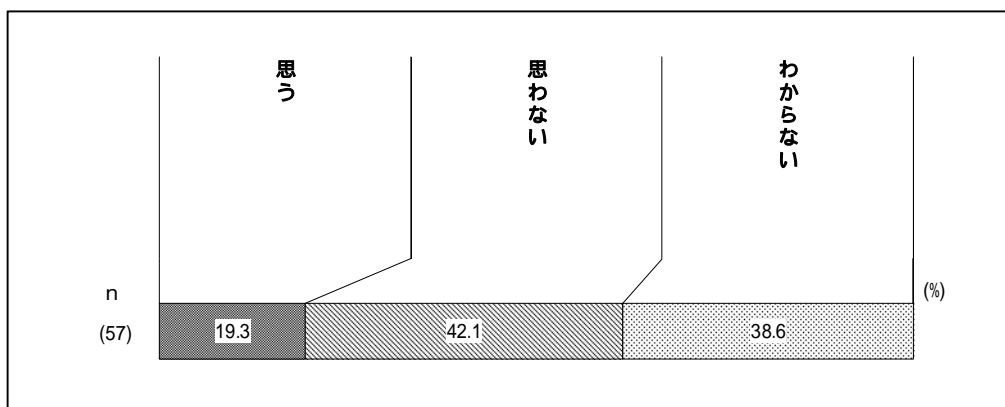
2 世代間交流の現状と課題

中学生へのアンケート調査の「休日などに子どもやお年寄りといっしょに過ごすイベントや機会があったら参加してみたいと思いますか」という設問では、「思わない」(42.1%),「わからない」(38.6%)となっており,異世代間交流の参加意欲を高めていくような取り組みが必要とされます。

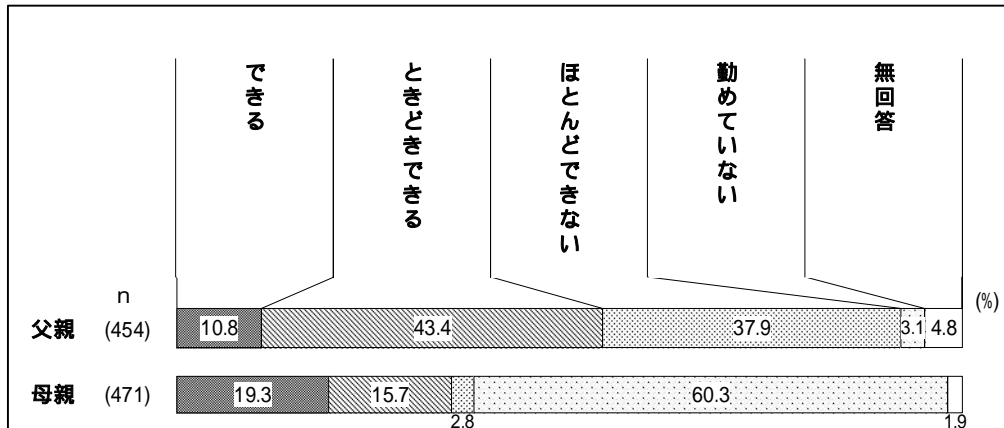
市では,小学校区ごとに,地域市民に支えられ,各小学校でのキャンプ事業などが行われています。また,社会福祉協議会の取り組みとして「ここねっとプラン」があり,地域の支え合い活動として,自治会やPTAなどの地域の市民による小学校下校時の児童の見守り活動が行われています。このような,地域での取り組みが少しずつ構築されてきています。

就学前児童の保護者へのアンケート調査で「子どもの病気や行事などの時に仕事を休むことができますか」との設問においては,父親の場合,「ときどきできる」(43.4%),「ほとんどできない」(37.9%)となっており,働き方の見直しが求められています。ワーク・ライフ・バランスの推進の一環として,父親も地域の中で,子育てへの参加の機会や場づくりを推進していく必要があります。

子どもやお年寄りと過ごすイベントへ参加したいと思うか(中学生調査)



子どものために仕事を休めるかどうか(就学前調査)

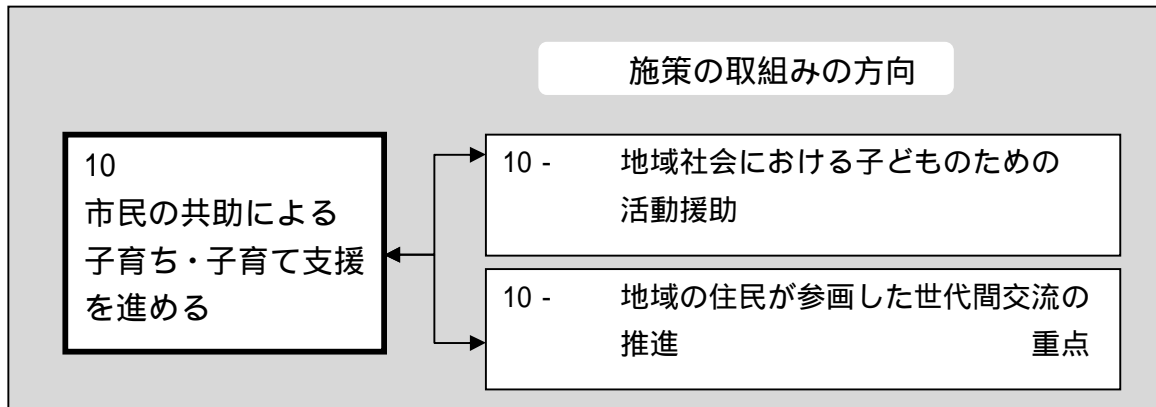


2 施策の取組みの方向

【重点的な施策の取組みの方向】

市民とともに、地域での子どもの活動の場や居場所を広げていくことにより、子どもたちの成長に重要な役割を果たすため、下記の施策を重点的に取り組んでいきます。

地域の住民が参画した世代間交流の推進



地域社会における子どものための活動援助

青少年健全育成をめざす地域団体や青少年自身による活動団体を支援するとともに、「総合型地域スポーツクラブ」の設立を目指します。

地域の住民が参画した世代間交流の推進(重点)

児童館や公民館・高齢者も利用する複合施設などでの異世代間交流事業を進めるとともに、学校でのキャンプ事業などを通じて、高齢者と児童及び保護者の交流活動や父親の子育て参加の活発化を図ります。

3 施策・事業の内容

10 - 地域社会における子どものための活動援助

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
28 再掲	子育て・子育て支援市民活動団体の支援	市民活動センターにおいて、各種相談、印刷機や会議室の提供など活動の支援、事業展開のための利子補助などの支援を行う事業。	子どもの健全育成関係団体数：45団体	子どもの健全育成関係団体数：50団体	協働コミュニティ課	子育て支援課
203	児童館と地域子育て支援活動の連携	地域の子どもたちのための活動へ、児童館職員の派遣協力を行う。例：青少年地区育成祭・講演会・本多子ども祭・泉町防災連合会の祭・地域防災映画・防災訓練・肩車の会祭・PTAからの要請など。	全児童館の地域共催行事などの実施回数：8回	全児童館の地域共催行事などの実施回数：8回	子育て支援課	
22 再掲	青少年育成地区委員会への補助金交付	市内5地区の青少年育成地区委員会の活動に対し補助金を交付する事業。	交付額：12,500,000円	交付額：12,500,000円	社会教育・スポーツ振興課	
23 再掲	地域活動連絡会への補助金交付	心身に障害のある児童・生徒の余暇活動の充実を図るため地域活動連絡会に対して補助金を交付する事業。	交付額：1,995,000円	交付額：1,995,000円	社会教育・スポーツ振興課	
204	児童館における、施設使用の提供・備品貸し出し	児童への還元を目的とする団体の活動の施設利用を可としたり、備品の貸し出しを行う事業（貸し切りは不可）。	施設・備品の貸出件数：6件	施設・備品の貸出件数：6件	子育て支援課	
24 再掲	総合型地域スポーツクラブの設立	文部科学省のスポーツ振興基本計画を受けて、だれでも、いつでもスポーツに親しむことができ、地域住民により運営されるスポーツクラブの設立を目指す。	設立クラブ数：0	設立クラブ数：1	社会教育・スポーツ振興課	
205	子ども読書活動推進計画の実施	平成20年度に策定した「国分寺市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動推進事業を実施する。	ブックリストの種類：4	ブックリストの種類：8	図書館	

10 - 地域の住民が参画した世代間交流の推進 重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
145 再掲	夏休み学校キャンプ	学校施設を利用し、地域の方々が実行委員会となりキャンプを開催する事業。	実施校数：10校の予定がインフルエンザ対策で7校のみ。	実施校数：10校	社会教育・スポーツ振興課	庶務課・子育て支援課
206	児童館・公民館における異世代間交流事業	各館で、地域の高齢者のボランティアによる児童への遊びの指導などを実施している。本多児童館では、本多公民館との共催事業で、3世代交流事業として、様々な体験可能な文化事業が行われている。今後、地域の小中高校生及び大学生による異世代間交流の場を作り、お互いに関わりを深めるよう進める。	数値化しづらい。	数値化しづらい。	公民館	子育て支援課

11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める

1 現況と課題

1 市民活動団体との協働の現状と課題

市では、平成14年に、「市民活動団体との協働に関する指針」をとりまとめ、市民活動団体からの提案型協働事業や、公募型協働事業などを市民とともに実施しています。特に子育ての分野では、地域を知り、地域の中で活動している市民の方々と協働で施策の実現を図っていくことが重要です。

第一期行動計画策定後、特に親子ひろば事業等を実施している市民・市民活動団体・子育て支援課や、親子スペース事業を実施している子育て相談室に、社会福祉協議会が加わり、国分寺子ども・子育て支援円卓会議が定期的開催されています。各ひろばで活動する方々のスキルアップのため、健康推進課と連携して、事例研修などが実施されています。

また、市内の公園で、野外での遊び等を提供しながら、子どもたちの豊かな成長を育むことを目的とした、「子ども野外事業」(主に小学生対象)・「乳幼児野外事業」(主に就学前児童対象)も協働事業として行っています。

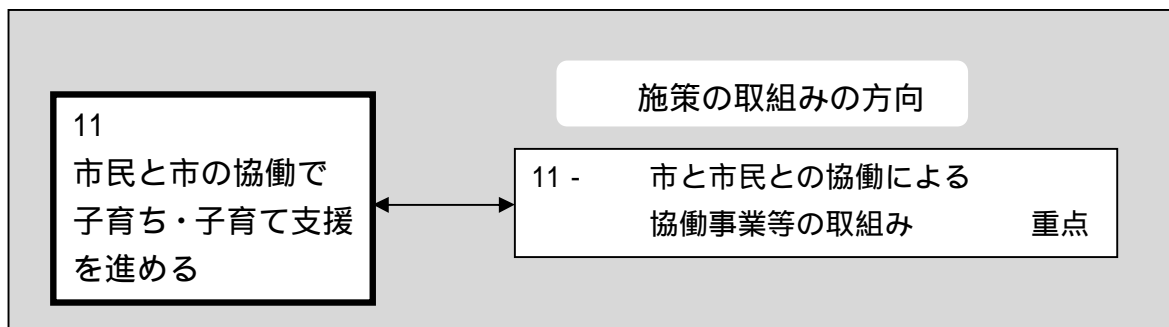
市としては、市民ニーズの把握をするとともに、市の直営の事業・市民活動団体等との協働事業・市民独自の活動など、市内で展開されている各事業の定期的な広報など、活動支援をしています。市民活動団体からは、健康推進課や子育て相談室の保健師の研修への参加など、さらに、専門機関とのつながりの強化を求められています。今後も協働事業については、検証も行いながら、充実を図っていくことが求められています。

2 施策の取組みの方向

【重点的な施策の取組みの方向】

地域を良く知っている市民の方々と協働事業を展開することが、市民ニーズに十分にこたえていくことができるものとして大切であるため、下記の施策を重点的に取り組んでいきます。

市と市民との協働による協働事業等の取組み



市と市民との協働による協働事業等の取組み(重点)

児童館内での遊びだけでなく、野外での遊びの場と機会を提供したり、近所で利用できる親子ひろば事業の充実を図ります。また、児童館運営委員会等、市の施策に関する市民との意見交換の場を設け、子どもたちが、心安らく居場所づくりに向けた組織と体制について検討し、事業への反映を図ります。

3 施策・事業の内容

11 - 市と市民との協働による協働事業等の取組み 重点

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
9 再掲	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	公募市民によるワークショップを立ち上げ、子どもの権利の視点から、子どもたちの居場所について、現状を踏まえて、どうあるべきか検討し、市への報告をいただく。	開催状況：0	開催状況：3	子育て支援課	社会教育・スポーツ振興課・保育課・学校指導課・緑と水と公園課
10 再掲	親子ひろば事業の拡充	<p>乳幼児(主に0～3歳)とその保護者、妊娠期の方が安心して集える場で、育児相談も行う事業。</p> <p>現在、各小学校区に1箇所以上設置済。学童保育所型4箇所・自治会集会所等の施設活用型6箇所。平成21年度に、通常地域の親子ひろば事業の利用だけでなく、障害児を対象とした親子ひろばの利用ができることを目的として、障害児を対象とした親子ひろばを1箇所開設した。うち、A型親子ひろば、C型親子ひろばともに1箇所設置。(C型：平成20年提案型協働事業として設置。) A型…週3日以上開設。C型…週3日以上、1日5時間以上開設。</p> <p>今後、父親の子育て参加のため、学童保育所を除く親子ひろば施設で、土曜日の父親参加を企画する。</p> <p>駅前空き店舗を活用したC型の「駅前子育てサロン」については、子育て親子の交流の場の提供を行う。他、市の西側の子ども家庭支援センター内「親子スペース」に対し、市の東側の拠点として、講演会などを行い、子育て支援を実施。</p> <p>開設時間や開設日数、相談受け入れの充実などが課題となっている。今後、常設親子ひろば(5日/週)への移行を検討していく。また、学校区内1箇所設置している状況があるが、ベビーカーを引いて利用できない地域があり、さらに検討していく。</p>	親子ひろば設置数：11箇所 土曜日の父親参加企画開催回数：0回	親子ひろば設置検討数：12箇所 土曜日の父親参加企画開催回数：各ひろば月1回	子育て支援課	

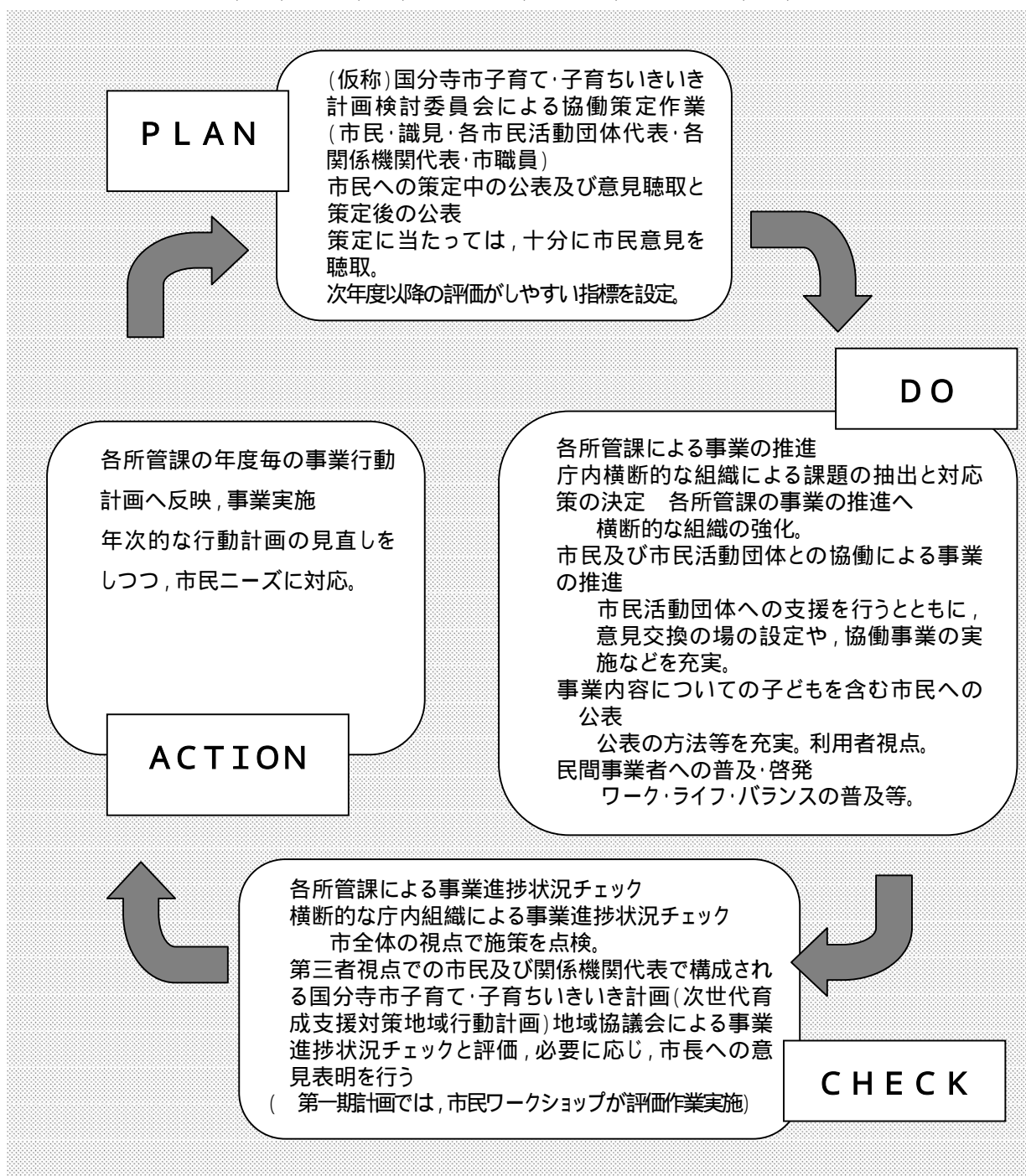
27 再掲	子ども野外事業	事業委託で、公園での野外遊びの提供を行う事業。対象年齢が主に小学生向けと乳幼児向けの2種類。	実施箇所数： 7箇所 小学生向け4箇所・乳幼児向け3箇所	実施箇所数： 11箇所 小学生向け6箇所・乳幼児向け5箇所	子育て支援課	
68 再掲	児童館運営委員会の設置	全館を対象とした、事業評価・課題抽出のための委員会を立ち上げる。	開設状況：無	開設状況：有	子育て支援課	
151 再掲	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	現在ある放課後子どもプラン実施委員会や学校運営協議会等の充実及び学校支援地域本部の導入など、学校を支援する組織づくりを進める。学校を支援する地域の体制が整ったところから、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの設置を進める。	コミュニティ・スクールの校数：なし	学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの導入する。	学校指導課・庶務課・社会教育・スポーツ振興課	
207	国分寺市子育て・子育ていきいき計画（次世代育成支援対策地域行動計画）地域協議会	国分寺市子育て・子育ていきいき計画（次世代育成支援対策地域行動計画）の進捗状況を把握・評価し、課題の抽出を行う。（市民等組織）	設置状況：未設置（市民ワークショップ形式で実施）	設置状況：有	子育て支援課	

第5章 計画の推進のために

1. P・D・C・Aマネジメントシステムの確立

計画を確実に推進していくためには、毎年、計画の進捗状況を評価し、問題点を明らかにし、改善策を次年度事業に反映していく進行管理のためのマネジメントシステムの確立が必要です。国分寺市子育て・子育ていきいき計画の推進のため、P・D・C・Aマネジメントシステム()を確立し、実施していきます。

P・D・C・A P:PLAN(計画), D:DO(実施), C:CHECK(点検・評価), A:ACTION(反映)



2. 計画の推進体制

(1) 各所管課による事業の推進

事業主管課ごとに、事業目的にそって事業を推進します。

特に、保育所や児童館など子どもに係わる施設については、計画的に整備・改修を進めます。

各事業の展開については、今後、年次的な目標数値等の達成を目指し、事業の効率的な遂行を図ります。

(2) 庁内横断的な組織による課題の抽出と対応策の決定

この計画に記載された主な事業主管課により構成される推進会議を開催し、連携して効果的な事業の推進を図ります。

このため、「国分寺市子育て・子育ていきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)」の毎年度の進捗状況を全庁的な視点で把握し、問題点を明らかにした上で、調整を行い、次年度事業に反映していきます。

(3) 地域協議会の設置

市民の目線での事業進捗状況の確認と評価を行うため、市民及び関係機関の代表等で組織される「国分寺市子育て・子育ていきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)地域協議会」を設置します。

(4) 市民への公表

「国分寺市子育て・子育ていきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)」に係わる施策の進捗状況・評価などの情報を市役所全体及び、第三者の評価を行った上で、広く市民に公表します。

通番	事業名	事業概要	21年度現在	26年度目標	所管課	関係課等
207 再掲	国分寺市子育て・子育ていきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)地域協議会	国分寺市子育て・子育ていきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)の進捗状況を把握・評価し、課題の抽出を行う。(市民等組織)	設置状況：未設置(市民ワークショップ形式で実施)	設置状況：有	子育て支援課	
208	国分寺市次世代育成支援対策地域行動計画推進会議	国分寺市子育て・子育ていきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)の進捗状況評価を全庁的な視点で行う。(庁内組織)	開催回数：3回	開催回数：3回	子育て支援課	各課
209	子ども施設整備	全庁的な施設整備計画を基に施設の改修等を順次計画的に行う。	全庁的な台帳の整理：無	全庁的な施設整備計画：有		
210	職員研修の充実	市民協働のより一層の推進を図るために職員に対して、スポット研修を実施するほか、必要に応じて課別研修を職員課の研修に位置づけるなど研修の充実を図る。	研修数(内容)：	研修数(内容)：	職員課	各課
211	子ども関連施策の総合調整機能の充実	子ども関連政策・施策の総合調整と効率的な執行を図るため、総合調整機能を持つ組織を検討し、横断的なつながりを強化し、問題解決にあたる。	総合調整担当部署の明確化：0	総合調整担当部署の明確化：1	政策経営課	子育て支援課
212	子ども施策に関する計画の策定及び見直し	子ども施策に関する計画の策定及び見直しを行う。	策定状況：作業	策定状況：平成25年度に引き続き2ヵ年作業	子育て支援課	各課

第 部 資料編

資料1 (仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 国分寺市児童育成計画及び国分寺市母子保健計画を継承し、国分寺市次世代育成支援対策地域行動計画の趣旨を踏まえ、国分寺市の子育て・子育て施策全体を包含する計画を検討するため、(仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長へ報告する。

- (1) (仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画(以下「計画」という。)の検討に関すること。
- (2) その他子育て・子育て施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる24人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募により選出された市民 4人以内
- (2) 識見を有する者 3人以内
- (3) 市内の保育施設の保護者の代表者 2人以内
- (4) 国分寺市立学童保育所の保護者の代表者 1人以内
- (5) 市内の小・中学校の保護者の代表者 1人以内
- (6) 国分寺市手をつなぐ親の会の代表者 1人以内
- (7) 国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人以内
- (8) 国分寺市私立幼稚園協会の代表者 1人以内
- (9) 特定非営利活動法人冒険遊び場の会の代表者 1人以内
- (10) 東京都多摩立川保健所の職員 1人以内
- (11) 東京都小平児童相談所の職員 1人以内
- (12) 市立小学校長会の代表者 1人以内
- (13) 市立中学校長会の代表者 1人以内
- (14) 国分寺市社会福祉協議会の職員 1人以内
- (15) 市の職員 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

- 2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部健康推進課及び子ども福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

資料2 (仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画検討委員会 委員名簿

	氏名	選出区分	所属団体等
1	山越 邦夫	(1号委員) 公募により選出された市民	
2	村田 正晴	(1号委員) 公募により選出された市民	
3	渡辺 金子	(1号委員) 公募により選出された市民	
4	葉原 たか子	(1号委員) 公募により選出された市民	
5	立柳 聡	(2号委員) 識見を有する者	福島県立医科大学
6	倉持 清美	(2号委員) 識見を有する者	東京学芸大学
7	田中 葉子	(2号委員) 識見を有する者	国分寺市医師会
8	眞鍋 倫子	(3号委員) 市内の保育施設の保護者の代表者	保育園保護者の会連合会
9	鈴木 洋平	(3号委員) 市内の保育施設の保護者の代表者	認可外保育施設萌ベビーホーム
10	池田 聡	(4号委員) 国分寺市立学童保育所の保護者の代表者	国分寺市学童保育所保護者の会連絡会
11	兼田 未加子	(5号委員) 市内の小・中学校の保護者の代表者	国分寺市立小・中学校PTA連合会
12	神原 富美子	(6号委員) 国分寺市手をつなぐ親の会の代表者	特定非営利法人国分寺市手をつなぐ親の会
13	清水 弘	(7号委員) 国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者	国分寺市民生委員・児童委員協議会
14	坂本 真理	(8号委員) 国分寺市私立幼稚園協会の代表者	国分寺市私立幼稚園協会
15	武藤 陽子	(9号委員) 特定非営利活動法人冒険遊び場の会の代表者	NPO法人冒険遊び場の会
16	山科 美絵	(10号委員) 東京都多摩立川保健所の職員	東京都多摩立川保健所
17	栗原 博	(11号委員) 東京都小平児童相談所の職員	東京都小平児童相談所
18	酒井 宗作	(12号委員) 市立小学校長会の代表者	国分寺市立小学校長会
19	小澤 栄	(13号委員) 市立中学校長会の代表者	国分寺市立中学校長会
20	壽原 重熙	(14号委員) 国分寺市社会福祉協議会の職員	国分寺市社会福祉協議会
21	新庄 恵子	(15号委員) 市の職員	教育部学校指導課長
22	内野 修宏	(15号委員) 市の職員	政策部財政課長
23	水越 寿男	(15号委員) 市の職員	子ども福祉部保育課長
24	阿部 公昭	(15号委員) 市の職員	子ども福祉部子育て相談室長

資料3 (仮称)国分寺市子育て・子育ていきいき計画検討委員会 審議経過

平成 21 年度

回数	月	日	時間	場所	内容
第 1 回	6	19	19 時 ~	いずみ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状・辞令の交付 ・ 趣旨説明 ・ 委員自己紹介 ・ 会長・副会長互選 ・ 会の進め方について
第 2 回	7	4	13 時 30 分 ~	いずみ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会の進め方について ・ 参加の思い(委員より一言ずつ)
第 3 回	7	24	19 時 ~	いずみ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加の思い(委員より一言ずつ) ・ 基本理念について
第 4 回	8	6	19 時 ~	いずみ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標について
第 5 回	8	28	19 時 ~	いずみ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の方向性について
第 6 回	9	10	19 時 ~	いずみ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の方向性について
第 7 回	9	25	19 時 ~	いずみ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一期計画の事業見直し ・ 市の子育て・子育て支援に関する課題の抽出
第 8 回	10	10	14 時 ~	いずみ プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一期計画の事業見直し ・ 市の子育て・子育て支援に関する課題の抽出
第 9 回	10	30	19 時 ~	いずみ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一期計画の事業見直し ・ 市の子育て・子育て支援に関する課題の抽出
第 10 回	11	12	19 時 ~	いずみ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一期計画の事業見直し ・ 市の子育て・子育て支援に関する課題の抽出
第 11 回	1	14	19 時 ~	いずみ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て・子育ていきいき計画検討委員会報告書の作成について
第 12 回	1	19	19 時 ~	いずみ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て・子育ていきいき計画検討委員会報告書の作成について

参考資料1 国の行動計画策定指針(市町村行動計画の内容に関する事項)と国分寺市子育て・子育ていきいき計画(事業)の対応表

国の行動計画策定指針 市町村行動計画の内容に関する事項に示された内容が、国分寺市子育て・子育ていきいき計画のどの事業に該当するのかを示した表です。

国の策定指針	国分寺市子育て・子育ていきいき計画
(1)地域における子育ての支援	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める
ア 地域における子育て支援サービスの充実	子どもの権利に基づく子育て支援の充実
	6 親や家族も支援する
	地域における子育て支援サービスの充実 多様な保育サービスの展開 学童保育所の充実
イ 保育サービスの充実	保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充
ウ 子育て支援のネットワークづくり	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める
	子どもの自立支援
	6 親や家族も支援する
	地域における子育て支援サービスの充実(再掲)
	11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める
	市と市民との協働による協働事業等の取組み
エ 児童の健全育成	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める
	子どもの権利に関する相談及び救済の充実 子どもの居場所づくりの充実 子ども自身の組織や活動の支援 子どもの発言・参画の機会の拡充 国分寺子ども白書の刊行
	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす
	児童館の充実 子どもの遊び場・公園等の整備 公共施設等の中高生の利用機会の拡大
	7 確かな学力と豊かな心を育む
	不登校児童・生徒への施策の充実
オ その他	
(2)母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	4 健康に過ごすことができるまちをつくる
ア 子どもや母親の健康の確保	子どもと親の健康の確保
イ 「食育」の推進	食育の推進
ウ 思春期保健対策の充実	思春期の保健対策の充実
エ 小児医療の充実	小児医療の充実

<p>(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>ア 次代の親の育成</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p> <p>ウ 家庭や地域の教育力の向上</p> <p>エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>	<p>7 確かな学力と豊かな心を育む</p> <p>中高生が乳幼児とふれあう機会の拡充</p> <p>体験学習の充実</p> <p>環境学習の充実</p> <p>コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進</p> <p>体験学習の充実（再掲）</p> <p>環境学習の充実（再掲）</p> <p>10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める</p> <p>地域社会における子どものための活動援助</p> <p>地域の住民が参画した世代間交流の推進</p> <p>4 健康に過ごすことができるまちをつくる</p> <p>思春期の保健対策の充実（再掲）</p>
<p>(4)子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p> <p>イ 良好な居住環境の確保</p> <p>ウ 安全な道路交通環境の整備</p> <p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p>	<p>(該当なし)</p> <p>(該当なし)</p> <p>9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる</p> <p>安全な道路交通環境の整備</p> <p>バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり</p> <p>安全なまちづくり</p>
<p>(5)職業生活と家庭生活の両立の推進等</p> <p>ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</p> <p>イ 仕事と子育て両立のための基盤整備</p>	<p>5 仕事と生活との調和を実現する</p> <p>子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し</p> <p>仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援</p> <p>6 親や家族も支援する</p> <p>保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充（再掲）</p> <p>学童保育所の充実（再掲）</p>
<p>(6)子ども等の安全の確保</p> <p>ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p>	<p>9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる</p> <p>交通安全学習</p> <p>子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>被害にあった子どもの保護</p>

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める
ア 児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止・予防対策の充実
イ 母子家庭等の自立支援の推進	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす 医療費補助の充実 児童手当等の充実 ひとり親家庭等の支援
ウ 障害児施策の充実	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する 早期発見と一貫した支援の充実 日常生活への支援の充実 障害のある子どもがいる家庭への経済的負担の軽減 7 確かな学力と豊かな心を育む 特別支援教育の充実 8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす 医療費補助の充実（再掲） 児童手当等の充実（再掲）
(該当なし)	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める 子どもの権利と「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の普及啓発の取組み

参考資料2 次世代育成支援対策地域行動計画第一期計画「国分寺市児童育成計画」
 (後期計画)(策定期間:平成17年度~21年度)と第二期計画「国分寺市子育て・
 子育ていきいき計画」(前期計画)(策定期間:平成22年度~26年度)の対比表

第一期計画(策定期間:平成17年~平成21年)の事業が、第二期計画(策定期間:平成22年~平成26年)のどの事業に該当するのかを示した表です。

第一期計画		第二期計画		
《基本理念》市民と市がともにつくる,子どもと親が育ち合うまち				
基本 目 標 1 子 育 て へ の 社 会 的 支 援 の 拡 充	重点課題(1) 地域における子育ての支援	施策の分野6 親や家族も支援する		
	施策の方向 子育て情報の提供と相談の充実 親の仲間づくり支援 ひとり親家庭等の支援	施策の取組みの方向 地域における子育て支援サービスの充実	施策の分野8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	
			ひとり親家庭等の支援	
	重点課題(2) 子育てへの経済的支援の充実	施策の分野8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす		
	施策の方向 医療費補助の充実 児童手当等の充実	施策の取組みの方向 医療費補助の充実 児童手当等の充実		
	重点課題(3) 保育・療育サービスの充実	施策の分野6 親や家族も支援する		
施策の方向 保育所受け入れ児童数の計画的拡充 多様な保育サービスの展開 学童保育の充実 こどもの発達センターつくしんぼの充実	施策の取組みの方向 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充 多様な保育サービスの展開 学童保育の充実	施策の分野2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する		
		施策の取組みの方向 早期発見と一貫した支援の充実		
重点課題(4) 子どもと親の健康の確保・増進	施策の分野4 健康に過ごすことができるまちをつくる			
施策の方向 子どもと親の健康の確保 食育の推進 思春期の保健対策の充実 小児医療の充実	施策の取組みの方向 子どもと親の健康の確保 食育の推進 思春期の保健対策の充実 小児医療の充実			
重点課題(5) 子育てにおける男女平等の推進	施策の分野5 仕事と生活の調和を実現する			
施策の方向 多様な働き方の支援及び男性を含めた働き方の見直し 子育て講習への両親の参加の促進	施策の取組みの方向 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し 仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援			

基本 目 標 2 子 ど も が 健 や か に 育 つ 地 域 環 境 づ く り	重点課題（１）子ども自身の成長を図る地域環境の整備	施策の分野 10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める
	施策の方向 「遊び環境」の整備と遊びの大切さについての啓発 地域社会における子どものための活動援助 地域の住民が参画した世代間交流の推進 子どもを取り巻く有害環境対策の推進などの取り組み	施策の取組みの方向 地域社会における子どものための活動援助 地域の住民が参画した世代間交流の推進
		施策の分野 11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める
		施策の取組みの方向 市と市民との協働による協働事業等の取組み
		施策の分野 4 健康に過ごすことができるまちをつくる
		施策の取組みの方向 思春期の保健対策の充実
	重点課題（２）子どもの育成に適した居場所づくり	施策の分野 1 子どもの権利に対する理解を広め、深める
	施策の方向 児童館の充実 子どもの遊び場・公園等の整備 公共施設等の中高生の利用機会の拡大	施策の取組みの方向 子どもの居場所づくりの充実
	施策の分野 3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	
	施策の取組みの方向 児童館の充実 子どもの遊び場・公園等の整備 公共施設等の中高生の利用機会の拡大	
重点課題（３）学校・家庭・地域における学習環境の充実	施策の分野 7 確かな学力と豊かな心を育む	
施策の方向 体験学習の充実 環境学習の充実 中高生が乳幼児とふれあう機会の拡大 不登校児への施策の充実 学校運営制度の充実	施策の取組みの方向 体験学習の充実 環境学習の充実 中高生が乳幼児とふれあう機会の拡大 不登校児童・生徒への施策の充実 コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進 特別支援教育の充実	
重点課題（４）子どもの安全の確保	施策の分野 9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	
施策の方向 バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり 安全な道路交通環境の整備 交通安全学習 安全なまちづくり 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 被害にあった子どもの保護	施策の取組みの方向 バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり 安全な道路交通環境の整備 交通安全学習 安全なまちづくり 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 被害にあった子どもの保護	

基本目標 3 子どもの主体性の尊重	重点課題(1) 子どもの自己実現の支援	施策の分野1 子どもの権利に対する理解を広め、深める
	施策の方向 子どもの権利条例の制定 子ども自身の組織や活動の支援 子どもの発言・参画の機会の拡充	施策の取組みの方向 子どもの権利と「(仮称)子どもの権利と未来を守る条例」の普及啓発の取組み 子ども自身の組織や活動の支援 子どもの発言・参画の機会の拡充
	重点課題(2) 子どもの権利の擁護	施策の分野1 子どもの権利に対する理解を広め、深める
基本目標 1 市民との協働による計画の推進	施策の方向 児童虐待予防・防止対策の充実 子どもの自立支援	施策の取組みの方向 子どもの権利に関する相談及び救済の充実 児童虐待防止・予防対策の充実 子どもの自立支援 子どもの権利に基づく子育て支援の充実 国分寺子ども白書の刊行
	重点課題(3) 支援を必要とする児童への施策の充実	施策の分野2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する
	施策の方向 障害児施策の充実 発達障害児童等へ施策の充実	施策の取組みの方向 早期発見と一貫した支援の充実 日常生活への支援の充実 障害のある子どもがいる家庭への経済的負担の軽減
《基本理念》計画推進のために		施策の分野7 確かな学力と豊かな心を育む
		施策の取組みの方向 特別支援教育の充実(再掲)
基本目標 1 市民との協働による計画の推進	重点課題(1) 関係機関や市民との連携・協力	計画書 第5章 「計画推進のために」
	施策の方向 子ども相談ネットワークの確立 子どもに関する施策の情報公開と市民参加の拡充 (仮)次世代育成支援対策地域協議会の設置 民間企業への啓発 民間関係団体への育成	
	重点課題(2) 計画の推進体制(組織・職員など)	
	施策の方向 総合窓口の設置 施設整備の拡充(各施設整備事業を体系図へ反映) 職員の適正配置及び質の向上 利用システムの改善・業務の統合化 市民との協働による推進状況の確認	
	重点課題(3) 情報の提供	
	施策の方向 情報の集約 情報提供方法の改善	

基本 目 標 2 計 画 の 実 施 状 況 の 把 握 ・ 点 検	重点課題（1）施策・事業の進捗状況の把握	
	重点課題（2）施策・事業評価の実現	
	重点課題（3）計画の見直しへの反映	
	重点課題（4） 次世代育成支援対策地域行動計画後期計画策定に向けた課題の 検討	

参考資料3 国及び東京都へ報告した特定事業の数値目標

1 平日昼間の保育サービス

区 分	保育5サービス								
	定員(児童数)(人)								
	公立			私立			合計		
	3歳未満児	3歳以上児	合計	3歳未満児	3歳以上児	合計	3歳未満児	3歳以上児	合計
A 26年度推計ニーズ量(すぐに就労希望)	278	514	792	798	739	1537	1076	1253	2329
B 26年度推計ニーズ量(いずれ就労希望)			0			0			0
C 29年度推計ニーズ量	278	514	792	783	712	1495	1061	1226	2287
D 21年度(実施予定)	278	514	792	396	306	702	674	820	1494
E 22年度(目標事業量)	278	514	792	476	370	846	754	884	1638
F 26年度(目標事業量)	278	514	792	881	654	1535	1159	1168	2327
G 29年度(目標事業量)	278	514	792	841	654	1495	1119	1168	2287

幼稚園の預かり保育			
定員(児童数)(人)			
		合計	か所数(か所)
3歳未満児	3歳以上児		
	685	685	6
		0	
	672	672	6
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0

保育6サービス			
定員(児童数)(人)			
		合計	か所数(か所)
3歳未満児	3歳以上児		
1076	1938	3014	
1061	1898	2959	
674	820	1494	
754	884	1638	
1159	1168	2327	
1119	1168	2287	

<保育5サービスの各事業>

区 分	認可保育所				家庭的保育				事業所内保育		認証保育所		その他の保育施設		認定こども園			
	定員(児童数)(人)				定員(児童数)(人)				定員(児童数)(人)	か所数(か所)	定員(児童数)(人)	か所数(か所)	定員(児童数)(人)	か所数(か所)	定員(児童数)(人)	か所数(か所)	定員(児童数)(人)	か所数(か所)
	3歳未満児	3歳以上児	合計	か所数(か所)	3歳未満児	3歳以上児	合計	か所数(か所)										
A 26年度推計ニーズ量(すぐに就労希望)	929	1152	2081		20	0	4	0	0	0	202	7	24	1	50	1		
B 26年度推計ニーズ量(いずれ就労希望)																		
C 29年度推計ニーズ量	916	1128	2044		20	0	20	0	0	199	6	24	1	50	1			
D 21年度(実施予定)	486	790	1276	13	20	0	20	4	0	174	5	24	1	11	0			
E 22年度(目標事業量)	550	854	1404	15	20	0	20	4	0	190	6	24	1	24	0			
F 26年度(目標事業量)	929	1152	2081	21	20	0	20	4	0	202	7	24	1	50	1			
G 29年度(目標事業量)	916	1128	2044	21	20	0	20	4	0	199	7	24	1	50	1			

2 夜間帯の保育サービス

区 分	時間帯の分けは自治体毎で設定			
	18時～20時	20時～22時	22時～5時	合計
	定員(児童数)(人)	定員(児童数)(人)	定員(児童数)(人)	定員(児童数)(人)
A 26年度推計ニーズ量(すぐに就労希望)	862	95	0	957
B 26年度推計ニーズ量(いずれ就労希望)				0
C 29年度推計ニーズ量	846	94	0	940

区 分	夜間保育事業		延長保育事業	
	定員(児童数)(人)	か所数(か所)	定員(児童数)(人)	か所数(か所)
D 21年度(実施予定)	0	0		13
E 22年度(目標事業量)				
F 26年度(目標事業量)	20	1	1800	21
G 29年度(目標事業量)	20	1	1800	21

トワイライトスタイ	
定員(児童数)(人)	か所数(か所)
0	0
0	0
0	0

3 その他

区分	休日保育事業		放課後児童健全育成事業		病児・病後児保育事業				ショートステイ事業		一時預かり事業		特定保育事業	
	定員(児童数)(人)	か所数(か所)	定員(児童数)	か所数	病児・病後児対応型		体調不良児対応型(自園型)		日数(日)	か所数(か所)	日数(日)	か所数(か所)	定員(児童数)(人)	か所数(か所)
					日数(日)	か所数(か所)	日数(日)	か所数(か所)						
A 26年度推計ニーズ量(すぐに就労希望)	821		1440								30			
B 26年度推計ニーズ量(いずれ就労希望)														
C 29年度推計ニーズ量	807		1402								30			
D 21年度(実施予定)	0	0	700	14	500	2	0	0	4	1	520	2	0	0
E 22年度(目標事業量)			740	15										
F 26年度(目標事業量)	20	1	860	18	1000	4	0	0	4	1	1040	4	0	0
G 29年度(目標事業量)	20	1	900	19	1000	4	0	0	4	1	1300	5	0	0

区分	ファミリーサポートセンター事業	地域子育て支援拠点事業		
		都A型	センター型 都B型	【ひばり型】 都C型
A 26年度推計ニーズ量(すぐに就労希望)	時間	回数		
B 26年度推計ニーズ量(いずれ就労希望)	時間	回数		
C 29年度推計ニーズ量	時間	回数		
D 21年度(実施予定)	1	1	0	1
E 22年度(目標事業量)				
F 26年度(目標事業量)	平成14年度済	1	0	1
G 29年度(目標事業量)	か所数(か所)	1	0	1

(注1)A「26年度推計ニーズ量(すぐに就労希望)」は、「すぐにも若しくは1年以内の希望がある」と回答した人のみ考慮した場合。

(注2)B「26年度推計ニーズ量(いずれ就労希望)」は、「すぐにも若しくは1年以内の希望がある」だけでなく「2年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」と回答した人も加えた場合。

(注3)注1、注2について、推計ニーズ量はAを基本する。ただしBとすることもできる。

(注4)定員(児童数)は、同時利用が可能な最大受入児童数を入力すること。

(注5)特定保育、トワイライトステイ事業については、平成21年4月3日国から通知の資料「目標事業量等の提供依頼について」にあるとおり、26年度の目標事業量を「設定した場合」は入力すること。

(注6)ファミリーサポートセンター事業については、本部のか所数を入力すること。したがって事業を実施する場合は「1」、実施しない場合は「0」と入力すること。

また、すでに本部のある区市町村は、目標事業量の欄に「平成 年度済」と設置完了年度を記入すること。

参考資料4 計画の掲載事業一覧

通番に色塗りがあるのは、子ども福祉部と健康推進課の事業

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
1	子どもの権利に関する啓発の推進	児童の権利に関する条約及び「(仮称)子どもの権利と未来を守る条例」の内容の市民等への周知を行い、普及啓発に努める。また、学校においても人権教育を推進していく。	子ども	小学生 中学生	条約・条例の周知状況	周知徹底	条約・条例の周知状況	周知徹底	子どもの権利保障をすることで、健やかに成長・発達することができる。
2	子どもの権利に関する啓発の推進	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利に関して、学校内での周知を行い、普及啓発に努める。	市立小・中学校に在籍する児童・生徒	6歳～15歳	教職員の研修会	人権教員推進委員会において実施する。	教職員の研修会	人権教員推進委員会において実施する。	
3	子どもの権利に関して、子どもを含む市民への普及・啓発	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利について、子どもを含む市民へ、講演会を開催する等の事業を実施し、普及・啓発を図る。	市民		条約に基づく子どもの権利の周知状況	周知徹底	条約に基づく子どもの権利の周知状況	周知徹底	
4	子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発	児童の権利に関する条約の内容に基づき、子どもの視点に立った施策の展開をする必要があることから、全職員を対象とした研修を実施し、普及・啓発を図る。	市職員		研修の実施と参加者	無	研修の参加者	全職員	
5	子どもの権利に関して、市内施設関係職員への普及・啓発	子どもたちに係わる市内事業者、子どもの権利に係わるパンフレット等を配布して、子どもの権利の普及・啓発を図る。	市内事業者職員		啓発事業者数	無	啓発事業者数	職員100人以上の事業への啓発	
6	子ども自身の相談場所の充実	子ども家庭支援センターの子ども専用相談電話番号と都内チャイルドラインの相談電話番号を印刷した電話カードを作成して、市内小・中学校の全児童・生徒を対象に配布し、子ども自身からの電話相談ができることを周知して、様々な相談に対応していく事業。	18歳未満	18歳未満	電話カードを発行し、配布することにより、周知する。	24,000枚	電話カードを発行し、配布することにより、周知する。	24,000枚	
7	各種相談(訪問・面接・電話)及び対応	子ども虐待予防に向けた迅速な相談対応、支援を行う事業。	市民	18歳未満	新規相談受理件数	367件(平成20年度)	新規相談受理件数	500件	
8	子ども(子育て)総合相談、相談窓口の設置	子ども家庭支援センターを総合相談窓口として、子育て・子育てに関する各種相談の窓口を運営する事業。	市民		新規相談受理件数	367件	新規相談受理件数	500件	
9	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	公募市民によるワークショップを立ち上げ、子どもの権利の視点から、子どもたちの居場所について、現状を踏まえて、どうあるべきか検討し、市への報告をいただく。	中学生以上の市民	14歳以上の市民	開催状況	0回	開催状況	3回	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題として いること)	担当部署		予算上の事務 事業名	予算上の細事 業名	事業の 性質 (1.国 2. 都 3.市 の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画 へのつながり	第二期へ継 続しない場合 の理由
小中学校教職員に対し、条例についての理解啓発を図る必要がある。	学校指導課	子育て支援課・男女平等 人権課・各課	教育研究指導事 務事業		3.市事 業	193	子どもの権利に関する啓発事業	1.変更なく継 続	
児童・生徒が日常的に「子どもの権利」を意識するような取組みを充実させる。	学校指導課	子育て支援課・男女平等 人権課			3.市事 業	263		5.新規事業	
	子育て支援課	学校指導課・男女平等 人権課	子どもの権利に 要する経費	子どもの権利条 例に関する経費	3.市事 業	267		5.新規事業	
時間をかけて、全職員対象として実施していく必要がある。	子育て支援課	各課	子どもの権利に 要する経費	子どもの権利条 例に関する経費	3.市事 業	268		5.新規事業	
	子育て支援課	学校指導課・男女平等 人権課	子どもの権利に 要する経費	子どもの権利条 例に関する経費	3.市事 業	269		5.新規事業	
平成21年7月に子ども家庭支援センター内に電話1回線を増設した。児童の相談をどのように次に繋げるか、また、解決に結びつけられるか。	子育て相談室		子ども家庭支援 センター事務事 業		3.市事 業	203	子ども自身の相談場 所の充実	2.修正して 継続	
子育て・子育てに不安を抱える保護者等からの相談に対応できる有資格者の相談担当職員の適切な人員配置が必要である。	子育て相談室	健康推進課・保育課・ 学校指導課	子ども家庭支援 センター事務事 業		3.市事 業	205	各種相談(訪問・面 接・電話)及び対応	1.変更なく継 続	
電話回線が2回線しかなく、なかなかつながらない状況がある。増設する必要がある。相談に対応する適正な職員配置が必要である。	子育て相談室		子ども家庭支援 センター事務事 業		3.市事 業	225	子ども(子育て)総合 相談窓口の設置	1.変更なく継 続	
立ち上げの前に、現状の把握が必要	子育て支援課	社会教育・ス ポーツ振興 課・保育課・ 学校指導課・緑と水と 公園課	子育て推進に要 する経費	(仮称)子どもの 居場所について 話し合う市民WS	3.市事 業	265		5.新規事業	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようなになっているか
					指標	数値	指標	数値	
10	親子ひろば事業の拡充	乳幼児(主に0～3歳)とその保護者、妊娠期の方が安心して集える場で、育児相談も行う事業。 現在、各小学校区に1箇所以上設置済。学童保育所型4箇所・自治会集会所等の施設活用型6箇所。平成21年度に、通常の地域の親子ひろば事業の利用だけでなく、障害児を対象とした親子ひろばの利用ができることを目的として、障害児を対象とした親子ひろばを1箇所開設した。うち、A型親子ひろば、C型親子ひろばともに1箇所設置。(C型:平成20年度提案型協働事業として設置。) A型…週3日以上開設。C型…週3日以上、1日5時間以上開設。 今後、父親の子育て参加のため、学童保育所を除く親子ひろば施設で、土曜日の父親参加を企画する。 駅前空き店舗を活用したC型の「駅前子育てサロン」については、子育て親子の交流の場の提供を行う。他、市の西側の子ども家庭支援センター内「親子スペース」に対し、市の東側の拠点として、講演会などを行い、子育て支援を実施。 開設時間や開設日数、相談受け入れの充実などが課題となっている。今後、常設親子ひろば(5日/週)への移行を検討していく。また、学校区内1箇所設置している状況があるが、ベビーカーを引いて利用できない地域があり、さらに検討していく。	乳幼児と保護者、妊娠期の方	主に0～3歳	親子ひろば設置数 土曜日の父親参加企画開催回数	11箇所 0回	親子ひろば設置検討数 土曜日の父親参加企画開催回数	12箇所各ひろば月1回	空き店舗の狭隘状況の解消や新規障害児親子ひろばの利用普及を図る必要がある。
11	育児不安を持つ母親支援グループ	育児不安を持つ母親同士が集まり、孤立化を防ぎ育児力を互いに高めあうようグループワークを実施する事業。グループで話すことで子育てのつらさを安心して話せ、また同じ立場の人の話を聞くことで自分を振り返り、育児力を高める機会になっている。	育児不安を抱える概ね乳児の母	-	参加者数	月1回。 参加者12人(実53名(延べ))	参加者数	事業評価は数値化しづらい	支援を必要としている市民に適切な支援ができています
12	虐待予防・防止の啓発活動	「子ども虐待の発見救済マニュアル」などを発行し、虐待の予防・啓発を行う事業。 市報・ホームページ ポスター配布 オレンジリボン配布	市民		ポスター配布	70施設	ポスター配布	100施設	
13	子ども虐待防止対策の庁内の体制づくり	虐待防止対策に対応できる職員の育成・体制の確立を図る。家庭内での虐待防止のみならず、子どもの施設や学校・地域での虐待等に対する早期発見や子ども自身が相談できるような相談窓口の設置についても取り組む。	市職員		体制づくりなので数値化は困難。		体制づくりなので数値化は困難。		
14	子ども虐待防止ネットワークづくり	子ども家庭支援センターと関係機関及び関係団体がよりよい連携を組み、広く虐待予防・防止のネットワークを作る。	要保護児童地域対策協議会委員		個別ケース会議開催回数	51回(平成20年度)	個別ケース会議開催回数	70回	
15	家庭的養護の推進	里親(養育家庭)の拡充。子ども家庭支援センターで広報・啓発活動を実施。	市民		養育家庭体験発表会開催数	年1回	養育家庭体験発表会開催数	年1回	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時		第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
	所管課	関係課等				通番	事業名		
開設日数, 開設時間の拡充, 利用実数の増加を図る必要がある。各ひろば間のネットワークを構築していく必要がある。	子育て支援課		親子ひろば事務事業		3. 市事業	3	親子ひろばA・B型の拡充	2. 修正して継続	
グループが健康推進課で行っている一つしかないため, 虐待をしているさらに重症な人たちを次のグループに引き継ぐ受け皿がない現状がある。	健康推進課		母子健康教育事務事業	両親学級事務事業	3. 市事業	204	育児不安を持つ母親支援グループ	1. 変更なく継続	
11月の虐待防止推進月間に合わせて送付されるポスター掲示を市の公共機関に止まらず広く一般に広げる工夫が必要である。	子育て相談室	学校指導課・保育課	子ども家庭支援センター事務事業		3. 市事業	206	虐待予防・防止の啓発活動	1. 変更なく継続	
通番12で実施した児童虐待防止マニュアルを庁内合意を受けて配布し各機関において対応する。	子育て相談室	保育課	子ども家庭支援センター事務事業		3. 市事業	207	子ども虐待防止対策の庁内の体制づくり	1. 変更なく継続	
個別ケース会議から実務者会議, 代表者会議と三層構造になっている要保護児童地域対策協議会の組織力とネットワークを有効に活用して, 要保護・要支援家庭の支援を行う。	子育て相談室	他関係課	子ども家庭支援センター事務事業		3. 市事業	208	子ども虐待防止ネットワークづくり	1. 変更なく継続	
小平児童相談所との協同により養育家庭体験発表会を開催して, 広く一般市民に制度を知ってもらう。	子育て相談室		子ども家庭支援センター事務事業		3. 市事業	211	家庭的養護の推進	1. 変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
16	子ども家庭支援センター事業	18歳未満の子どもと家庭を対象にした総合相談、在宅サービス、地域組織化などさまざまな事業を展開する。「要保護児童対策地域協議会」を中心に情報交換をするなど、地域の関係機関が連携し、虐待の防止等の活動を進める。	満18歳未満の児童とその保護者を含む養育者	満18歳未満の児童とその保護者を含む養育者	総合相談件数(新規受理)在宅サービスは種類が多く数値化は困難グループ活動を支える事業であるので、数値化は困難。	376件(平成20年度)	総合相談件数(新規受理)在宅サービスは種類が多く数値化は困難グループ活動を支える事業であるので、数値化は困難。	500件	
17	児童館での中高生自身の活動の支援や中高生向け事業	青少年自身によるバンドやダンス活動などに、練習場所の提供や、ステージ発表の場の設定・企画をする事業。	子ども	18歳未満	活動支援実件数	4件	活動支援実件数	6件	
18	少年少女スポーツ祭等の開催	日頃地域で活動している小学生の交流を目的に、野球・サッカー・バレーボール・バドミントンの大会を開催する事業。	子ども	小学生	実施種目	4	実施種目	4	現行の大会を継続する。
19	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	小・中学校を拠点とし、地域住民主導による総合型地域スポーツクラブを市内に設立することを支援する事業。会員となることにより、いつでも誰でもスポーツに親しむことができるようにする。	全市民		設立クラブ数	0	設立クラブ数	1	
20	スポーツセンター、プールの個人開放	スポーツセンター、プール等を個人に開放し、多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供する事業。それにより、生涯スポーツ社会の実現を目指す。	全市民		個人利用者数	126,726人	個人利用者数	130,000人	
21	公民館中高生対象事業	中高生が参加したいと思えるような事業を実施していきたい。防音スタジオのある光公民館には中高校生のバンドグループもある。	子ども		中高生バンドグループ・ライブ回数	200グループ・3回	中高生バンドグループ・ライブ回数	200グループ・3回	
22	青少年育成地区委員会への補助金交付	市内5地区の青少年育成地区委員会の活動に対し補助金を交付する事業。	子ども		交付額	12,500,000円	交付額	12,500,000円	
23	地域活動連絡会への補助金交付	心身に障害のある児童・生徒の余暇活動の充実を図るため地域活動連絡会に対して補助金を交付する事業。	心身に障害のある児童・生徒		交付額	1,995,000円	交付額	1,995,000円	
24	総合型地域スポーツクラブの設立	文部科学省のスポーツ振興基本計画を受けて、だれでも、いつでもスポーツに親しむことができ、地域住民により運営されるスポーツクラブの設立を目指す。	市民		設立クラブ数	0	設立クラブ数	1	
25	子どもの参加するワークショップ	子どもの参加するワークショップの企画実施(まちづくりに関するワークショップの実施など)。地域センター内及び外壁の装飾づくりワークショップの開催や、講師を呼び、地域における問題を取り上げ、参加者(大人・子ども)と語り合いながら、外出し写真を撮ったりして学習する「地域を語るサロン」を実施。	市民		子どもが参加する子どもまつりの準備会を開催しているまつりの数	2館	子どもが参加する子どもまつりの準備会を開催しているまつりの数	3館	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
年々増加し相談内容が複雑・重篤化する相談に対応する職員の適切な配置 子ども家庭支援センター運営協議会の答申では、市の西側に位置しているセンターを市の中央部へ移設する意見が出されている。	子育て相談室		子ども家庭支援センター事務事業		3. 市事業	1	子ども家庭支援センター事業	1. 変更なく継続	
	子育て支援課		児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ, 本多, にしまち, ひかり, しんまち, もとまち児童館)	3. 市事業	197	ダンス, バンド, スポーツ等の活動の支援	2. 修正して継続	
	社会教育・スポーツ振興課		市民体育大会等事務事業		3. 市事業	198	少年少女スポーツ祭の開催	1. 変更なく継続	
	社会教育・スポーツ振興課		体育指導委員事務事業		3. 市事業	145	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	1. 変更なく継続	
	社会教育・スポーツ振興課		体育施設維持管理事務事業		3. 市事業	149	スポーツセンター, プールの個人開放	1. 変更なく継続	
	公民館		公民館事務事業		3. 市事業	150	公民館中高生対象事業	1. 変更なく継続	
	社会教育・スポーツ振興課		青少年地域振興事務事業		3. 市事業	116	青少年育成地区委員会への補助金交付	1. 変更なく継続	
	社会教育・スポーツ振興課		児童生徒の地域活動促進事務事業		3. 市事業	117	地域活動連絡会への補助金交付	1. 変更なく継続	
	社会教育・スポーツ振興課		体育指導委員事務事業		3. 市事業	120	総合型地域スポーツクラブの設立	1. 変更なく継続	
	公民館	協働コミュニティ課	公民館事務事業		3. 市事業	200	子どもの参加するワークショップ	1. 変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
26	児童館における、ボランティア受け入れ事業	児童館において、通常の運営以外に、春・夏・冬休み期間中に、社会福祉協議会登録者のボランティアを受け入れる事業。中学生の体験学習や、近隣の各高校や大学からの実習生の受け入れをする。	ボランティア	中学生以上	ボランティア体験学習の受け入れ数合計	71名 (平成20年度状況)	ボランティア体験学習の受け入れ数合計	81名	
27	子ども野外事業	事業委託で、公園での野外遊びの提供を行う事業。対象年齢が主に小学生向けと乳幼児向けの2種類。	子ども	18歳未満	実施箇所数	7箇所 小学生向け4箇所・乳幼児向け3箇所	実施箇所数	11箇所 小学生向け6箇所・乳幼児向け5箇所	
28	子育て・子育て支援市民活動団体の支援	市民活動センターにおいて、各種相談、印刷機や会議室の提供など活動の支援、事業展開のための利子補助などの支援を行う事業。	市民		子どもの健全育成関係団体数	45団体	子どもの健全育成関係団体数	50団体	団体のニーズに合わせた各種支援が充実している
29	「国分寺子ども白書」の刊行	3～5年ごとに一度程度のサイクルで、テーマを設定し白書を発行する。子どもたちの状況を把握する。	子ども	18歳未満	白書発行回数	1版	白書発行回数	2版	
30	子どもの発達相談	発達に心配のある児童に対して、医療・心理・言語・運動機能・子育ての相談を行う事業。	発達に心配のある児童を持つ保護者	0～5歳児を持つ保護者	専門相談回数	医療12回 機能44回 心理10回 言語12回	専門相談回数	医療12回 機能44回 心理10回 言語12回	
31	親子の遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室	遊びを通して親子のコミュニケーションを育む場を提供する事業。また、児童だけの定期的な集団の場も提供する。	発達に心配のある児童及び保護者	0～5歳児とその保護者	グループ数	4グループ	グループ数	4グループ	
32	保育所・幼稚園児のためのグループ指導教室(併行通園)	幼稚園や保育所に在籍する高機能広汎性発達障害等の児童に対して、小グループで、情緒や社会性の育成を行う事業。また、特別支援教育との連携を図る。	幼稚園・保育園に通う発達障害児	4～5歳児	グループ数	2グループ	グループ数	2グループ	
33	障害児のための通園教室	心身に障害のある児童に対して、総合的な療育の場を提供するとともに、保護者や兄弟姉妹に対しての必要な支援も行う事業。	発達に心配のある児童及び家族	0～5歳児とその家族	療育日数	217日	療育日数	217日	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
特に高校生のボランティア募集などに力を入れる必要がある。	子育て支援課		児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3.市事業	202	児童館における,社会福祉協議会の春・夏体験ボランティア活動の受け入れや近隣の各高校や大学からのボランティア受け入れ事業	1.変更なく継続	
実施箇所数を増やす必要があるが,受託者の確保と用地が必要。	子育て支援課		子ども野外事業委託事業,児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3.市事業	108	遊びの出前活動の拡大	1.変更なく継続	
各種支援の充実・団体設立時の相談等・団体間の交流や連携・設備,備品の貸出等	協働コミュニティ課	子育て支援課	市民活動団体支援事務事業		3.市事業	224	子育て・子育て支援NPO法人の設立支援	2.修正して継続	
子どもに関する行動計画策定時に活用できることが必要。	子育て支援課	学校指導課・学務課・各課	子育て推進事務事業		3.市事業	111	「国分寺子ども白書」の刊行とそれを活用した施策立案への活用	1.変更なく継続	
成長の時間経過を踏まえて継続的に相談を受ける必要があるため,なかなか担当者を変更できない。専門相談員の加齢に伴う人材確保が今後の課題となる。	子育て相談室		こどもの発達センターつくしんぼの療育事務事業		3.市事業	79	こどもの発達相談	1.変更なく継続	
障がいを理解して対応できる職員の確保ができなければ,安定したサービスを提供できなくなる危惧がある。	子育て相談室		こどもの発達センターつくしんぼの療育事務事業		3.市事業	80	親子の遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室	1.変更なく継続	
狭隘な施設の制約と職員体制との兼ね合いから小グループの受け入れられる構成人数に限りがある。児童状況(発達特性)を就学後の支援に生かすために教育相談室との連携をさらに深める必要がある。	子育て相談室		こどもの発達センターつくしんぼの療育事務事業		3.市事業	81	保育所・幼稚園児のためのグループ指導教室(併行通園)	1.変更なく継続	
狭隘な施設であるため,その療育に適した定員があるため,全ての希望児を希望する時期に入園させることができない。	子育て相談室		こどもの発達センターつくしんぼの療育事務事業		3.市事業	82	障害児のための通園教室	1.変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようなになっているか
34	心理経過観察事業	1歳6か月児・3歳児健診の結果等で、必要とされた幼児とその保護者に対して継続的な心理経過観察を行うことにより、子どもの健全な発育を図る事業。発達障害のスクリーニング・保護者の受容と理解・適切な育児促進への支援、適切な医療・療育への橋渡し。	各健診・個別相談を経た幼児	1歳半～就学前	開催回数 相談者数	81回 (4～10月) 256人(延べ)。	開催回数 相談者数	事業評価は数値化しづらい	必要としている市民が相談できている
35	心理相談ケース連絡会	健康推進課やこどもの発達センターつくしんぼ等で対応している個別ケースについて、関係各機関が今後の方針などを話し合う。対象の幼児に関して情報共有と支援方針確認。	保健センターと発達センターつくしんぼで情報共有が必要な幼児	1歳半～就学前	開催回数 対象者数	年3回、平成21年度2回開催済。49名(延べ)	開催回数 対象者数	事業評価は数値化しづらい	適切なフォロー体制が構築されている
36	乳幼児育成事業	健康診査等において、「要心理経過観察」とされた幼児及びその保護者に対し、遊びを通じたグループワーク及び心理相談員や保健師による個別相談で必要な指導を行うことにより幼児の心身の健全な発育を促し、保護者の育児不安の解消を図る事業。	1歳半健診や個別相談にて要心理経過観察対象となった幼児	1歳半～2歳半	開催回数 対象者数	月1回。参加幼児150人保護者155人(延べ)。登録者(参加勧奨対象)に対する参加率は92.8%。	開催回数 対象者数	事業評価は数値化しづらい	対象者に適切なフォローができています
37	障害児保健福祉連絡会	保健センター(健康推進課)・こどもの発達センターつくしんぼ・教育相談室、子ども家庭支援センター等で対応しているケースについての連絡会である。(平成21年度より保健所の参加はなし。)	保健センターとつくしんぼで情報共有が必要な幼児	就学前	開催回数 対象者数	年6回。相互に関するケースへの対応がスムーズになった。	開催回数 対象者数	事業評価は数値化しづらい	適切な連携体制が構築されている
38	障害者を理解し受け入れる地域づくり	障害者週間にあわせ、啓発に係る行事、広報を実施している。また、地域活動支援センター型の事業として、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業等を実施している。	全市民	全年齢	地域活動支援センター設置箇所	2箇所	地域活動支援センター設置箇所 平成23年度以降の数値は、障害福祉計画による。	3箇所(平成23年度目標)	
39	学童保育所中学生障害児保育	最長中学校3年生までの障害児を学童保育所で受け入れる事業。中学生障害児の放課後の受け入れについて、今後のニーズに対応するため、学校保育所以外の事業の取入れなど、各課連携して市の方針を検討していく。	子ども	中学校1年生～3年生	中学生障害児保育定員数	4人	中学生障害児保育定員数 ニーズに対応するため、方針を決定し、放課後の充実を図る。	8人	
40	学童保育所の障害児の受け入れ拡充	学童保育所での障害児の受け入れを行い、保護者の就労等の支援を行う。(最大定員合計 60名 平成21年度状況)	学童保育所入所障害児	小学校1年生～中学校3年生	定員	60名	さらに定員を拡大するために検討を要する人数	20名	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
相談枠と希望者のバランス,担当心理相談員と地区担当保健師との連携時間確保。心理相談員の確保。	健康推進課		乳幼児・妊産婦健康診査事務事業	1歳6箇月児健康診査事務事業 ・3歳児健康診査事務事業	3.市事業	215	心理経過観察事業	1.変更なく継続	
スクリーニング後の紹介先・枠・人員の不足。	健康推進課	子育て相談室・学校指導課	母子健康教育事務事業	乳幼児育成事務事業	3.市事業	216	心理相談ケース連絡会	1.変更なく継続	
該当者への勧奨・参加はできている。また事業の目的から現状維持で問題ない。	健康推進課		母子健康教育事務事業	乳幼児育成事務事業	3.市事業	217	乳幼児育成事業	1.変更なく継続	
対象児の状況に幅があり,全機関共通のケースが少ない。(しかし,将来的に関わる可能性やお互いの役割・現状理解のためには有効)	健康推進課	子育て相談室	乳幼児・妊産婦健康診査事務事業	乳幼児発達経過観察事務事業	3.市事業	218	障害児保健福祉連絡会	1.変更なく継続	
さらに推進していく計画となっている	障害者相談室		地域活動支援センター事務事業 福祉関係団体の補助金事務事業		3.市事業	258		5.新規事業	
定員枠の拡大や内容の充実を検討する必要あり。	子育て支援課		学童保育所の保育事務事業		3.市事業	72	学童保育所中学生障害児保育	1.変更なく継続	
障害児受け入れの定員拡大と受け入れ条件の整備をする必要がある。	子育て支援課		学童保育所の保育事務事業		3.市事業	75	学童保育所の障害児の受け入れ拡充	2.修正して継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
41	特別支援学級児童生徒スクールバス運行	特別支援学級への児童・生徒の通学及び学校行事の参加等に際し、その安全を図るため、送迎を行う事業。	特別支援学級に在籍する児童生徒	小中学生	乗車人数	49人	乗車人数	49人	住居が学校から遠く、通学が困難な者に対し通学の不安を取り除く。
42	障害者自立支援法(介護給付費の支給)	居宅介護(ホームヘルプ)、児童デイサービス、短期入所(ショートステイ)等の介護給付を希望する場合は、障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、障害程度区分の認定を受け、サービスの支給決定する事業。15歳以上18歳未満の療養介護、生活介護については、小平児童相談所での支給決定となる。	市民		利用人数	居宅介護:115人(実人数) 短期入所:100人 児童デイ:0人(平成20年度)	利用人数 障害者自立支援法に規定する障害者福祉計画は3年ごとに見直しを行うものであるため、平成26年度までの目標数値を現時点で定めることは困難。		
43	補装具給付事務事業	身体障害者手帳をお持ちの方に、職業その他日常生活の利便をはかることを目的として、補装具費(購入・修理)を支給する事業。補装具費(購入・修理)の支給を受ける時は、その適否について東京都心身障害者福祉センター等の判定が必要。世帯の所得に応じて自己負担金(原則一割負担)がある。	市民		給付件数	213件(平成20年度)	給付件数 障害者自立支援法に規定する障害者福祉計画は3年ごとに見直しを行うものであるため、平成26年度までの目標数値を現時点で定めることは困難。		
44	日常生活用具事務事業	在宅重度心身障害者(児)の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付(貸与)する事業。ただし、入院中または施設入所中の場合は、原則対象にならない。日常生活用具の給付(貸与)を受けるには、障害の種類・部位および程度の制限と、世帯の所得に応じて自己負担金(原則一割負担)がある。	市民		給付件数	807件(平成20年度)	給付件数 障害者自立支援法に規定する障害者福祉計画は3年ごとに見直しを行うものであるため、平成26年度までの目標数値を現時点で定めることは困難。		

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題として いること)	担当部署		予算上の事務 事業名	予算上の細事 業名	事業の 性質 (1.国 2. 都 3.市 の事業)	第一期計画掲載時		第二期計画 へのつながり	第二期へ継 続しない場合 の理由
	所管課	関係課等				通 番	事業名		
乗車希望者数の増による、乗車時間の長時間化、乗車開始時間の早期化	庶務課		小学校の特別支援学級運営事務事業・中学校の特別支援学級運営事務事業(庶務課関係事務事業)		3.市事業	212	心身障害学級児童生徒スクールバス運行	1.変更なく継続	
障害者福祉計画に記載	障害者相談室		障害者自立支援法(介護給付費の支給)		1.国事業	236		5.新規事業	
障害者福祉計画に記載	障害者相談室		補装具給付事務事業		1.国事業	245		5.新規事業	
障害者福祉計画に記載	障害者相談室		日常生活用具事務事業		1.国事業	246		5.新規事業	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようになっているか
45	コミュニケーション支援事務事業	手話通訳:聴覚に障害のある方が、市の主催行事およびそれに準ずる催し等に参加する時、または健聴者との意志疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣する事業。 要約筆記:聴覚障害者団体および聴覚障害者で手話による意志疎通が困難な方に要約筆記者を派遣する事業。盲ろう者の通訳・介助者 視覚と聴覚の両方に障害がある方に、その方の障害の特性に応じたコミュニケーションしやすい方法で通訳を行う通訳・介助者を派遣する事業。	市民		派遣回数	133件 (平成20年度)	派遣回数		派遣回数 障害者自立支援法に規定する障害者福祉計画は3年ごとに見直しを行うものであるため、平成26年度までの目標数値を現時点で定めることは困難。
46	移動支援事務事業	社会生活上必要な外出等障害者又は障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣する事業。	市民		利用人数 (延べ)	1708件 (平成20年度)	利用人数		利用人数 障害者自立支援法に規定する障害者福祉計画は3年ごとに見直しを行うものであるため、平成26年度までの目標数値を現時点で定めることは困難。
47	難病患者等ホームヘルプサービス事務事業	国が指定する特殊疾病に罹患している者で、家事、介護のサービスを必要とする場合にホームヘルパーを派遣する事業。世帯の所得に応じて負担金がある。障害者自立支援法、老人福祉法、介護保険法の対象とならない方が対象となる。	市民		派遣延べ回数 派遣延べ時間数	330回 4,225時間 (平成20年度)	派遣延べ回数 派遣延べ時間数		障害者計画は現在策定中であり、現時点において平成26年度までの目標数値を設定することは困難。
48	日中時間預かり事業	居宅において介護者が疾病等により、65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方の介護が、一時的に介護を行うことができない場合に、日中の時間、障害者支援施設等に入所することができる事業。	市民		利用時間	2,587時間 (平成20年度)	利用時間		利用時間 障害者自立支援法に規定する障害者福祉計画は3年ごとに見直しを行うものであるため、平成26年度までの目標数値を現時点で定めることは困難。

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題として いること)	担当部署		予算上の事務 事業名	予算上の細事 事業名	事業の 性質 (1.国 2. 都 3.市 の事業)	第一期計画掲載時		第二期計画 へのつながり	第二期へ継 続しない場合 の理由
	所管課	関係課等				通 番	事業名		
障害者福祉計画に記載	障害者相談室		コミュニケーション支援事務事業		1.国事業	247		5.新規事業	
障害者福祉計画に記載	障害者相談室		移動支援事務事業		1.国事業	248		5.新規事業	
障害者計画に記載	障害者相談室		難病患者等ホームヘルプサービス事務事業		1.国事業	249		5.新規事業	
障害者福祉計画に記載	障害者相談室		日中時間預かり事業		1.国事業	251		5.新規事業	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようにしているか
49	重度心身障害者(児)巡回入浴サービス	家庭で入浴することが困難なねたきり等の重度心身障害者(児)に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行う事業。重度心身障害者(児)でねたきり等のため入浴が困難な65歳未満の方で、身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上所持者が対象。	市民		実施回数	721回 (平成20年度)	実施回数 障害者自立支援法に規定する障害者福祉計画は3年ごとに直しを行うものであるため、平成26年度までの目標数値を現時点で定めることは困難。		
50	障害児保育事業	障害を持つ児童を保育所で保育する事業。受入人数を増やす。	就学前児童	0歳から5歳	施設数・受入れ人数	14施設	施設数・受入れ人数	21施設	受け入れ児童数が増加している。
51	特別支援学級児童就学奨励費支給	特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減し、心身教育の振興を図る事業。	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者	小学校 中学校 児童生徒	対象児童数・補助金額	49人・ 3,600,047円	対象児童数・補助金額	49人・ 3,600,047円	
52	特別支援学級児童・生徒への校外学習等参加費補助	校外学習等への参加費を補助することにより、特別支援学級に在籍する児童・生徒の自立活動の学校教育における支援を行う事業。	子ども	特別支援学級に在籍する児童・生徒	校外学習実施回数 (平成21年度予定)	小学校30回 中学校10回	校外学習実施回数	小学校30回 中学校10回	体験活動の充実を図ることができる。
53	特殊疾病者福祉手当支給事務事業	東京都難病医療費等助成制度の対象疾病に罹患し、難病医療助成の医療券及び小児慢性疾患医療券の交付を受けた方に月額6000円の手当を支給する事業。施設入所者等支給制限、所得制限あり。	市民		受給者数 (大人も含めた数値)	472人 (平成20年度)	障害者計画は現在策定中であり、現時点において平成26年度までの目標数値を設定することは困難。		
54	特別障害者手当等(障害児福祉手当)支給事務事業	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の児童に月額14,380円支給する事業。施設入所者等支給制限、所得制限あり。	市民		支給延べ人数	394人 (平成20年度)	障害者計画は現在策定中であり、現時点において平成26年度までの目標数値を設定することは困難。		

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
障害者福祉計画に記載	障害者相談室		重度心身障害者(児)巡回入浴サービス		1. 国事業	252		5. 新規事業	
職員研修を実施しスキルの向上を行い、また、こどもの発達センターつくしんぼ等関係機関との連携をとりより充実させる必要がある。	保育課		市立保育園の保育事務事業・保育所入所委託事務	私立障害児保育補助金	3. 市事業	62	障害児保育事業	1. 変更なく継続	
	学務課		小学校の特別支援学級運営事務事業・中学校の特別支援学級運営事務事業	学務課関係事務事業		213	心身障害学級児童就学奨励費支給	1. 変更なく継続	
	学校指導課		小学校・中学校の特別支援学級運営事務事業	学校指導課関係事務事業	3. 市事業	214	心身障害児童機能訓練参加費補助	1. 変更なく継続	
障害者計画に記載	障害者相談室		特殊疾病者福祉手当支給事務事業		3. 市事業	237		5. 新規事業	
障害者計画に記載	障害者相談室		特別障害者手当等(障害児福祉手当)支給事務事業		1. 国事業	238		5. 新規事業	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようになっているか
55	重度心身障害者手当支給事務事業	重度の知的障害で、著しい精神症状などのため常時複雑な介護を必要とする方、あるいは、重度の知的障害と身体障害1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由者で両上肢・両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な方に月額60,000円支給する事業。所得制限あり。	市民		受給者数(大人も含めた数値)	83人(平成20年度)	障害者計画は現在策定中であり、現時点において平成26年度までの目標数値を設定することは困難。		
56	心身障害者医療費助成事務事業	身体障害者手帳1・2級(内部障害者の3級の方も含む)または愛の手帳1・2度の方に対して、心身障害者医療費助成受給者証(マル障)を発行し、病院等で支払う保険の自己負担金の一部を助成する事業。所得制限あり。	市民		年間受給者証発行件数	104件(平成20年度)	障害者計画は現在策定中であり、現時点において平成26年度までの目標数値を設定することは困難。		
57	自立支援(精神通院)事務事業	精神疾患を理由として通院医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の一部を助成する事業。ただし、所得に応じて月額上限負担額が異なる。	市民		受付件数	2886件(平成20年度)	制度の性質から、目標数値の設定は困難。		
58	小児精神入院事務事業	精神障害のため精神病室に入院治療を必要とする満18歳未満の方の入院医療費を助成する事業。食事療養費の標準負担額は、自己負担となる。	市民		受付件数	9人(平成20年度)	目標数値の制度の性質から、設定は困難。		
59	心身障害者扶養共済事務事業	心身障害者の保護者が死亡または重度障害状態になったときから、障害者へ終身年金を支給し、保護者の不安の軽減と障害者の福祉の向上を図る事業。任意加入の年金制度。	市民		加入者数 一口 二口	10人 3人(平成20年度)	制度の性質から目標数値の設定は困難。		
60	心身障害者通院通所訓練等交通費助成事務事業	身体障害者手帳1・2級(内部障害者の3級の方も含む)または愛の手帳1・2度の方に対して、医学的治療のために通院あるいは機能回復訓練等のため通所する、並びに社会参加を促進するために公的機関が主催等する行事へ参加、地域活動へ参加等する場合に、その交通費を月額5,250円を上限に助成する事業。	市民		利用延べ人数 年間助成額	2,820人 15,289,048円(平成20年度)	障害者計画は現在策定中であり、現時点において平成26年度までの目標数値を設定することは困難。		
61	B型・C型ウイルス肝炎インターフェロン治療医療費助成	都内に住所があり、都が指定する肝臓専門医療機関で、B型・C型肝炎のインターフェロン治療を要すると診断された方に、インターフェロン治療にかかる保険診療(入院・外来)の医療費のうち、各所得区分における自己負担限度額を超えた金額を1年間助成する事業。	市民		申請件数	12件(平成20年度)	制度の性質から目標数値の設定は困難。		
62	児童館利用サービスの相互乗り入れの推進	国分寺市の児童館では、他市住民の利用を可としている。同様に、国分寺市の児童館の利用を隣接自治体でも可能としてもらえるよう、検討する。	子どもと保護者	18歳未満	隣接市との協議件数	0件	隣接市との協議件数	6件	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題として いること)	担当部署		予算上の事務 事業名	予算上の細事 事業名	事業の 性質 (1.国 2. 都 3.市 の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通 番	事業名	第二期計画 へのつながり	第二期へ継 続しない場合 の理由
障害者計画に記載	障害者相談 室		重度心身障害者 手当支給事務事 業		2. 都事 業	239		5. 新規事業	
障害者計画に記載	障害者相談 室		心身障害者医療 費助成事務事業		2. 都事 業	240		5. 新規事業	
障害者計画に記載	障害者相談 室		自立支援(精神 通院)事務事業		1. 国事 業	241		5. 新規事業	
障害者計画に記載	障害者相談 室		小児精神入院事 務事業		2. 都事 業	242		5. 新規事業	
障害者計画に記載	障害者相談 室		心身障害者扶養 共済事務事業		1. 国事 業	243		5. 新規事業	
障害者計画に記載	障害者相談 室		心身障害者通院 通所訓練等交通 費助成事務事業		3. 市事 業	244		5. 新規事業	
障害者計画に記載	障害者相談 室		B型・C型ウイル ス肝炎インター フェロン治療医 療費助成		1. 国事 業	250		5. 新規事業	
隣接地の児童館で は、他市入館数を把 握していないケース あり。	子育て支援 課		児童館の運営 (行事等)事務事 業	児童館関係事務 事業(いずみ,本 多,にしまち,ひ かり,しんまち, もとまち児童館)	3. 市事 業	127	サービスの相互乗り 入れの推進	1. 変更なく継 続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようになっているか
63	児童館の整備計画	平成21年度策定の施設整備計画に基づき、耐震対応、老朽化、狭隘化への対応のため施設整備をしていく。	子どもと保護者	18歳未満	大規模整備必要児童館数	2館	大規模整備必要児童館数	0館	
64	児童館での乳幼児・小学生・中学生向け事業	各年齢、ニーズに対応した企画を実施する事業。	子どもと保護者	18歳未満	全児童館の事業企画数	579回	全児童館の事業企画数	580回	
65	児童館ランチの設置	空き店舗等を活用して、小さな児童館スペースを開設する。	子どもと保護者	18歳未満	未実施	0箇所	設置数	1箇所の設置を検討	
66	児童館の開館時間、開館日の見直し	児童館の開館時間(現行10:00～18:00)延長、休日等の開館日(現行月～土曜日)の見直しを行う。 開館時間とは通常の事業時間で、中高生タイムや宿泊事業の場合を除く。	子どもと保護者	18歳未満	19:00まで開館している施設または日曜・祝日開館している施設	1館	19:00まで開館している施設または日曜・祝日開館している施設	6館	
67	児童館・学童保育運営の見直し	現状を見直し、サービスの拡大を目指し、運営手法を慎重に検討する。	子どもと保護者	18歳未満	指定管理者への移行施設	4箇所	指定管理者への移行要検討施設	11箇所	
68	児童館運営委員会の設置	全館を対象とした、事業評価・課題抽出のための委員会を立ち上げる。	子どもと保護者	18歳未満	開設状況	無	開設状況	有	
69	プレイステーション事業	青少年が生き生きと安全に遊べる冒険遊び場として、国分寺市プレイステーションの管理・運営を委託する事業。	子ども		来場者数	事業実施中のため数値化しづらい。	来場者数	140,000人	
70	プレイリーダー講習会	子どもの遊びへの代弁者として、または子どもたちを見守り指導する役割を担うプレイリーダーの養成を実施する事業。	大人		参加者数	今後実施	参加者数	40人	
71	公園緑地の整備	公園・緑地の整備、改修をおこない子どもを含む利用者が、安全に利用できるように進める事業。	市民	なし	緑地公園整備及び遊具改修	緑地1箇所、遊具改修3箇所	緑地公園整備及び遊具改修	緑地2箇所、遊具改修10箇所	公有化・整備により供用開始
72	小・中学校の校庭、体育館をスポーツ開放	スポーツやレクリエーション活動の場として、小中学校の校庭、体育館を団体に開放する事業。	市民		開放学校数	15校	開放学校数	15校	全校の開放を継続する。
73	青少年地域リーダー養成講習会	地域に住む人々にとってぬくもりのある人間性豊かな地域づくりに積極的に貢献できる青少年リーダーを育成する事業。	中高生		参加者数	9人	参加者数	12人	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
平成21年度策定の施設整備計画に基づく必要あり。	子育て支援課		児童館の施設維持管理事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3.市事業	129	児童館の整備計画	2.修正して継続	
特に子どもたちの意向の反映が必要	子育て支援課		児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3.市事業	130	通常来館を含む,各種企画(乳幼児・小学生・中学生)	1.変更なく継続	
使用可能な空き店舗等の発生時に検討を要する。	子育て支援課	経済課	児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3.市事業	131	児童館ランチの設置	2.修正して継続	
職員配置数の変更が必要のため,手法の検討が必要。	子育て支援課		児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3.市事業	132	児童館の開館・開所時間延長,休日開館・開所,休館日見直し	2.修正して継続	
運営計画に基づく必要あり。	子育て支援課		児童館の運営(行事等)事務事業・学童保育所の保育事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)・学童保育所の保育事務事業	3.市事業	133	児童館・学童保育運営の見直し	1.変更なく継続	
現行の子ども達の意見聴取の企画との調整が必要	子育て支援課		児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3.市事業	134	児童館運営委員会の設置	2.修正して継続	
	社会教育・スポーツ振興課		青少年地域活動振興事務事業		3.市事業	136	プレイステーション事業	1.変更なく継続	
	社会教育・スポーツ振興課		青少年地域活動振興事務事業		3.市事業	137	プレイリーダー講習会	1.変更なく継続	
市民団体による維持管理体制	緑と水と公園課		都市公園維持管理事務事業,市立公園維持管理事務事業	緑と水と公園課関係事務事業	3.市事業	140	公園緑地の整備事業	1.変更なく継続	
受益者負担の観点から,夜間照明等の有料化の検討を行う必要がある。	社会教育・スポーツ振興課		校庭・体育館開放事務事業	平日,休日開放関係事務事業	3.市事業	141	小・中学校の校庭,体育館をスポーツ開放	1.変更なく継続	
	社会教育・スポーツ振興課		青少年地域活動振興事務事業		3.市事業	142	青少年地域リーダー養成講習会	1.変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようになっているか
74	小・中学校余裕教室の放課後夜間開放	小・中学校を対象に検討を開始する。	市民		未実施			現在、余裕教室はなく数値化しづらい。	
75	放課後子どもプランの実施	地域・学校・行政の連携による学校等を利用した安全で安心な子どもの居場所づくり事業「放課後子どもプラン」を実施する。	子ども	児童	開催日数	120日	開催日数	120日	
76	図書館の開館時間延長	現在は本多図書館で平日の20:00まで開館しているが、市民の夜間利用のため本多図書館以外の図書館について17:00以降の開館時間の拡充を行う事業。	市民			1館の時間拡大について検討中	本多図書館が平日20:00まで開館しているのでも本多には来にくい地域から順次実施していくことを検討している。	現在実施している本多以外の館で順次実施	
77	中高生利用可能な時間帯の設定	児童館の開館を延長し、中高生の居場所づくりを確保する事業。「中高生タイム」を実施し、最大18:00～20:00を開館している。2回/月程度のため、常時の開館時間延長の必要性がある。	中高生	中高生	常時、中高生利用の開館時間で運営している施設数	1館	常時、中高生利用の開館時間で運営している施設数	6館	
78	公民館・学校施設・スポーツセンター等を利用した子どもの居場所づくり	学校の校庭や教室等に、安全・安心して活動できる子どもの居場所を設けることを目的に地域子ども教室を実施する。	子ども	小学生	参加団体数	5	参加団体数	5	
79	公民館、地域センターなどを活用した「居場所」づくり	中学生にも積極的に利用できることをPRする。利用のあり方について、公民館運営審議会で必要に応じて話し合いをしている。	小学生から青年		居場所となりえる空間のある施設数	5公民館	居場所となりえる空間のある施設数	5公民館	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
児童・生徒数の増や特別支援教育の充実を行っている。また、学習方法・指導方法の多様化による少人数学級等の設置に伴い社会教育のための施設等として使用できる教室の数が減っている。このような状況から今後は、児童・生徒数の状況や地域の実情やニーズに応じた活用が課題	庶務課		庶務課関係事務事業		3. 市事業	143	小・中学校余裕教室の放課後夜間開放	1. 変更なく継続	
時間延長・学童とのリンクについて整理する必要がある。	社会教育・スポーツ振興課	子育て支援課	放課後子どもプラン国分寺事務事業		1. 国事業	144	全児童対策事業の実施	1. 変更なく継続	
中高生の放課後の居場所というより、幅広い年齢層に向けた図書館サービスの拡大とらえている。ただし、忙しい中高生が夜間開館により図書館を利用できる機会を保證できるのではないか。	図書館		図書館事務事業	図書館運営関係事務事業	3. 市事業	121	図書館の開館時間延長	1. 変更なく継続	
	子育て支援課		児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ, 本多, にしまち, ひかり, しんまち, もとまち児童館)	3. 市事業	148	児童館での中高生タイムの設定	2. 修正して継続	
	社会教育・スポーツ振興課		放課後子どもプラン国分寺事務事業		3. 市事業	153	公民館, 学校体育館, スポーツセンター等の既存施設の有効利用を前提とした各課連携	1. 変更なく継続	
	公民館	協働コミュニティ課	公民館事務事業		3. 市事業	155	公民館, 地域センターなどを活用した「居場所」づくり	1. 変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようになっているか
80	健康に関する各種相談事業	妊産婦や育児中の保護者に対し、保健師など専門職が訪問・面接等で行う相談。	妊産婦・乳幼児とその保護者	-	出生数に対する出生通知書受理率・訪問率	約9割弱の出生通知書受理に対し約8割の訪問を実施中。訪問したものの内、約4割がフォロー対象。面接・訪問・電話・健診等による個別支援と育児不安を持つ母親支援グループで支援している。		新生児の訪問は、100%に近づける。	必要としている市民が相談できている。
81	乳幼児・妊産婦健康診査 乳幼児・妊産婦歯科健診	各段階で健康診査を行うことにより妊産婦及び乳幼児の健康管理を行うとともに、疾病の早期発見・乳幼児の健全育成・保護者への育児支援を図る事業。	乳幼児 妊婦	-	実施回数	集団健診は月2回程度。6・9か月児は個別医療機関受診。 歯科(妊婦)健診は月1回程度。 乳幼児歯科相談は年40回程度。事業評価は数値化しづらい。	実施回数	対象者数に応じて実施回数の増減あり。事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が受診できている。結果に応じて適切なフォローができています。
82	健康教育	両親学級(わくわく・ひかり)、育児学級(歯みがき・こぶた・ちびっこマン)、離乳食講習会(1回食・2回食・3回食)等の各教室において、子どもと親が健康に生活できるよう知識の普及を図る事業。	妊産婦 乳幼児	-	実施回数	両親学級の平日は年6回、土曜は12回、離乳食講習会は各年12回、事業評価は数値化しづらい。	実施回数	各事業の展開によりニーズが変わってくるため状況に応じて対応する。	市民に正しい健康情報が提供されている。
83	予防接種	BCG、三種混合、二種混合、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎の予防接種を行う事業。医師会に委託し、個別方式で実施する。	接種対象年齢の市民	-	接種率	20%～約100%	接種率	高いほうが良いとされるが事業評価は数値化しづらい。	ワクチンが安定供給され、必要としている市民が接種している。

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
<ul style="list-style-type: none"> ・専門職がすぐに相談を受けられる状況でない。 ・事業の見直し。 ・専門職の人員不足。 ・他の子育て支援策との連携を充実させる。 ・訪問できていない家庭の状況把握。 	健康推進課		母子健康相談事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児母性健康相談事務事業 ・母子訪問指導事務事業 	3. 市事業	9	健康に関する各種相談事業	1. 変更なく継続	
<p>3～4か月児健診については、積極的に支援を求めない要支援家庭との出会いの場になっている。</p> <p>虐待防止の視点で要支援家庭のスクリーニング機能を有し、連携がとれる委託先があれば、外部委託可能。診察医師・歯科医師の調整が取れば平日午後に限定せずにするが、現状では困難。</p>	健康推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児・妊産婦健康診査事務事業 ・母子健康相談事務事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月児健康診査事務事業 ・6・9か月児健康診査事務事業 ・1歳6か月児健康診査事務事業 ・3歳児健康診査事務事業 ・乳幼児発達経過観察事務事業 ・一般歯科健康診査(妊婦)事務事業 ・乳幼児歯科相談事務事業 	3. 市事業	83	妊産婦・乳幼児健康診査・歯科健診	1. 変更なく継続	
<p>参加しやすさを念頭に置き開催曜日・時間帯を検討する。地域の中で自主活動へつながるグループづくり。</p>	健康推進課		母子健康教育事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級事務事業 ・離乳食講習会事務事業 	3. 市事業	84	健康教育	1. 変更なく継続	
<p>広報を充実させる。任意接種に対する助成のあり方。</p>	健康推進課		予防接種事務事業		3. 市事業	85	予防接種	1. 変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようにしているか
					指標	数値	指標	数値	
84	低出生体重児の届出・未熟児訪問	体重が2,500グラム未満の乳児に対して家庭訪問を実施する事業。	生下時体重2,500グラム未満の乳児	0歳児	届出数 訪問数	毎年70～80件程度。訪問数は50件程度。事業評価は数値化しづらい。	届出数 訪問数	事業評価は数値化しづらい。	対象者に適切なフォローができています。
85	児童・生徒の保健衛生事務	児童・生徒の保健衛生にかかわる事務を行う。	小中学生	小中学生	結核検診、心臓検診等を実施する。	対象者全員に実施しており、健診が多岐にわたるため数値化しづらい。	結核検診、心臓検診等を実施する。	対象者全員に実施しており、健診が多岐にわたるため数値化しづらい。	
86	各種栄養関連事業(離乳食講習会・両親学級・食育講座など)	各種栄養関連事業を食育事業に位置づけ、食育の推進を図る事業。	妊産婦・乳児	-	開催回数 申込み者数 参加者数	事業評価は数値化しづらい。	開催回数 申込み者数 参加者数	事業評価は数値化しづらい。	市民が求めている情報が提供されている。交流の場になっている。
87	個別栄養相談	管理栄養士による個別相談を実施する事業。	市民	-	開催回数 参加者数	年18回、4～12月、 ・離乳食講習1回食：9回、親232人子188人 ・離乳食講習2回食：9回、親188人子187人 ・離乳食講習3回食：9回、親158人子153人 ・わくわくクラス(両親学級)栄養：4回、48人 ・食育講座「地場野菜」：3回、48人 ・親と子の食育講座「お菓子と紅茶」：1回、32人。	開催回数 参加者数	各事業の展開によりニーズが変わってくるため状況に応じて対応する。	必要としている市民が相談できている。
88	国分寺市栄養士連絡会	保育園・学務課・小学校・健康推進課の栄養士による食教育の推進及び保健栄養等に関する連絡・調整を行う。	市栄養士	-	開催回数	年2回。事業評価は数値化しづらい。	開催回数	必要に応じて開催する。	関係機関との情報共有ができています。
89	中高生を対象とした、たがいの性を理解し尊重するための啓発事業	若年層を対象として、男女たがいの性を理解し尊重するための機会の提供をする。しんまち児童館で、中高生向け館内宿泊事業の中で実施し、効果があったので、今後取り組んでいく。	若年市民	中高生	講座等の実績数	0回	講座等の実績数	2回	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
病院や保護者の連絡まちであるので、全数訪問が出来ていない。周知と連携が必要。	健康推進課		母子保健関連等医療費助成に関する各種一般相談事務事業	低出生体重児の届出受理,未熟児訪問指導	2. 都事業	86	低出生体重児の届出・未熟児訪問(移譲事務)	1. 変更なく継続	
	学務課		小学校の保健衛生事務事業・中学校の保健衛生事務事業	学務課関係事務事業	3. 市事業	87	児童・生徒の保健衛生事務	1. 変更なく継続	
食育に関する広報を充実させる。	健康推進課		母子健康教育事務事業	・両親学級事務事業 ・離乳食講習会事務事業 ・成人健康教育費	3. 市事業	88	各種教室(離乳食講習会・両親学級講話)	2. 修正して継続	
会場・日程・回数・時間帯の検討。広報を充実させる。	健康推進課		成人健康教育相談事務事業	成人健康相談事務事業	3. 市事業	89	個別栄養相談	1. 変更なく継続	
関係機関との連携を図る。	健康推進課	学務課・保育課		栄養士連絡会	3. 市事業	90	国分寺市栄養士連絡会	1. 変更なく継続	
他課と連携した事業企画の立案が必要。	子育て支援課	男女平等人権課	児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3. 市事業	91	中高生を対象にした性と人権について啓発事業	2. 修正して継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
90	性の尊重やリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の普及	男女平等推進センター主催事業等で、性の尊重や性と生殖に関する自己決定権についての講座等を開催し、認識を広げる事業。	市民		講座等の開催数	2回	講座等の開催数	2回	
91	喫煙及び薬物乱用防止に関する指導の充実	薬物乱用防止について、教育委員会との協力で、中学生からポスター・標語を募集し、啓発活動を実施する事業。また、講演会・ポスター表示・施設研修などを実施。現在、薬物乱用防止について実施している。	市民	-	イベント開催件数 研修実施回数 参加者数	協議会開催(3回) 6市連絡会開催 研修の実施 長野刑務所 参加者40名 薬物乱用防止ポスター・標語の募集 ポスター32点 標語97点の応募 都推薦作品が都選考入賞作品となる。市役所、公民館、学校、公園等にポスターの掲示。	イベント開催件数 研修実施回数 参加者数	事業評価は数値化しづらい	薬物の情報が市民に浸透している
92	教育相談の充実	幼児から青少年までの様々な悩みや課題に対し、個別に相談に応じ、子ども・保護者の心理的な課題の解決を支援する事業。	子ども	幼児から青少年	延べ相談件数	3,750件(平成21年度予定)	延べ相談件数	4,000件	継続的な相談により、子ども・保護者への心理的支援をすることができる。
93	休日診療事務事業	日曜・祝日・年末年始の昼間及び準夜に外来急病者に対する診療を行う事業。医師会・歯科医師会に委託し、市内医療機関での輪番方式で実施する。	全市民	-	受診者数	年間医科休日約3,000人・準夜約800人。歯科休日約300人・準夜約100人。事業評価は数値化しづらい。	受診者数	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が受診できている。
94	歯科医療連携	かかりつけ歯科医を探すことが困難な、障害者・在宅要介護者等が身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、障害者等歯科相談窓口で歯科衛生士が相談を受け、歯科医師会コーディネーターと連携して対応する事業。	障害者 在宅要介護者	-	相談件数 事前訪問数 医師訪問数	相談:200件、事前訪問:50件、医師訪問:20件程度。事業評価は数値化しづらい。	相談件数 事前訪問数 医師訪問数	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が受診できている。

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
性について、正しい理解を得るため、情報提供の充実を図っていく	男女平等人権課		男女平等推進センター運営等事務事業		3.市事業	92	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の普及	2.修正して継続	
啓発活動の理解促進を図る。	健康推進課	学校指導課	市の事業には位置づけられていない。東京都薬物乱用防止推進国分寺地区協議会にて実施。		2.都事業	93	喫煙及び薬物乱用防止に関する指導の充実	1.変更なく継続	
相談者が利用しやすいように開室時間の拡充等の検討をする必要がある。	学校指導課		教育相談事務事業		3.市事業	95	思春期相談事業の展開	2.修正して継続	
調剤薬局の関わり方を検討する。	健康推進課		休日診療事務事業		3.市事業	96	休日・準夜診療	1.変更なく継続	
市民に対して訪問できる歯科医院・治療が困難な児に対する診療体を有す歯科医院の情報提供のあり方を検討する。	健康推進課		歯科診査事務事業	歯科医療連携推進事務事業	3.市事業	97	歯科医療連携推進事業	1.変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
95	小児救急医療	平成21年度現在未実施。医療機関と行政が地域における小児救急は地域全体で支えていくという合意のもとに、小児初期救急医療体制を地域で構築するため、実現に向け協力し、計画を立てる。	小児	15歳以下	—	未実施 事業評価は数値化しづらい。	実施しているときは受診者数	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が受診できている。
96	子育て父親グループの育成	乳幼児をもつ父親同士が交流できる機会をつくり、参加者と共催して企画することや後援を行う。今後父親グループ化について検討する。	市民		自主グループ数	0グループ	自主グループ数	3グループ	
97	男女平等推進行動計画	市の施策全体をとおして、男女平等に向けた意識の変革、男女の自立支援、男女のあらゆる分野への共同参画を進める。	市民		回数	40	回数	40	
98	男女雇用平等に関する講座等の開催	男女平等推進センター主催事業として雇用平等及び両立支援に関する講座を開催する事業。	市民	成人	講座等の開催数	26回(就労支援、ワーク・ライフ・バランス)	講座等の開催数	26回	
99	特定事業主行動計画の推進及び啓発	平成21年度中に進捗状況を確認し、課題について見直しを行った特定事業主行動計画の啓発を行い、働きやすい職場環境の整備を進める事業。	全職員		制度利用状況		制度の利用状況	平成21年度以上	職員が制度について十分に理解するなど日常の環境が整備され、働きやすい職場になっている。
100	両親学級(平日・土曜クラス)	妊娠・出産・育児等について、専門職により講義・実習及び指導を行い、知識の普及を図るとともに地域でのグループづくりを進める事業。土曜開催のクラスは、ほぼ全員が父親とともに参加できるようにしている。	妊婦・その家族	-	開催回数 参加者数	両親学級の平日は年6回、土曜は12回。両親学級：4～12月、平日コース4回参加者数309人(延べ)128人(実)、土曜コース9回参加者数364人(実・延べ共に)。知識の習得に加え、地域の仲間づくり、父性の獲得、市のサービスやその利用方法の周知の機会となっている。	開催回数 参加者数	各事業の展開によりニーズが変わってくるため状況に応じて対応する。	市民が求めている情報が提供されている。交流の場になっている。

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
実施方法(センター方式・個別方式),スタッフ(職種・人数)を医師会と協議すると	健康推進課		小児初期救急平 日夜間診療事務 事業		3.市事 業	98	小児救急医療	1.変更なく継 続	
きっかけ作りをフロ ア担当職員が行っ ているが,グループ の核となる父親の育 成が必要である。	子育て相談 室		子ども家庭支援 センター事務事 業		3.市事 業	99	子育て父親グループ の育成	1.変更なく継 続	
参加者ニーズの把 握・実践につなげる 講座等の開催が必要	男女平等人 権課		男女平等推進事 務事業		3.市事 業	100	女性行動計画の推 進	2.修正して 継続	
再就職へのニーズに 合った講座の実施, 情報の提供	男女平等人 権課		男女平等推進セ ンター運営等事 務事業		3.市事 業	101	男女雇用平等に関 する講座等の開催	1.変更なく継 続	
・子育て世代だけで なく全職員への周知 と理解 ・個別課題や目標達 成のために環境や制 度の整備	職員課	子育て支援 課	職員人事管理事 務事業	・人事管理事務 事業 ・嘱託・臨時職員 事務事業 ・福利厚生事務 事業 等複数の事務 事業に関連	3.市事 業	102	特定事業主行動計 画策定の推進及び 啓発	2.修正して 継続	
近隣産科・助産所と の連携,土曜日クラ スの内容(仲間作り や虐待予防の視点を 考慮)の検討。開催 曜日・時間帯の検 討。	健康推進課		母子健康教育事 務事業	両親学級事務事 業	3.市事 業	103	両親学級(平日・土 曜クラス)	1.変更なく継 続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようになっているか
101	児童館での家族を対象とした土・日曜日の事業実施	平日に児童館施設を利用できない、家族・父親などが一緒に参加できるような事業を企画する。	家族		土・日曜日の行事実施数	10回	土・日曜日の行事実施数	12回	
102	子育てへの男女共同参画に関する啓発	仕事と家庭との調和の意識作りへの情報提供や講座開催	父親・子	3歳から就学前	講座の開催回数・参加人数	4回(参加者97人)	講座の開催回数・参加人数	4回(参加者100人)	講座回数が限られる。
103	仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくり	市内事業者・市民を対象に両立支援や男女雇用機会均等法に関する情報提供や啓発を行なうとともに、子育てや介護等の支援の充実を図る事業。	市民・市内事業者		講座の開催回数・参加人数	2回・65人(年1回情報誌掲載)	講座の開催回数・参加人数	2回・70人(年1回情報誌掲載)	
104	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい市民(援助会員)と育児の援助を受けたい市民(利用会員)が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	利用会員～市内在住の生後57日以上満12歳以下の子ども 保護者 援助会員～市内在住の心身ともに健康な20歳以上の者 両方会員～との条件を兼ね備えた者	利用会員～市内在住の生後57日以上満12歳以下の子ども 保護者 援助会員～市内在住の心身ともに健康な20歳以上の者 両方会員～との条件を兼ね備えた者	援助会員数:利用会員数の比率	1:3.5 (272名:1,035名) 両方会員32名 総計1,339名 (平成21年9月末)	援助会員数:利用会員数の比率	1:3.0	
105	児童館での乳幼児向け事業	児童館が実施する乳幼児とその保護者向けの各種事業。「親子で遊ぼう」「親子のわ」「読み聞かせ」「料理」「音楽会」など。	乳幼児と保護者	主に0～3歳	全館実施事業数計	278事業	全館実施事業数計	281事業	
106	子育てふれあいブック等の作成と普及	子育てに関する情報を提供するための小冊子「子育てふれあいブック」「子育て応援カレンダー」を作成、配布する事業。	子育て中の家庭	主に0～15歳	作成回数	2版	作成回数	5版	
107	公民館保育室	就学前の子どもがいる女性の学習活動を支えるために、保育室を設置して受講中の保育を行う事業。	未就学児の母	-	講座参加者・グループ活動参加者数	217人	講座参加者・グループ活動参加者数	240人	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
土・日曜日勤務体制調整の必要性あり。	子育て支援課		児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3.市事業	104	児童館での土曜日の事業実施(対象:家族)	1.変更なく継続	
親子の遊びを通して父親の家庭や地域への参加を促す。	男女平等人権課		男女平等推進センター運営等事務事業	需用費・講座の報酬	3.市事業	105	子育てへの男女共同参画に関する啓発	2.修正して継続	
市内事業者等への理解・啓発のアプローチ方法	男女平等人権課	子育て支援課・経済課・職員課	男女平等推進センター運営等事務事業	需用費・講座の報酬	3.市事業	107	仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくり	2.修正して継続	
援助会員数が利用会員数の伸びに比較して増えていかないので,利用会員への紹介ができずに利用につながっていない。	子育て相談室		ファミリー・サポート・センター事務事業		3.市事業	12	ファミリー・サポート・センター事業	1.変更なく継続	
軽易な相談の受け入れを充実させる必要がある。	子育て支援課		児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3.市事業	5	児童館での子育て支援事業	1.変更なく継続	
・常に新鮮な情報を提供する必要がある。 ・必要とされる情報が何かを知る必要がある。 ・日本語以外の情報提供を検討する必要がある。	子育て支援課		子育て推進事務事業		3.市事業	6	子育てマップの作成と普及	1.変更なく継続	
	公民館		公民館事務事業	公民館関係事務事業(本多,恋ヶ窪,光,もとまち,並木)		7	公民館保育室	1.変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
108	乳幼児母性健康相談事業	乳幼児とその保護者を対象とした出張相談活動事業。公民館などで、身体測定、保健・栄養相談・歯科相談などを実施する。	妊産婦・乳幼児とその保護者	-	開催回数 各種相談件数 相談者数 要フォロー者数	市内5箇所にて26回開催。来所者計1,363人。平成22年度はアクセスのよい3箇所に絞る一方、市内に増えてきた親子ひろばとの連携を指し要フォロー者の対応ができるようにする。	開催回数 相談件数 相談者数 要フォロー者数	4月～12月まで:5箇所、26回。延べ1,363人、実59人各事業の展開によりニーズが変わってくるため状況に応じて対応する。	必要としている市民が相談できている。
109	家庭教育学級の拡充	親に対する啓発を念頭に、子どもの育ち・発達・生活等に関する遊び・学びの場の提供及び講座等を行う事業。	市民		講座数	5講座	講座数	5講座	
110	子育てサークルの育成及び支援	公民館での講座に参加するサークルの保育支援。親も子ども仲間をつくることを目的としている。	就学前の子どもと保護者		講座・サークル活動に参加している就学前の子と親	459人	講座・サークル活動に参加している就学前の子と親	500人	
111	子育てサークルの育成及び支援	親子の「わ」の事業やおもちゃ図書館の事業を通じて、子育てグループの育ちのきっかけを提供したり、各自主保育グループ等への活動場所の提供などの支援をする事業。	就学前の子どもと保護者	6歳未満	自主グループや親子の「わ」のグループなどの利用延べ回数	514回	自主グループや親子の「わ」のグループなどの利用延べ回数	555回	
112	四者協議会(地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う地域連絡協議会)	児童相談センターにより設置された協議会で、児童委員が事務局、市は協力の立場の事務局となっている。児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地域連絡協議会。地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う事業。	子ども	0歳～18歳未満	協議会参加人数	151人	協議会参加人数	155人	
113	子ども家庭支援センター地域ネットワーク事業	子育てをともに支えあえるまちをつくるために、親子スペースの運営、講習会、イベント、広報活動、情報交流、ボランティアの参加等を進めていく事業。子ども家庭支援センターを利用する市民がお互いに顔の見える知り合いとなる事を「事業」と表現している。	市民		講習会 お遊び タイム 季節の 行事 来館者 数	12回 12回 2回 14,000 人	講習会 お遊び タイム 季節の 行事 来館者 数	12回 12回 2回 17,000 人	
114	保育所地域支援事業	保育所の行事等に、保育所に入所していない親子が参加し交流を行う事業。	乳幼児親子	0歳から5歳	実施保育所数・実施回数	保育所数11箇所 実施回数201回	実施保育所数・実施回数	21箇所、 通年実施。	全施設21施設が事業を実施している。
115	職員の地域会議等への参加	児童館職員・学童保育所職員が青少年地区育成や教育フォーラム、各シンポジウム・地域子ども会や他施設利用者協議会、自治会会議などへの参加をし、地域の中での子育て・子育て支援の一役を担う。	児童館・学童保育所職員		地域会議等参加数	14回	地域会議等参加数	14回	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題として いること)	担当部署		予算上の事務 事業名	予算上の細事 業名	事業の 性質 (1.国 2. 都 3.市 の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通 番	事業名	第二期計画 へのつながり	第二期へ継 続しない場合 の理由
・会場,日程,時間帯 の検討。 ・スタッフの確保が困 難。 ・仲間作り,情報提供 の場が親子ひろばに 移っており,相互の 連携が必要。	健康推進課		母子健康相談事 務事業	乳幼児母性健康 相談事務事業	3.市事 業	8	乳幼児母性健康相 談	1.変更なく継 続	
	公民館	子育て相談 室	公民館事務事業		3.市事 業	11	家庭教育学級の拡 充	1.変更なく継 続	
	公民館		公民館事務事業		3.市事 業	13	子育てサークルの育 成及び支援	1.変更なく継 続	
家庭に閉じこもりがち な保護者に働きかけ る方法を検討する必 要がある。	子育て支援 課		児童館の運営 (行事等)事務事 業	児童館関係事務 事業(いずみ,本 多,にしまち,ひ かり,もとまち,し んまち児童館)	3.市事 業	14	子育てサークルの育 成及び支援	1.変更なく継 続	
地区連絡協議会で引 き続き児童の健全育 成のため各関係機関 が連携して現状と課 題に取り組む。	生活福祉課		民生委員等事務 事業		3.市事 業	15	三者協議会	1.変更なく継 続	
	子育て相談 室		子ども家庭支援 センター事務事 業		3.市事 業	16	子ども家庭支援セン ター地域ネットワー ク 事業	1.変更なく継 続	
利用しやすいよう,ま た,効果的に機能す るよう内容や回数 などを検討する必 要がある。	保育課		市立保育園の保 育事務事業+入 所児委託事業		3.市事 業	17	保育所地域支援事 業	1.変更なく継 続	
児童館・学童保育所 の職員が地域の中 の子育て支援の一役 を担う必要がある。	子育て支援 課		児童館の運営 (行事等)事務事 業・学童保育所 の保育事務事業	児童館関係事務 事業・学童保育 所の保育事務事 業	3.市事 業	18	職員の地域会議等 への参加	1.変更なく継 続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
116	ホームページでの子育て支援情報発信の充実	主に子ども福祉部内の子育て・子育てに関するHP情報の発信と、タイムリーな情報の提供拡充を図る。子ども施策の総合的な情報の提供を図る。	大人・子ども		市のホームページ「子育て支援 国分寺」のページの1ヶ月間のアクセス数	1,216件/月 (平成21年11月現在)	市のホームページ「子育て支援 国分寺」のページの1ヶ月間のアクセス数	1,300件/月	充実されて使い勝手がよくなる状況
117	保育所定員数の適正化	待機児童数に合わせ定員を変更(増加)する事業。	保育所の入所を希望する者	0歳から5歳	保育所定員数	1,343人	保育所定員数	待機児童100人の解消	待機児童が解消されている。
118	認証保育所事業(増設)	認証保育所の増設を行う事業。それにより、長時間・休日保育など多様な保育のスタイルを選択肢の一つとして用意する。	就学前児童	0歳から5歳	施設数	5箇所	施設数	6箇所	施設数が増加している。
119	家庭福祉員事業(増設)	家庭福祉員の増設を行う事業。それにより、家庭的保育を希望する家庭に対して選択肢を広げる。	就学前児童	0歳から2歳	施設数	4箇所	施設数	6箇所	施設数が増加している。
120	待機児童解消のため認可保育所の増設	認可保育所の積極的な誘致を行い待機児ゼロを目指し、平成26年度までに600人程度の定員増を行う。また、既存の市内認可保育所の分園設置の推進を行う。	就学前児童	0歳から5歳	施設数	14箇所	施設数定員数増	21箇所 600人増	認可保育所の施設数と定員が増加している。
121	保育施設の質の向上	保育施設(認可・認可外)の保育所の質の向上を図るため、研修計画の策定、苦情処理、評価制度の仕組みづくりを行う。また、カウンセラー等の専門職が各施設を巡回し、助言・指導等の支援を行う。	保育施設の職員		保育施設	すべての保育施設	保育施設	すべての保育施設	
122	ひかり保育園本園舎建設事業	実施すべき事業等本園舎の具体的な計画を策定し、開園する。	就学前児童	0歳から5歳		土地買収について、債務負担行為を設定。取得面積により、平成22年度に定員等を検討する。		定員増になり、開園している。	
123	認可外保育施設保育料助成事業	認可外保育施設の各施設に入所している児童の保育料の一部を月額助成することにより、保護者の負担軽減を図るとともに子育て支援制度の充実を図る。平成22年度は、緊急生活安全対策で対応する。	保育施設に入所している児童	0歳から5歳	助成者数対象者数	入園一時金の助成(緊急生活安全対策)	助成者数対象者数	周知100%	平成22年度以降助成制度が変わるため、周知がもれなくゆきわっている。

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
・見やすいホームページづくりが必要。 ・子ども向けホームページの立ち上げを検討する必要がある。	子育て支援課		子育て推進事務事業		3.市事業	20	子育て支援情報の発信の充実	1.変更なく継続	
育児休暇制度の充実などの社会情勢の変化に伴い、1歳クラスの枠の増員などを検討する。	保育課		市立保育園の保育事務事業・入所児委託事業		3.市事業	51	通常保育事業(定員数の見直し)	1.変更なく継続	
認可保育所との役割分担、保育の質の確保の仕組みづくりを検討する必要がある。	保育課		認証保育所運営事業	認証保育所運営に要する経費	3.市事業	52	認証保育所事業(増設)	1.変更なく継続	
事業者が応募しやすいよう制度の検討をし、またホームページなどを通じてPRを行う必要がある。	保育課		家庭福祉委員運営事業	家庭福祉員運営に要する経費	3.市事業	54	家庭福祉員事業(増設)	1.変更なく継続	
事業者が積極的に参入できる仕組みを整える必要がある。	保育課		保育所入所児委託事務		3.市事業	58	認可保育所の増設	1.変更なく継続	
すべての施設に制度が機能するような仕組みにしなければならない。また、事業の担い手として、基幹保育所などの制度を作る必要がある。	保育課		該当なし	該当なし	3.市事業	256		5.新規事業	
早期に新たな用地の確保を行ったうえで計画を策定する必要がある。	保育課	用地課	該当なし	該当なし	3.市事業	257		5.新規事業	
対象者に対し、漏れなく周知を行い、運営費の補助対象者と連携させる必要がある。	保育課		認可外保育施設に要する経費	認証保育所運営に要する経費、保育室運営に要する経費、家庭福祉員運営に要する経費、認定こども園運営に要する経費	3.市事業	270		5.新規事業	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようになっているか
124	子ども家庭支援ショートステイ	保護者が一時的に子どもの養育が困難になった場合、児童養護施設などで6泊程度までの一定期間子どもを入所させ養育を行う事業。	市内在住の子ども	満2歳から義務教育終了時まで	委託先施設数	1箇所	委託先施設数	2箇所	
125	延長保育事業	保育時間の延長を実施する事業。通常の18時までの保育時間を20時まで延長して実施する施設を拡大する事業。	就学前児童	0歳から5歳	施設数、開所時間	1時間延長11箇所、2時間延長3箇所	施設数、開所時間	1時間延長11箇所、2時間延長10箇所	実施施設数が増加している。
126	産休明け保育事業	0歳児保育で産休明け(生後56日)から受け入れを行う事業。実施園を増やす。(14園中、産休明け:8園、3ヶ月:14園、10ヶ月:1園)	就学前児童	0歳児	施設数	8施設	施設数	18施設	実施施設数が増加している。
127	一時・緊急一時保育事業	一時的に保育が必要な児童を保育所で保育する事業。緊急性に応じて、緊急一時・一時保育の別がある。	就学前児童	0歳から5歳	施設数	3箇所 緊急1施設 一時2施設	施設数	9施設 緊急3施設 一時6施設	実施施設数が増加している。
128	認定子ども園運営事業	保育園、幼稚園それぞれの長所を生かし、事業運営を図る。既存施設の改修をも踏まえ、事業展開していく。	就学前児童	0歳から5歳	施設数	0箇所	施設数	1施設	実施施設数が増加している。
129	病児・病後児保育事業	病後児保育事業は保育施設に入所している児童の病気の回復期に集団保育を受けることが困難な場合に児童を一時的に預かる事業。また病氣中に自宅保育が困難な場合に実施する事業が病児保育事業である。	保育施設に入所している児童	0歳から5歳	施設数	病児0箇所、病後児3箇所	施設数	病児:1箇所 病後児:4箇所	実施施設数が増加している。
130	育児支援ヘルパー派遣事業	産前支援、産後支援及び育児支援が必要な家庭にヘルパーを派遣する事業。	近隣に育児等の協力をしてくれる者がいない 市内在住の妊婦 市内在住の妊婦 出産後90日間まで児童に係る児童の保護者 児童の保護者	市内在住の妊婦 出産後90日間まで児童に係る児童の保護者 児童の保護者	委託先事業所数	7事業所	委託先事業所数	10事業所	
131	トワイライトステイ	保護者が仕事等で常習的に帰宅が夜間に渡る家庭等で、子どもに対する生活指導や家事等の面で困難を生じていると認められる場合、子どもを午後10時位まで保育する制度。今後、保育所や学童保育所の保育時間の延長と合わせて必要な制度について研究を行う。	市内在住の子ども	満2歳から満12歳未満まで			検討回数	6	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
児童養護施設を運営する社会福祉法人との委託へ向けた折衝が金銭面を含めて困難である。	子育て相談室		ショートステイ事務事業		3. 市事業	59	子ども家庭支援ショートステイ	1. 変更なく継続	
現状では19時までの開所がほとんどであり時間の拡大について検討していく必要がある。	保育課		市立保育園の保育事務事業・保育所入所児委託事務事業		3. 市事業	60	延長保育事業	2. 修正して継続	
産休明け児童に対応した設備等の環境確保をしたうえで、実施施設の拡大をする必要がある。延長保育料のスポット利用について調査検討する必要がある。	保育課		市立保育園の保育事務事業・保育所入所委託事務		3. 市事業	61	産休明け保育事業	1. 変更なく継続	
緊急一時保育と一時保育の課題を整理する必要がある。	保育課		一時保育事業事務事業	一時保育事業補助金	3. 市事業	63	一時保育事業	1. 変更なく継続	
現状で実施希望事業者が無い。実施事業者を募る必要がある。	保育課	学務課	認定こども園運営事業		3. 市事業	64	幼保の一元化	2. 修正して継続	
病児事業の実施に向け、事業者の募集を行う必要がある。また補助制度の充実を行う必要がある。	保育課		病児・病後児保育事務事業	病児・病後児保育委託料	3. 市事業	65	病後児保育事業	1. 変更なく継続	
ヘルパー派遣事業所とのヘルパー賃金を含めた契約締結が困難である。契約事業所が増加することにより、派遣利用に対して即対応することができる。	子育て相談室		育児支援ヘルパー事務事業		3. 市事業	66	育児支援ヘルパー派遣事業	1. 変更なく継続	
施設での保護となるためどのような形態での実施が可能か子どもにとっての保育時間としての妥当性について検討する。	子育て支援課	子育て相談室・保育課	未実施につき予算措置なし		3. 市事業	67	トワイライトステイ	1. 変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
132	学童保育事業	保護者の労働等により、適切な監護を受けられない児童について、家庭に代わり保育する事業。必要要件を満たした児童全員が入所している。8:30～18:00まで(一部8:00～19:00)で、日曜・祝日等は閉設、対象は小学1年生～3年生まで(障害児については別)。	子ども	主に小学校1年生～3年生(一部中学校3年生まで)	定員施設数	700人 14箇所	定員施設数	860人 18箇所	
133	学童保育所三季休業時等保育事業	学童保育所にて、放課後の児童受け入れのみではなく、春夏冬休み・土曜日その他の学校休業日にも受け入れる事業。三季休業日のみの保育申請も受け入れる。	子ども	主に小学校1年生～3年生(一部中学校3年生まで)	三季休業保育登録児童数	65人	三季休業保育登録児童数	70人	
134	学童保育所の整備計画	平成21年度策定の施設整備計画に基づき、耐震対応、老朽化、狭隘化への対応のため施設整備をしていく。	子ども	主に小学校1年生～3年生(一部中学校3年生まで)	施設整備を要する施設	6施設	施設整備を要する施設	0施設	
135	学童保育所の保護者会活動の支援	学童保育所の保護者会活動へ、施設の利用や職員の活動協力などを行う。	学童保育所入所児童の保護者		保護者会活動への協力施設数	14箇所	保護者会活動への協力施設数	全施設	
136	夏休みの学童保育における4年生の子どもの臨時的な受け入れ	平成21年度現在未実施。小学4年生の夏休みの受け入れに向けて検討する。	学童保育所入所児童	小学校4年生	実施施設	0箇所	実施施設	全施設	
137	学童保育所の保育時間の延長	学童保育所での保育時間を8:30～18:00から8:00～19:00に延長する。	学童保育所入所児童	主に小学1年生～3年生(一部中学校3年生まで)	延長施設数	3箇所	延長施設数	全施設	
138	自然や生き物との触れあいを通し、自然の不思議や生命の大切さを主題とした体験学習施設の検討	小学生を主に利用対象とし、既存施設(緑地・姿見の池)などを利用して、自然や生き物との触れあう場として親水施設、ビオトープ等の充実を図るため調査・検討する事業。	小学生以下	小学生以下	体験学習の場及び指導者	体験学習の場1箇所及び指導者1名	体験学習の場(水辺)及び指導者	体験学習の場2箇所以上及び指導者2名以上	緑と水に対する環境意識の向上
139	学童体験農園の充実	学校近隣の農地を借用し、児童が土に触れ、種まきから収穫までの一連の作業を通して、心豊かな児童の育成を図る事業。	子ども	小学生	学童体験農園数	3園	学童体験農園数	5園	協調性を養い、成就感を味わえることができる。
140	日光移動教室の充実	校外活動の一環として、小学6年生全員を対象として移動教室を実施する事業。	小学生	小学校6年生	対象児童数・補助金額	846人・7,774,240円	対象児童数・補助金額	1,006人・9,255,200円	
141	音楽会・演劇教室の実施	音楽・演劇等を鑑賞することにより、生活を明るく豊かにする芸術について基礎的な理解を深め情操教育の充実を図る事業。	子ども	小学生 中学生	音楽会等開催回数	小学校21回 中学校5回	音楽会等開催回数	小学校21回 中学校5回	音楽等鑑賞することで情操を養うことができる。

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
全員入所のため施設整備が急務	子育て支援課		学童保育所の保育事務事業		3.市事業	70	学童保育事業	1.変更なく継続	
	子育て支援課		学童保育所の保育事務事業		3.市事業	71	三期休業時等保育事業	1.変更なく継続	
施設の狭隘化,老朽化を解消する必要がある。教育施設の活用も視野に入れる必要がある。	子育て支援課	教育委員会	学童保育所の維持管理事務事業		3.市事業	73	学童保育所の整備計画	2.修正して継続	
	子育て支援課		学童保育所の保育事務事業		3.市事業	74	保護者会活動の支援	1.変更なく継続	
夏休み以外については、放課後プランとの連携を図る必要がある。	子育て支援課		学童保育所の保育事務事業		3.市事業	76	学童保育における高学年の子どもへの臨時的な受け入れ	2.修正して継続	
職員数を確保するため手法の検討が必要。	子育て支援課		学童保育所の保育事務事業		3.市事業	78	学童保育所の通常時保育時間の延長	2.修正して継続	
緑と水に関する体験学習の場の拡大及び指導者の確保	緑と水と公園課		緑化対策推進事務事業		3.市事業	147	自然や生き物との触れあいを通し、自然の不思議や生命の大切さを主題とした体験学習施設の検討	1.変更なく継続	
学校近隣に農園に適した農地が少なく、また指導者できる方も少なく、今後拡充は困難な状況である。	学校指導課	経済課	教育研究指導事務事業		3.市事業	156	学童農園の充実	1.変更なく継続	
	学務課		教育指導関係の諸行事務事業	移動教室,修学旅行事務事業	3.市事業	157	日光移動教室の充実	1.変更なく継続	
市に全校の1学年を収容できる施設がないため、開催日が限られ、演奏団体と日程調整が困難である。	学校指導課		教育指導関係の諸行事務事業	音楽会・演劇鑑賞教室事務事業	3.市事業	158	音楽会・演劇教室の実施	1.変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようなになっているか
142	わんぱく学校	体験学習や仲間との交流をとおして、子どもたちの感受性・人間性をのばし青少年リーダーとしての資質を育てる事業。	子ども	小・中学生	参加者数	45人	参加者数	45人	
143	伝統文化こども教室	伝統文化を次世代に継承させるため、子どもたちに伝統芸能及び生活文化を体験・習得させる事業。	小1から中学生まで		補助対象団体数	1	補助対象団体数	6	子どもたちが伝統文化に触れ親しむ環境が整う。
144	公民館における各種体験企画	公民館で実施する「中学生に習う60歳からのパソコン教室」で、講師の役割を担ってもらっている。	中学生		開催事業数	2講座	開催事業数	2講座	
145	夏休み学校キャンプ	学校施設を利用し、地域の方々が実行委員会となりキャンプを開催する事業。	子ども	小学生	実施校数	10校の予定がインフルエンザ対策で7校のみ。	実施校数	10校	
146	ジュニアサマー野外活動交流会	姉妹都市の佐渡市において、国分寺市では体験できない海や山などの野外活動を通して、佐渡市の子どもたちとの交流を図るとともに、佐渡の歴史や文化に触れる機会を持つことを目的に実施。	小中学生	小学生4年生から中学生3年生	参加者数	24名	参加者数	30名	
147	児童館・学童保育所における、ゴミの分別による日常体験学習	施設内での、大人の目のあるところで、ゴミの徹底分別を直接的に指導したり、イベント時には、食器の持参など励行し、環境学習を遊びながら日常的に行う。	子ども	18歳未満	実施施設数	児童館6館 学童保育所14施設	実施施設数	児童館6館 学童保育所18施設	
148	環境学習の推進	特色ある学校づくり補助金を活用し、全小中学校を対象として、学校独自の地球温暖化防止等に向けた環境学習に取り組む。	子ども	小学生 中学生	環境学習取り組み校	15校	環境学習取り組み校	15校	子ども一人ひとりが環境の大切さを自覚し、様々な取り組みを進めることができる。
149	中高生と乳幼児のふれあい事業	児童館や学童保育所を使用した「親子ひろば」、子ども家庭支援センター「親子スペース」などで、中高生と乳幼児のふれあいの場を企画し、乳幼児に対する次世代の親へ向けて、感性を磨いていく。	市内在籍生徒		事業参加者数	6人 [子ども家庭支援センターでの事業参加者数] (平成20年度)	事業参加者数	子ども家庭支援センターでの来場事業参加者数:10人 事業毎の受け入れ数:各10人	
150	不登校児童・生徒への支援	継続して適応指導教室(トライル-ム)を設置することで、不登校児童・生徒への教科指導や体験活動を行うなどの支援を行い、学校復帰への一助とする事業。	子ども	小学生 中学生	適応指導教室通室児童・生徒数	中学生16人	適応指導教室通室児童・生徒数	できる限り通室児童・生徒数を増やす。	支援により学校復帰することができる。

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
	社会教育・スポーツ振興課		わんぱく学校事務事業		3.市事業	159	わんぱく学校	1.変更なく継続	
政府による予算執行停止等の影響から、平成22年度以降中止の可能性がある。	文化のまちづくり課		文化振興計画推進事務事業		3.市事業	160	伝統芸能子ども教室	2.修正して継続	
	公民館		公民館事務事業		3.市事業	162	公民館における各種体験企画	1.変更なく継続	
	社会教育・スポーツ振興課	庶務課・子育て支援課	青少年地域活動振興事務事業		3.市事業	163	夏休みキャンプ	1.変更なく継続	
	社会教育・スポーツ振興課	文化のまちづくり課	姉妹都市交流事業		3.市事業	271		5.新規事業	
	子育て支援課	環境計画課・ごみ対策課	児童館の運営(行事等)事務事業、学童保育所の保育事務事業	児童館関係事務事業(いずみ,本多,にしまち,ひかり,しんまち,もとまち児童館)	3.市事業	164	児童館・学童保育所における,ゴミの徹底分別	1.変更なく継続	
地域の協力や専門性を有するアドバイザーが必要である。	学校指導課	環境計画課	教育研究指導事務事業		3.市事業	255		5.新規事業	
総合学習の中の体験学習として実施しているが,学校の授業終了後に日常的に受け入れられる体制作りができるか。	子育て相談室	子育て支援課・保育課・学校指導課	子ども家庭支援センター事務事業		3.市事業	165	中高生と乳幼児のふれあい事業	1.変更なく継続	
現在の適応指導教室の利用を促進し,不登校児童・生徒の通室者数を増やす。	学校指導課		不登校児童生徒の支援事務事業	なし	1.国事業	166	トライル-ム(適応指導教室)	2.修正して継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようになっているか
151	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	現在ある放課後子どもプラン実施委員会や学校運営協議会等の充実及び学校支援地域本部の導入など、学校を支援する組織づくりを進める。学校を支援する地域の体制が整ったところから、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの設置を進める。	子ども保護者市民	小学生 中学生	コミュニティ・スクールの校数	なし	コミュニティ・スクールの校数	学校を支援する地域の体制が整った学校について、教育委員会が順次コミュニティ・スクールの導入する。	
152	小学校第1・2学年学習等充実事業	少人数指導を実施するために、1年生及び2年生の38人以上の学級には、週15時間及び週10時間の非常勤講師を配置する事業。	子ども	小学生	38人以上学級	1年 2学級 2年 9学級	38人以上学級	38人以上の学級に配置するため、予測できない。	非常勤講師を配置することで、学習等の充実が図れる。
153	特別支援教室の設置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個別指導等を行うための特別支援教室を設置していく。	子ども	通常学級に在籍する児童・生徒	特別支援教室設置校	小学校4校	特別支援教室設置校	計画に基づき順次設置する。	
154	保健指導票の交付	経済的理由により、診察・検査などの保健指導を受けたい妊産婦と乳幼児に対し健康診査の受診料軽減のため受診券を交付する事業。	低所得の妊産婦・乳幼児	-	交付者数 交付枚数	毎年数件程度。事業評価は数値化しづらい。	交付者数 交付枚数	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民に交付されている。
155	難病医療費等の助成	指定難病の方 東京都内に住所を有している方 健康保険に加入しており、他の医療給付制度(生活保護等)を受けていない方 医療費助成の認定基準を満たしている方へ支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	難病罹患患者	なし	申請者数	申請できる対象者が把握できない。申請は任意であるため数値化しづらい。	申請者数	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請している。
156	小児慢性疾患の医療費助成	満18歳未満で小児慢性疾患対象疾病に罹患している方に支給する事業。ただし、18歳以上についても継続して更新手続きを行った場合に限り20歳まで延長可能となる。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	満18歳未満で小児慢性疾患対象疾病に罹患している市民等	18歳未満(一部20歳まで、要件あり)	申請者数	毎年70~80件程度。事業評価は数値化しづらい。	申請者数	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請している。
157	大気汚染健康障害者医療費助成	東京都の区域内に、引き続き1年以上(3歳に満たない乳幼児は6か月以上)住所を有する方 現に、気管支喘息、喘息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫か、これらの続発症に罹患している方 健康保険に加入しており、他の医療給付制度(生活保護等)を受けていない方に支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	助成要件を満たす市民	-	申請者数	申請できる対象者が把握できない。申請は任意であるため数値化しづらい。	申請者数	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請している。

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
学校を支援する組織の整備及び充実を図ること。	学校指導課	庶務課・社会教育・スポーツ振興課	なし	なし	3.市事業	167	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく「学校運営協議会」の設置の検討	2.修正して継続	
前年度には各学級の正確な在籍数が見込めないため、予算関係が組み立てにくい。	学校指導課		小学校の運営事務事業	学校指導課関係事務事業	3.市事業	168	少人数指導の実現	2.修正して継続	
特別支援教室において指導する特別支援教育員の確保	学校指導課		特別支援教育推進事務事業	なし	3.市事業	272		5.新規事業	
対象者によって妊婦健診が14回以上になる場合もあり、今後交付希望者の状況を把握する必要がある。	健康推進課		母子健康相談事務事業	乳幼児母性健康相談事務事業(保健指導票の交付)	3.市事業	32	保健指導票の交付	1.変更なく継続	
「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づく事業であるため、国分寺市において目標数値を設定できない	障害者相談室		難病者事務事業		2.都事業	33	難病医療費等の助成(移譲事務)	1.変更なく継続	
乳幼児医療費助成制度との区別が市民にとって分かりづらい。広報を充実させる。所管課をどこにするのか検討を要す。	健康推進課		母子保健関連等医療費助成に関する各種一般相談事務事業	小児慢性疾患医療助成	2.都事業	34	小児慢性疾患の医療費助成(移譲事務)	1.変更なく継続	
乳幼児医療費助成制度との区別が市民にとって分かりづらい。対象者数の把握。広報を充実させる。かかりつけ医による情報提供(勧奨)。	健康推進課		母子保健関連等医療費助成に関する各種一般相談事務事業	大気汚染健康障害者医療費助成	2.都事業	35	大気汚染健康障害者医療費助成(移譲事務)	1.変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		
					指標	数値	指標	数値	目標を達成したとき、どのようになっているか
158	養育医療給付	未熟児(出生時体重2,000グラム以下、またはそれ以外で生活力が特に弱い乳児)で、医師が入院養育を必要と認めた方に支給する事業。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	未熟児として出生した乳児	0歳児	申請者数	毎年20件程度。申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	申請者数	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請している。
159	自立支援医療(育成医療)	肢体不自由など機能障害があり、手術等により治療効果が期待できる18歳未満の児童の医療費の一部を助成する事業。所得制限があるほか、住民税額による自己負担あり。東京都より窓口事務が市に移譲されている。	障害を有する子ども	18歳未満	取扱件数	22件(平成20年度)	取扱件数	25件(平成25年度)	
160	乳幼児医療費助成制度の拡充	小学校就学前の乳幼児の医療費の自己負担分を助成する事業。所得制限なし。	子ども	小学校就学前まで	受給者数	6,460人(平成21年3月末現在)	受給者数	6,500人(平成26年3月末現在)	
161	義務教育就学児医療費助成事業	義務教育就学期にある児童の医療費の自己負担分を助成。ただし、通院1回につき200円の一部負担金あり。児童手当に準拠した所得制限あり。	子ども	小・中学生	受給者数	4,245人(平成21年3月末現在)	受給者数	4,245人(平成25年3月末現在)	
162	児童手当	小学校終了前の児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。[支給金額]3歳未満:一律月額10,000円,3歳以上:第1・2子=月額5,000円,第3子以降=月額10,000円	子ども	小学校終了前	支給延人数	85,777人(平成20年度)	支給延人数	制度が変わる可能性があり、予測しづらい。(平成25年度)	
163	児童扶養手当(母子家庭等に対する扶養手当)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭の母等に支給する事業。所得などによる支給制限あり。[支給金額]全部支給:41,720円,一部支給:41,710円~9,850円,第2子:5,000円加算,第3子以降:3,000円加算	母子家庭等の子ども	18歳の年度末まで	支給延人数	7,946人(平成20年度)	支給延人数	8,000人(平成25年度)	
164	特別児童扶養手当	20歳未満の心身に障害(身体手帳1~3級程度 愛の手帳1~3度程度 左記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害)がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。[支給金額]1級:月額50,750円,2級:月額33,800円。	障害を有する子ども	20歳未満	受給者数	121人(平成21年3月末現在)	受給者数	130人(平成26年3月末現在)	
165	児童育成手当・障害手当	育成手当は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の保護者等に支給する事業。所得制限あり。[支給金額]月額13,500円。育成障害手当は20歳未満の心身に障害(身体手帳1・2級程度 愛の手帳1~3度程度 脳性麻痺または進行性筋萎縮症)がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限あり。[支給金額]月額15,500円。	ひとり親家庭等の子ども 障害を有する子ども	育成手当 18歳の年度末まで 障害手当 20歳未満	支給延人数	育成手当 711,717人 障害手当 846人(平成20年度)	支給延人数	育成手当 712,000人 障害手当 860人(平成25年度)	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
乳幼児医療費助成制度との区別が市民にとって分かりづらい。広報を充実させる。	健康推進課		母子保健関連等医療費助成に関する各種一般相談事務事業	養育医療給付	2. 都事業	36	未熟児の養育医療(移譲事務)	1. 変更なく継続	
	子育て支援課		乳幼児医療費助成事務事業		2. 都事業	37	身体障害児の育成医療(移譲事務)	1. 変更なく継続	
都の補助基準には所得制限があり,これを超える場合は市の単独事業として実施している。	子育て支援課		乳幼児医療費助成事務事業		2. 都事業 3. 市事業	38	乳幼児医療費助成制度の拡充	1. 変更なく継続	
所得制限や一部負担金の有無について,区部との格差あり	子育て支援課		義務教育就学児医療費助成事業		2. 都事業 3. 市事業	253		5. 新規事業	
	子育て支援課		児童手当等支給事務事業		1. 国事業	39	児童手当	1. 変更なく継続	
父子家庭は支給対象外となっている。	子育て支援課		児童手当等支給事務事業		1. 国事業	40	児童扶養手当(母子家庭等に対する扶養手当)	1. 変更なく継続	
	子育て支援課		児童手当等支給事務事業		1. 国事業	41	特別児童扶養手当	1. 変更なく継続	
	子育て支援課		障害者手当事務事業		2. 都事業	42	児童育成手当・障害手当	1. 変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
166	母子栄養食品支給	十分な栄養を摂取できない妊産婦または乳児に対し、栄養食品(ミルク)を支給する事業。	低所得の妊産婦乳児	-	申請者数支給量	毎年10件程度。申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	申請者数支給量	申請は任意であるため事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が申請している。
167	国分寺市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園等に入園している幼児の保護者の負担を軽減し幼稚園教育の振興と充実を図るために補助する事業。	幼稚園児の保護者	幼稚園児	園児数・補助金額	1,826人・116,597,400円	園児数・補助金額	1,826人・116,597,400円	
168	国分寺市私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園の設置者が当該幼稚園の入園及び保育料の減額または免除をする場合において、市が設置者に対して行い、幼児教育の振興と充実を図るために補助する事業。	幼稚園児の保護者	幼稚園児	園児数・補助金額	792人・68,651,900円	園児数・補助金額	792人・68,651,900円	
169	学童保育所事業への参加費補助	生活保護世帯児童の事業参加への参加費免除及び交通費等の扶助を行う事業。	子ども	主に小学1年生～3年生	扶助合計金額	520円(平成20年度)	扶助合計金額	520円	
170	国分寺市心身障害児童福祉手当	20歳未満の心身障害(身体手帳1～4級程度、愛の手帳1～4度程度)がある児童を養育している保護者に支給する事業。所得制限なし。[支給金額]月額5,400円。ただし、育成障害手当受給者は除く。	障害を有する子ども	20歳未満	支給延人数	2,111人(平成20年度)	支給延人数	2,200人(平成25年度)	
171	自転車駐輪場定期使用料減免	国分寺市有料自転車等駐車条例第7条の規定により、生活保護・児童扶養手当・児童育成手当受給世帯及び身体障害者に対し自転車等駐車場定期使用料の減免を行なう事業。	身体障害者、生活保護・児童扶養手当・児童育成手当受給者及びその家族		児童扶養手当・身体障害者・生活保護	児童扶養手当47名・身体障害者28名・生活保護1名	児童扶養手当・身体障害者・生活保護	申請に基づくため数値化しづらい。	
172	国分寺市奨学資金	成績良好・健康で経済的に就学困難な高校進学者または高校在学者に対して奨学資金を支給する事業。	高等学校に在学する子弟をもつ国分寺市在住の者	高校生の子弟を持つ者	支給人数	115人	支給人数	115人	就学に対する経済的な不安を取り除く
173	幼児養育費補助金交付事業	幼児教室等へ通所している3～5歳児の保護者及び4・5歳児を家庭で保育をしている保護者に対し申請により月3,200円を補助する事業。	就学前児童	3歳から5歳	幼児教室通所世帯数及び交付金額	世帯数:45世帯 補助金交付金額:1,728,000円	幼児教室通所世帯数及び交付金額	申請に基づくため数値化しづらい。	対象世帯に適正に支給されている
174	母子自立支援員による母子相談・母子福祉資金の貸付	・生活上のさまざまな問題に関する相談をうけ、児童扶養手当・児童育成手当、義務教育就学援助及び公共職業訓練所への斡旋等、生活、就労面の情報提供等の支援を行う。 ・配偶者のいない母子・女性を対象として、経済的・社会的に安定した生活が送れるよう、各種資金の貸付を行う。	母子家庭の母と子ども		新規貸付決定件数・金額	26件 18,913千円	新規貸付決定件数・金額	40件 30,000千円	世帯が必要とする資金を一時的に貸付けることにより、世帯の自立が促進される。

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
母子保健法に基づく事業ではあるが、時代にそぐわない面もあると感じる。現状が不明な中、生活保護世帯支援策の中での対応を検討したい。	健康推進課		母子健康相談事務事業	乳幼児母性健康相談事務事業(母子栄養食品の支給)	3.市事業	43	母子栄養食品支給	1.変更なく継続	
	学務課		私立幼稚園等補助金事務事業		3.市事業	44	国分寺市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	1.変更なく継続	
	学務課		私立幼稚園等補助金事務事業		3.市事業	45	国分寺市私立幼稚園就園奨励費補助金	1.変更なく継続	
	子育て支援課		学童保育所の保育事務事業		3.市事業	46	学童保育所事業への参加費補助	1.変更なく継続	
	子育て支援課		児童手当等支給事務事業		3.市事業	47	国分寺市心身障害児童福祉手当	1.変更なく継続	
	道路管理課		自転車駐輪場事務事業		3.市事業	48	自転車駐輪場定期使用料減免	2.修正して継続	
政府の政策により高校が無償化した場合に施策の目的が重複する	庶務課		奨学資金事務事業		3.市事業	49	国分寺市奨学資金	1.変更なく継続	
在宅保育の家庭数及び幼児教室に通所している家庭が、適正に補助を受けているか(未申請がないか)を調査確認する必要がある。	保育課		幼児養育事務事業	幼児養育費補助金	3.市事業	50	幼児養育費補助金交付事業	1.変更なく継続	
生活保護等他制度との連携	生活福祉課	学務課・子育て支援課	母子女性福祉資金貸付事務事業		2.都事業	21	母子自立支援員による相談;児童扶養手当の支給;母子福祉資金の貸し付け;義務教育就学援助;母子生活支援施設への入所;就労支援	2.修正して継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
175	母子生活支援施設入所	生活上の問題で子どもの養育が十分にできない場合に、居室を提供し生活支援を図る事業。	母子家庭の母と子ども		母子生活支援施設入所延べ世帯数	12件	母子生活支援施設入所延べ世帯数	36件	安心して出産する場や生活する場を確保し、母子世帯の生活の安定を図る。
176	民生委員による相談	子育て・母子保健・地域生活・教育・学校生活等の日常的な子どもに関する相談について関係機関(行政・児童相談所・保健所・警察署・社会福祉協議会等)と連携して情報提供を行う事業。	全市民		相談件数(子どもに関する相談)	391件(平成20年度実績)	相談件数(子どもに関する相談)	400件	乳児を抱える家庭へ民生委員の周知が必要
177	男女平等推進センターでの相談事業	男女平等推進センターにおいて女性のためのカウンセリングや女性法律相談を実施する事業。悩みを抱えるひとり親家庭への一助にもなっている。	女性		常駐相談員数	0人(平成20年度実績相談者数173人)	常駐相談員数	1人	
178	生活保護	生活に困窮するすべての国民に対して最後のセーフティネットとして保護基準に従い最低限度の生活を保障するし、自立助長を支援する事業。	市民		被保護世帯	632世帯	被保護世帯	700世帯	最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する
179	ひとり親ホームヘルプサービス	就業、技能取得等の自立に向けた活動又は疾病等のため、日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭にヘルパーを派遣して、家事等の必要なサービスを提供する事業。	ひとり親家庭	義務教育終了前の児童がいるひとり親	利用世帯数	14世帯	利用世帯数	20世帯	
180	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母の職業能力開発のための指定講座の受講料の20%を支給する事業。	母子家庭の母		支給件数	0件	支給件数	5件	自立に意欲のある母子世帯が、職業能力開発講座を受講することにより、経済的自立が促進される。
181	高等技能訓練促進費事業	母子家庭の母の経済的自立に効果的な資格を取得するにあたって、2年以上養成機関等で修業する場合、生活費の負担軽減を図るため、高等技能訓練促進費を一定期間支給する。また、修業終了時には、入学支援修了一時金を支給する事業。	母子家庭の母		支給件数	4件	支給件数	10件	自立に意欲のある母子世帯が、就職に有利な資格を取得することにより、経済的自立が促進される。
182	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童で、児童扶養手当受給資格と同じような状態にある母子、父子家庭等に対し、医療費の自己負担分を助成する事業。ただし、課税世帯については一部負担あり。所得制限がある。	母子、父子家庭	18歳年度末まで	受給者数	1,182人(平成21年3月末現在)	受給者数	1,200人(平成26年3月末現在)	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
生活保護等他制度との連携	生活福祉課	子育て支援課	入院助産及び母子生活支援施設入所事務事業		1. 国事業	22	生活保護面接相談；児童育成手当の支給・女性福祉資金の貸し付け・母子アパートの入所・公共職業訓練所への斡旋	2. 修正して継続	
相談内容によっては民生委員と主任児童委員との連携を密に行っていく	生活福祉課	社会福祉協議会	民生委員等事務事業		3. 市事業	23	民生委員による相談	1. 変更なく継続	
常駐の相談者がいないため、相談日外の適切なアドバイスが出来ない	男女平等人権課		男女平等推進センター運営等事務事業		3. 市事業	24	女性センターでの相談事業	1. 変更なく継続	
被保護世帯の増加	生活福祉課		生活保護事務事業、生活保護扶助事務事業		1. 国事業	25	生活保護	1. 変更なく継続	
セーフティネットとしての周知の方法を検討する。	子育て相談室		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事務事業		3. 市事業	27	ひとり親ホームヘルプサービス	1. 変更なく継続	
対象者への周知	生活福祉課		母子家庭自立支援給付金等事務事業		1. 国事業	29	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	1. 変更なく継続	
対象者への周知	生活福祉課		母子家庭自立支援給付金等事務事業		1. 国事業	30	高等技能訓練促進費事業	1. 変更なく継続	
	子育て支援課		ひとり親家庭医療費助成事務事業		3. 市事業	31	ひとり親家庭等医療費助成制度	1. 変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようにしているか
					指標	数値	指標	数値	
183	バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり、道づくり	バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり、道づくりの検討に子どもも社会の一員として考える。	市民					数値化しづらい。	
184	都赤ちゃんふらっと事業の推進	赤ちゃんを連れて出かけたときに、授乳ができた、トイレが使用できたり、おむつ替えができる施設を増やすことを目的に、全庁的な啓発をする。都の事業としては、施設整備が補助対象となる。	乳幼児と保護者	主に3歳程度	実施施設数	1箇所	実施施設数	20箇所(児童館・公民館・市役所等の公共施設)	一定程度認定された後は、施設整備をして拡充する必要がある。
185	安全設備の設置	道路照明灯、道路区画線等の交通安全施設を整備することにより、交通危険箇所を解消し、交通事故の防止を図る事業。	市民		照明灯街灯カーブミラー道路路面表示看板バリケード等	新設数 照明灯...10 街灯...5 ミラー...7	照明灯街灯カーブミラー道路路面表示看板バリケード等	新設数 照明灯...10 街灯...5 ミラー...7	
186	交通安全啓発ポスターの募集	交通事故防止対策の一環として、交通安全啓発ポスターを作成し、配布・掲示することにより交通安全に対する周知をする事業。	小学生	小学校4年生	応募件数	400件	応募件数	450件	
187	水質分析等調査	安全な河川等の水質調査として野川水質分析、湧水分析、野川水生生物、井戸水水質などの調査・分析を実施する。	市民		調査・分析実施回数	水質:年1回3地点 湧水:年7回2地点 水生生物:年1回1地点 井戸水:年1回20地点(平成20年度)	調査・分析実施回数	水質:年1回3地点 湧水:年7回2地点 水生生物:年1回1地点 井戸水:年1回20地点	
188	大気環境分析等調査	児童の通園、通学等、幹線道路沿線の大気調査、自動車排気ガス測定、自動車騒音・振動・交通量および酸性雨等の調査を実施する。	市民		調査・分析実施回数	大気、排気ガス、騒音・振動:年2回7地点 酸性雨:毎月1地点	調査・分析実施回数	大気、排気ガス、騒音・振動:年2回7地点 酸性雨:毎月1地点	
189	ダイオキシン類調査	人体に有害な物質、ダイオキシンについて、学校、公園で隔年において大気、土壌の調査を実施する。	市民		調査・分析実施回数	1回	調査・分析実施回数	1回	
190	セーフティ教室等の開催	児童・生徒の発達段階に応じて、犯罪に巻き込まれないための危険予知能力や危険回避能力を養う事業。また、家庭や地域社会との犯罪防止に向けた共通理解を図り、関係諸機関との連携を確立する。また、学校に不審者が侵入した場合を想定し、安全に避難する方法を身に付ける。	子ども	小学生 中学生	セーフティ教室等開催回数	15回	セーフティ教室等開催回数	15回	犯罪への危険予知等能力を養うことができる。

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題として いること)	担当部署		予算上の事務 事業名	予算上の細事 業名	事業の 性質 (1.国 2. 都 3.市 の事業)	第一期計画掲載時		第二期計画 へのつながり	第二期へ継 続しない場合 の理由
	所管課	関係課等				通 番	事業名		
関係課が複数にまたがる事業であり、どのように評価するかが課題である。		建設課・障害者相談室・都市計画課・子育て支援課	子どものために特化したバリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり、道づくり事業はない		3. 市事業	172	バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり、道づくり	2. 修正して継続	
施設整備の必要な施設も有り、当面、整備 unnecessary 施設から推奨シールの申請等を行っていく。	子育て支援課	各課	子育て推進に要する経費	赤ちゃんふらっと事業	2. 都事業	266		5. 新規事業	
使用器具の検討	道路管理課		交通安全施設整備事務事業 交通安全推進事務事業 交通安全施設維持管理事務事業		3. 市事業	173	安全設備の設置	2. 修正して継続	
応募者の増加	道路管理課		交通安全推進事務事業		3. 市事業	177	交通安全啓発ポスターの募集	2. 修正して継続	
	環境計画課		公害調査測定等事務事業		3. 市事業	178	水質分析等調査	1. 変更なく継続	
	環境計画課		公害調査測定等事務事業		3. 市事業	179	大気環境分析等調査	1. 変更なく継続	
	環境計画課		公害調査測定等事務事業		3. 市事業	180	ダイオキシン類調査	1. 変更なく継続	
警察署や関係機関との連携を深め、実施内容等の検討を行っていく必要がある。	学校指導課	庶務課	教育研究指導事務事業		3. 市事業	182	セーフティ教室	1. 変更なく継続	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
191	子ども110番の家の設置	子どもが被害を受けたり、身の危険を感じたときに安心して避難できる「子ども110番の家」の設置を行う事業。	子ども	小学生 中学生	協力件数	1,150件	協力件数	1,400件	身の危険を感じたときに安心して避難することができる。
192	国分寺駅南口・北口パトロールの実施	学校長期休業時、子どもたちの安全を図るため、小金井警察・PTA・民生児童委員・保護司・青少年問題協議会等で午後6時30分から1時間程度、ゲームセンター等中心に巡回する事業。(夏期休業時:1回,冬期:1回,春期:1回,1回:3日間)	市内小 中学生	小中学生	巡回回数	年2回	巡回回数	年2回	
193	防犯パトロールの実施	子どもたちの安全確保など市内の防犯対策のため、自主防犯活動団体による防犯パトロールや市職員等による青色防犯パトロールの実施を推進する事業。	市民 職員	成人	実施団体数	35団体	実施団体数	60団体	
194	防犯まちづくり委員会の設置	市主催の講習会を修了し地域で活動する防犯リーダーを、防犯まちづくり委員に認定して防犯まちづくり委員会を設置し、市内の自主防犯活動を推進する事業。	市民	成人	委員数	30人	委員数	180人	
195	防犯リーダー養成講習会の開催	防犯知識を習得できる講習会を実施して地域で活動する防犯リーダーを養成し、地域での自主防犯活動の活性化を図る事業。	市民	成人	参加者数	49人	参加者数	30人	
196	自主防犯活動団体、PTAとの意見交換会等の実施	自主防犯活動団体やPTAとの意見交換会等を行い、子どもたちなど市民の安全上の問題点や情報を共有し、その対策等について話し合いを行う事業。	市民	成人	意見交換会等の回数	4回	意見交換会等の回数	4回	
197	事件災害情報の迅速な提供	事前に登録した市民等に不審者や事件、災害情報を電子メールで配信する事業。	市民	成人	登録者数	5,000人	登録者数	5,500人	
198	自主防犯活動団体による児童の見守り活動の推進	現在、自主防犯活動団体では登下校時に児童の見守り等を実施しているが、更に多くの団体に要請し、登下校時に合わせた防犯パトロールや見守り活動を推進する。	市民団体	成人	実施団体数	10団体	実施団体数	35団体	実施団体数が増加している
199	防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施	児童が犯罪の被害に巻き込まれる危険性の高い通学時の安全確保のため、下校時間前に防災行政無線を使用して地域住民等に子どもの見守り活動の呼びかけを行う。	市民	成人	放送回数	1日1回	放送回数	1日1回	放送の継続
200	こどもを守るネットワーク(略称「こどもネット」)への参加	連合東京三多摩地域協議会が主宰する「こどもネット」に参加し、市庁用車及び協力事業者所有車にこどもネットのステッカーを貼付して、一時保護等子どもを守る活動を実施する。	市職員 及び事業者	成人	協力事業者数等	未実施	協力事業者数等	市及び18事業者	協力事業者が増加している。
201	市立小・中学校周辺における自主防犯活動拠点の設置	学校及び周辺の安全を確保するため、校内の既存の施設や周辺の空き店舗や事務所を活用した地域の防犯ボランティアが集まることのできる自主防犯活動拠点を設置する。	市民団体	成人		未実施	活動拠点数	2箇所(2校)	活動拠点数が増加している

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
地域によっては、設置の少ない地域があり、特に、その地域に協力を呼び掛ける必要がある。	学校指導課		教育研究指導事務事業		3.市事業	184	子ども110番の家	1.変更なく継続	
小中学生を対象としたパトロールであるため、夕刻の比較的早い時間(18:30~)に実施しているが、実施時間については、柔軟に検討していく必要がある。また、同様のパトロールを行っている他団体との調整を今後も続け、効果的なパトロールを実施したい。	庶務課		小学校の運営事務事業・中学校の運営事務事業		3.市事業	185	国分寺駅南口・北口パトロールの実施	1.変更なく継続	
市民及び市職員の協力	くらしの安全課	庶務課	防犯事務事業		3.市事業	186	パトロール	2.修正して継続	
委員数の確保	くらしの安全課		防犯事務事業		3.市事業	187	(仮)安心安全協議会の制定	2.修正して継続	
定員の確保	くらしの安全課		防犯事務事業		3.市事業	188	防犯に関する講習会	2.修正して継続	
出された意見への対応	くらしの安全課		防犯事務事業		3.市事業	189	PTA等との意見交換会	2.修正して継続	
登録者の増加と迅速な情報提供	くらしの安全課	子育て支援課・保育課・学校指導課・学務課	防犯事務事業		3.市事業	190	事件事故情報の迅速な提供	2.修正して継続	
団体数の確保	くらしの安全課	学校指導課	防犯事務事業		3.市事業	259		5.新規事業	
放送に対する苦情への対処、活動に参加する市民の増加	くらしの安全課	学校指導課	防犯事務事業		3.市事業	260		5.新規事業	
協力事業者の確保	くらしの安全課		防犯事務事業		3.市事業	261		5.新規事業	
自主防犯活動拠点の確保	くらしの安全課	庶務課・経済課	防犯事務事業		3.市事業	262		5.新規事業	

通番	事業名	事業概要	主な対象者	主な対象年齢	H21年度状況		H26年度目標値		目標を達成したとき、どのようになっているか
					指標	数値	指標	数値	
202	児童相談所・子ども家庭支援センター・主任児童委員との連携	警察・児童相談所や子ども家庭センター、主任児童委員が連携して、被害にあった子どもの支援を実施する。	要支援・要保護家庭		個別ケース会議開催対象家庭数	30家庭 (平成20年度)	個別ケース会議開催対象家庭数	40家庭	
203	児童館と地域子育て支援活動の連携	地域の子どものための活動へ、児童館職員の派遣協力を行う。例：青少年地区育成祭・講演会・本多子ども祭・泉町防災連合会の祭・地域防災映画・防災訓練・肩車の会祭・PTAからの要請など。	子どもと保護者	18歳未満	全児童館の地域共催行事などの実施回数	8回	全児童館の地域共催行事などの実施回数	8回	
204	児童館における、施設使用の提供・備品貸し出し	児童への還元を目的とする団体の活動の施設利用を可したり、備品の貸し出しを行う事業（貸し切りは不可）。	活動団体		施設・備品の貸出件数	6件	施設・備品の貸出件数	6件	
205	子ども読書活動推進計画の事業の実施	平成20年度に策定した「国分寺市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動推進事業を実施する。	子ども	0～18歳	ブックリストの種類	4	ブックリストの種類	8	
206	児童館・公民館における異世代間交流事業	各館で、地域の高齢者のボランティアによる児童への遊びの指導などを実施している。本多児童館では、本多公民館との共催事業で、3世代交流事業として、様々な体験可能な文化事業が行われている。今後、地域の小中高生及び大学生による異世代間交流の場を作り、お互いに関わりを深めるよう進める。	市民		数値化しづらい。		数値化しづらい。		
207	「国分寺市子育て・育ちいきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)地域協議会」	国分寺市子育て・育ちいきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)の進捗状況を把握・評価し、課題の抽出を行う。(市民等組織)	子どもと保護者	18歳未満	設置状況	未設置 (市民ワークショップ形式で実施)	設置状況	有	
208	国分寺市次世代育成支援対策地域行動計画推進会議	国分寺市子育て・育ちいきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)の進捗状況評価を全庁的な視点で行う。(庁内組織)	職員		開催回数	3回	開催回数	3回	
209	子ども施設整備	全庁的な施設整備計画を基に施設の改修等を順次計画的に行う。	子どもと保護者	18歳未満	全庁的な台帳の整理	無	全庁的な施設整備計画	有	
210	職員研修の充実	市民協働のより一層の推進を図るために職員に対して、スポット研修を実施するほか、必要に応じて課別研修を職員課の研修に位置づけるなど研修の充実を図る。	全職員		研修数(内容)		研修数(内容)		職員が研修内容を理解し日常業務に活かせる
211	子ども関連施策の総合調整機能の充実	子ども関連政策・施策の総合調整と効率的な執行を図るため、総合調整機能を持つ組織を検討し、横断的なつながりを強化し、問題解決にあたる。			総合調整担当部署の明確化	0	総合調整担当部署の明確化	1	
212	子ども施策に関する計画の策定及び見直し	子ども施策に関する計画の策定及び見直しを行う。	全市民		策定状況	作業	策定状況	平成25年度に引き続き2ヵ年作業	

課題(次世代育成の点から所管課がこの事業の課題としていること)	担当部署		予算上の事務事業名	予算上の細事業名	事業の性質 (1.国 2.都 3.市の事業)	第一期計画掲載時			
	所管課	関係課等				通番	事業名	第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
地域における子育て・子育て力がついた社会形成ができるのであれば、数値は減少する。如何にして地域力を醸成することができるかが課題である。	子育て相談室	子育て支援課・保育課・生活福祉課	子ども家庭支援センター事務事業		3. 市事業	191	児童相談所・子ども家庭支援センター・主任児童委員との連携	1. 変更なく継続	
	子育て支援課		児童館の運営(行事等)事務事業	児童館関係事務事業(いずみ, 本多, にしまち, ひかり, しんまち, もとまち児童館)	3. 市事業	113	子ども会と児童館の共催行事・児童館職員のパ遣	1. 変更なく継続	
	子育て支援課		児童館の施設維持管理事務事業	児童館関係事務事業(いずみ, 本多, にしまち, ひかり, しんまち, もとまち児童館)	3. 市事業	119	児童館における, 自主保育・幼稚園保護者・PTA等へ施設使用・備品貸し出しの提供	1. 変更なく継続	
	図書館		図書館事務事業	子ども読書活動推進等関係事務事業	3. 市事業	254		5. 新規事業	
	公民館	子育て支援課	児童館の運営(行事等)事務事業・公民館事務事業		3. 市事業	122	児童館・公民館における異世代交流事業	1. 変更なく継続	
	子育て支援課		子育て推進事務事業		3. 市事業	223	市民参加の「(仮)次世代育成支援対策地域協議会」の設置・運営	1. 変更なく継続	
	子育て支援課	各課	子育て推進事務事業		3. 市事業	226	(仮)次世代育成支援対策推進会議の設置・運営	1. 変更なく継続	
当面, 全庁的な台帳等の整理から行っており, 今後, 施設施設計画の策定へと検討を進める必要がある。			各施設における維持管理事務事業 各施設における施設整備事務事業 建築設計事務事業		3. 市事業	227	施設整備計画の策定	2. 修正して継続	
・全職員が受講することは困難である。 ・日常業務や他の研修との兼ね合いが難しい	職員課	各課	職員研修事務事業		3. 市事業	228	職員研修の充実を図る	2. 修正して継続	
	政策経営課	子育て支援課	企画事務事業		3. 市事業	233	子ども関連施策の総合調整機能の充実	1. 変更なく継続	
自治基本条例に基づく手続きを要する。	子育て支援課	各課	子育て推進事務事業		3. 市事業	235	次期「児童育成計画」策定への反映	1. 変更なく継続	

第二期へ継続しない事業一覧

第一期計画掲載時		第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
通番	事業名		
2	先駆型子ども家庭支援センターの認定	3.完了のため継続しない	通番16に統合のため
4	親子ひろばC型の開設	4.不要のため継続しない	通番10に統合のため
10	外国人家庭への子育て支援		現段階では担当課が決まらず、全庁的な問題のため課題として取り扱う。
19	職員の地域会議等への参加	4.不要のため継続しない	計画事業として位置づける内容ではない。
26	ひとり親家庭居住安定支援事業	3.完了のため継続しない	
28	ひとり親家庭への支援全般についての協議検討		現段階では担当課が決まらず、全庁的な問題のため課題として取り扱う。
53	保育室事業(補助額増)	3.完了のため継続しない	終了したため。
55	認可保育所整備事業	3.完了のため継続しない	終了したため。
56	認可保育所分園設置事業	3.完了のため継続しない	終了したため。
57	認可保育所設置事業(恋ヶ窪保育園改築事業)	3.完了のため継続しない	終了したため。
68	訪問型一時保育		現段階では担当課が決まらず必要性の再検討も含めて、子ども福祉部にて課題として取り扱う。
69	訪問型病児保育		現段階では担当課が決まらず必要性の再検討も含めて、子ども福祉部にて課題として取り扱う。
77	学童保育所の三期休業時保育時間の延長	4.不要のため継続しない	通番137に統合して実施
94	性の尊重をテーマとした講座等の実施	4.不要のため継続しない	通番90に統合して実施
106	事業者への両立支援に関する啓発	4.不要のため継続しない	通番103に統合して実施
109	市のホームページに、子ども向けページの設置	4.不要のため継続しない	市のホームページに子どもや学校ごとの内容があるため。
110	地域子ども施設のあり方の検討	4.不要のため継続しない	通番9事業に統一化する。
112	青少年問題協議会	4.不要のため継続しない	計画事業として位置づける内容ではない。
114	青少年育成団体指導者保険制度	4.不要のため継続しない	計画事業として位置づける内容ではない。
115	文化活動連絡協議会への補助金交付	4.不要のため継続しない	文化団体に対する補助事業であり、本計画の対象事業とするには無理がある。
118	アラジン運営委員会への補助金	4.不要のため継続しない	18歳以上を対象とした事業であるため、本計画には該当しない。
123	東元町高齢者複合施設建設時の交流施設の設置	3.完了のため継続しない	終了したため。
124	親父の会の活動支援	4.不要のため継続しない	現在、第六小学校地区の親父の会が学校キャンプに関わっているだけである。“父親の子育ち・子育てに関わること”の重要性は理解するものの、“親父の会”を特定して支援するという計画項目は、現在の親父の会の活動状況などから、計画に載せるほどの今後の展開が望めない。
125	高齢者の力の活用		現段階では担当課が決まらず、全庁的な問題のため課題として取り扱う。
126	東京都青少年健全育成協力員制度	4.不要のため継続しない	東京都の事業であるため計画事業の位置づけには該当しない。
128	移動児童館事業の拡充	3.完了のため継続しない	通番27に統合して実施
135	児童館・学童保育運営の民間委託	4.不要のため継続しない	通番67に統合して実施
138	第2・4土曜日午前あそび場校庭開放	3.完了のため継続しない	
139	平日の放課後校庭開放(100日間)	4.不要のため継続しない	通番75に移行して実施

第一期計画掲載時		第二期計画へのつながり	第二期へ継続しない場合の理由
通番	事業名		
146	障害児・不登校児など、独自のペースで育とうとする子どもたちの「居場所」づくり		通番75・150・9に分かれて実施
151	中高生利用可能な時間帯の設定	4. 不要のため継続しない	通番77に統合して実施
152	中高生向け児童館事業の拡充	4. 不要のため継続しない	通番17に統合して実施
154	公民館利用申し込みの承認	3. 完了のため継続しない	
161	児童館事業における各種企画(野外キャンプ・館内宿泊・地域見学企画・ライブ等)	4. 不要のため継続しない	通番64(乳幼児向け)、17に統合して実施
169	中学校での学校給食の実現	3. 完了のため継続しない	平成19年10月より、弁当併用外注方式により実施
170	公園施設等のバリアフリー・ユニバーサル化		通番183に統合
171	バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり、道づくり		通番183に統合
174	道路新設改良事業	4. 不要のため継続しない	次世代育成支援を主たる目的として行っている事業ではないため、第二期計画へは継続しない。
175	交差点改良事業	4. 不要のため継続しない	次世代育成支援を主たる目的として行っている事業ではないため、第二期計画へは継続しない。
176	幹4号線整備事業	4. 不要のため継続しない	次世代育成支援を主たる目的として行っている事業ではないため、第二期計画へは継続しない。
181	都市計画道路の整備	4. 不要のため継続しない	次世代育成支援を主たる目的として行っている事業ではないため、第二期計画へは継続しない。
183	「学校110番」を活用した防犯訓練	2. 修正して継続	通番190に統合して実施
192	子どもの権利条約、権利カルタの活用・普及	2. 修正して継続	通番1に統合して実施
194	啓発資料の作成(中学生向け)	2. 修正して継続	通番1に統合して実施
195	SOSコールの設置	2. 修正して継続	通番6に統合して実施
196	子どもの権利条例の制定	3. 完了のため継続しない	第二期計画を策定するまでには、条例の制定が行われる見込みのため。
199	子ども会組織の再編に向けて検討の要請	4. 不要のため継続しない	行政主導の事業ではないと考えるため
201	児童館キャンプへの、高校生ボランティアの参加	4. 不要のため継続しない	通番26に統合して実施
209	要保護児童対策地域協議会の設置	3. 完了のため継続しない	設置は完了し、通番14に移行して実施。
210	非行からの立ち直り支援		教育や子育て相談室にて相談等の対応は行っているが、事業化はしていないため。
219	くぬぎ青年教室	4. 不要のため継続しない	18年度より対象年齢18歳以上に引きあげたため
220	高学年を視野に入れた相談体制の拡充	4. 不要のため継続しない	通番92に統合して実施
221	レスパイト	4. 不要のため継続しない	通番42に統合して実施
222	チャイルドラインの設置	2. 修正して継続	通番6に統合して実施
229	申請様式の統一化	4. 不要のため継続しない	利用者の利便性と個人情報保護という、2つの観点から検討する必要がある。
230	恒常的PRの実施(市広報「センターだより」・「児童館通信」・「子どもの情報誌」)	4. 不要のため継続しない	通番116に統合して実施
231	インターネットの活用(ホームページ等)	4. 不要のため継続しない	通番116に統合して実施
232	各年ごとの施策・事業の進捗状況の把握	4. 不要のため継続しない	通番207に統合して実施
234	国分寺市子ども委員会設置		全庁的な問題のため課題として取り扱う。

計画の事業カレンダー

(このページより両面で A3 折り込み)

国分寺市子育て・子育ていきいき計画

(第二期国分寺市次世代育成支援対策地域行動計画)

平成 22 年 3 月

編集・発行 国分寺市 子ども福祉部子育て支援課
国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
電話 0 4 2 - 3 2 5 - 0 1 1 1 (代表)